

三 大正期の所得税

37、大正2年 所得税法の改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル所得税法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正二年四月七日

内閣總理大臣伯爵 山本権兵衛
大藏大臣男爵 高橋是清

法律第十三号 (官報四月八日)

所得税法中左ノ通改正ス

第三条 所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得

甲 合名会社、合資会社 所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用ス

五千円以下ノ金額 千分ノ四十

五千円ヲ超ユル金額 千分ノ五十

一万円ヲ超ユル金額 千分ノ六十

一万五千円ヲ超ユル金額 千分ノ七十

二万円ヲ超ユル金額 千分ノ八十

三万円ヲ超ユル金額 千分ノ九十

五万円ヲ超ユル金額 千分ノ百
 七万円ヲ超ユル金額 千分ノ百十
 十万円ヲ超ユル金額 千分ノ百二十
 二十万円ヲ超ユル金額 千分ノ百三十
 千分ノ六十二、五

乙 株式会社、株式会社合資会社、其ノ他ノ法人

第二種 此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ為ス公債社債ノ利子 千分ノ二十

第三種 前二種ニ属セサル所得 所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ適次ニ各稅率ヲ適用ス

千円以下ノ金額 千分ノ二十五
 千円ヲ超ユル金額 千分ノ三十五
 二千円ヲ超ユル金額 千分ノ四十五
 三千円ヲ超ユル金額 千分ノ五十五
 五千円ヲ超ユル金額 千分ノ七十
 七千円ヲ超ユル金額 千分ノ八十五
 一万円ヲ超ユル金額 千分ノ百
 一万五千円ヲ超ユル金額 千分ノ百二十
 二万円ヲ超ユル金額 千分ノ百四十
 三万円ヲ超ユル金額 千分ノ百六十
 五万円ヲ超ユル金額 千分ノ百八十

七万円ヲ超ユル金額 千分ノ二百
 十万円ヲ超ユル金額 千分ノ二百二十

株式会社、株式会社合資会社ニシテ株主又ハ株主及社員ノ數二十人以下ヲ以テ組織シタルモノナルトキハ、其ノ所得ニ對シテ第一種甲ノ稅率ヲ適用ス

前項ノ株主又ハ社員ノ數ハ事業年度末日ノ現在ニ依ル

前二項ノ場合ニ於テ会社ヲ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ、其ノ無記名式ノ株券ニ對スル株主ノ數ハ、其ノ無記名式ト為スコトヲ請求シタル株主ノ數ニ依ル

第一種甲ノ稅率ヲ適用スヘキ場合ニ於テハ、法人ノ事業年度ノ月數ヲ以テ十二月ヲ除シタル數ヲ、其ノ事業年度ノ所得金額ニ乘シタルモノニ對シ適用シテ算出シタル金額ヲ十二分シ、其ノ事業年度ノ月數ヲ乘シテ其ノ稅額ヲ定ム
 第三種ノ稅率ヲ適用スヘキ場合ニ於テ、戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ、其ノ總額ニ對シ適用シテ算出シタル金額ヲ戸主及其ノ同居家族ノ所得ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム、戸主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ

第四条 第一種ノ所得ハ保險会社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剰余金ニ依リ、其ノ他ノ法人ニ在リテハ、各事業年度總益金ヨリ同年度總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル、但シ第二条ニ該當スル法人ノ所得ハ、此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スルモノニ限ル

前項ノ場合ニ於テ總益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受ケタル記當金、又ハ此ノ法律施行地ニ於テ支払ヲ受ケタル公債社債ノ利子アルトキハ之ヲ控除ス、保險会社ノ利益金又ハ剰余金ノ計算ニ付亦同シ

第四条ノ二 第二種ノ所得ハ其ノ支払ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第四条ノ三 第三種ノ所得ハ左記各号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算出ス

一 俸給、給料、手当、歳費、年金、恩給、退隠料、營業ニ非サル貸金預金ノ利子及第二種所得ニ屬セサル公債社債ノ利子ハ其ノ收入ノ算年額

二 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入ノ算年額、但シ前三年以來引続キ自作セス、小作セス、又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ、近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入ノ算年額

三 山林伐採ノ所得ハ前年ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

四 外国又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受クル配当金ハ前年ノ收入金額

五 其ノ他ノ所得ハ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル收入ノ算年額

第四条ノ四 第三種ノ所得中、俸給・給料・手当・歳費ニ付テハ、收入ノ算年額ヨリ其ノ十分ノ一ヲ控除シタルモノヲ以テ所得トス

第四条ノ五 第三種ノ所得ニ付前二条ノ規定ニ依リ算出シタル金額五百円以下ナルトキハ百五十円ヲ、七百円以下ナルトキハ百円ヲ、千円以下ナルトキハ五十円ヲ、其ノ所得ヨリ控除ス

第三条第六項ノ場合ニ於テハ、其ノ合算額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス

第四条ノ六 府県郡市町村其ノ他ノ公共団体、神社、寺院、祠宇、仏堂及民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得税ヲ課セス

第五条 第三種ノ所得ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノニハ所得税ヲ課セス

一 軍人從軍中ノ俸給・手当

二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給・退隠料

三 旅費・学資金及法定扶養料

四 営利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

五 外国又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル資産・營業又ハ職業ニ依ル所得

六 此ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配当金及割賦賞与金

七 乗馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糞・糞畜料及馬匹保統料

第五条ノ二 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ営ム者ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

第六条中「三百円」ヲ「四百円」ニ、但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ、第三条第六項ノ合算額四百円ニ滿ツルトキ、又ハ第四条ノ五ノ規定ニ依ル金額ヲ控除シタル為、四百円ニ滿タサルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七条 第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ、各事業年度ニ於ケル財産目録、貸借対照表、損益計算書及第四条ノ規定ニ依リ計算シタル所得ノ明細書ヲ添付シ政府ニ申告スヘシ、但シ第二条ニ該当スル法人ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得ノ明細書ヲ添付スヘシ

第九条 第一種ノ所得金額ハ第七条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定シ、第三種ノ所得金額ハ所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

調査委員会閉会後第三種ノ所得ヲ有スル者納税義務アルコトヲ申出テ、又ハ納税義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ、政府其ノ所得金額ヲ決定ス

第十一條及第十三條中「北海道、沖繩県」ニ改ム

第十四條 選挙区域内ニ住居シ前年第三種ノ所得税ヲ納メタル者ニシテ、第八條ノ申告ヲ為シタルモノハ、調査委員選挙人ヲ選挙シ、又ハ調査委員、補欠員若ハ調査委員選挙人ニ選挙セララルコトヲ得、但シ左ニ記載シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁済ヲ了ヘサル者及家産分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ、其ノ確定シタル時ヨリ復権ノ決定確定スルニ至ルマテノ者

三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ、又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレ復権ヲ得サル者

五 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ニシテ、其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテノ者

六 第四十六條ノ規定ニ依リ処罰セラレタル後五年ヲ経サル者

前項ノ場合ニ於テ被相続人ノ為シタル納税又ハ申告ハ、其ノ相続人ノ納税又ハ申告ト看做ス

第十八條 選挙ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選挙人ハ自ら投票所ニ至リ被選挙人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

第二十一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ投票ニ記載スヘキ被選挙人ノ數ハ、調査委員又ハ補欠員ノ定數ノ二分ノ一トシ、一人未満ノ端數ヲ生シタルト

キハ一人トシテ計算ス

第二十四條 調査委員及補欠員ノ任期ハ選挙ノ日ノ属スル月ヨリ四年トス、但シ其ノ選挙区域ニ変更ヲ生シタル場合

ニ於テハ其ノ任期ハ終了スルモノトス

第二十四條ノ二 調査委員及補欠員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第二十四條ノ三 調査委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ、投票ノ最多數ヲ得タル補欠員ヨリ順次之ヲ補充シ、投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り、同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條ノ四 補欠員ヨリ調査委員ト為リタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

選挙区域ノ変更ニ依リ新ニ選挙セラレタル調査委員及補欠員ノ任期ハ、選挙区域変更前ニ於ケル調査委員及補欠員ノ選挙ノ日ノ属スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第二十四條ノ五 調査委員又ハ補欠員ニ選挙セラレタル者、第十四條第一項但書各号ノ一二該当スルニ至リタルトキ、又ハ第三種ノ所得ニ付納税義務ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第三十三條中「日当」ヲ「手当」ニ改ム

第三十三條ノ二 第三種ノ所得ニ属スル俸給・給料・手当・歳費・年金・恩給又ハ退職料ノ支払ヲ為ス者ハ、其ノ支払ヲ受クル者ノ氏名・住所及金額ヲ記載シタル調査委員ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ調査委員ヲ提出シタル者ニ対シテハ、命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第三十四條 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、納税義務者・納税義務アリト認ムル者、又ハ前條ノ規定ニ依リ調査委員ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第四十條中「山林ノ所得ヲ除クノ外」ヲ削リ、「所得金額四分ノ一」ヲ「収入予算年額四分ノ一」ニ改ム

第四十一条中「決定額」ヲ「収入予算年額」ニ改ム

第四十二条中「十一月一日ヨリ三十日限」ヲ「十一月一日ヨリ十五日限」ニ、「三十一日限」ヲ「十五日限」ニ改ム、左ノ一項ヲ加フ

第二項ノ規定ニ依リ徴収スヘキ所得税ヲ徴収セサルトキ、又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セサルトキハ、国税徴収法ニ依リ之ヲ支払者ヨリ徴収ス

第四十六条中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十七条ノ二 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ例ヲ用キス

第五十条中「沖繩県」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

此ノ法律ハ大正七年分所得税ヨリ之ヲ沖繩県ニ施行ス

附則

本法ハ大正二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正二年分所得税ヨリ本法ヲ適用ス、但シ大正二年分ニ限り第八条ノ毎年四月中ハ大正二年五月三十一日迄、第三十条ノ八月三十日ハ九月三十日、第四十二条ノ九月一日ヨリ三十日限ハ十月一日ヨリ十五日限トス

本法施行ノ際現ニ所得調査委員及補欠員タル者ノ任期ハ、大正二年五月末日ヲ以テ終了ス

(法令全書)

38、大正2年 所得税法施行規則の改正

朕所得税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正二年四月二十六日

内閣総理大臣伯爵 山本權兵衛

大蔵大臣男爵 高橋是清

勅令第六十五号(官報四月二十八日)

所得税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条中「第四条第一項第三号」ヲ「第四条ノ三」ニ改メ、左ノ一項ヲ加フ

山林ヲ譲渡シタル場合ニ於テハ、其ノ立竹木ノ所得ハ之ヲ山林伐採ノ所得トス

第三条 第一種ノ所得ニ付納税義務アル法人ハ、毎事業年度決算確定ノ日ヨリ七日内ニ所轄税務署ニ所得税法第七条ノ申告ヲ為スヘシ

株式会社又ハ株式会社合資会社ハ其ノ事業年度末日ノ現在ニ依リ株主又ハ社員ノ数ヲ併セテ申告スヘシ、但シ会社力無

記名式ノ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ無記名式ト為スコトヲ請求シタル株主ノ数ヲ付記スヘシ

第四条中「第二項」ヲ「第六項」ニ改メ、第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ俸給、給料、手当、歳費ニ付テハ、其ノ収入予算年額ヲ併セテ申告スヘシ

第四条ノ二中「北海道」ヲ「北海道、沖繩県」ニ改ム

第九条中「及調査委員」ヲ「調査委員及補欠員」ニ改ム

第十九条 審査委員ノ選挙ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

投票人ハ自ら投票所ニ至リ被選挙人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

投票ハ郵便ヲ以テ送付スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ投票時間ノ終了スル迄ニ到達セザリシ投票ハ無効トス

第三十一条 所得税法第三十三条ノ二ニ依リ調書ヲ提出スル場合ニ於テ、手当ニ付テハ前年分支払金額ヲモ調書ニ記載スヘシ

第三十一条ノ二 所得税法第三十三条ノ二ニ依リ調書ヲ提出スル義務アル者ハ、毎年四月中ニ所轄稅務署ニ之ヲ提出シ、其ノ年一月一日以後調書提出ノ時迄ニ金額ニ異動アリタルモノニ付テハ、異動前ノ金額、異動月日及其ノ事由ヲ調書ニ付記スヘシ

前項ノ調書ヲ提出シタル後六月三十日迄ノ間ニ異動アリタルトキハ、七月十日迄ニ其ノ異動調書ヲ提出スヘシ

第三十一条ノ三 前条ノ調書ヲ提出シタル者ニ対シテハ、其ノ請求ニ因リ其ノ調書ニ記載シタル一件一人毎ニ金五厘ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ明細書ヲ添付シ、七月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ之ヲ請求スヘシ

第三十二条 削除

第三十三条中「第二項」ヲ「第六項」ニ改ム

第三十四条中「公ニ募集シタル」ヲ削除

第三十五条中「營利ヲ目的トセサル法人」ヲ「所得税ヲ課セサル法人」ニ改メ但書ヲ削除

第三十七条 所得税法第四十条ノ申出アリタルトキハ、稅務署長ハ左記各号ノ定ムル所ニ依リ所得金額ヲ改算更訂シ、

之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

一 収入予算年額ニ減損ヲ生シタルトキハ、其ノ減損額カ収入予算年額ノ四分ノ一ニ達スル場合ニ限り、其ノ収入予算年額ヨリ之ヲ控除ス、但シ俸給、給料、手当又ハ歳費ノ収入予算年額、又ハ減損額ニ付テハ十分ノ九ヲ乘シタルモノニ依リ之ヲ計算ス

二 所得税法第四条ノ五ニ依リ控除スヘキ金額ハ、前号ニ依リ計算シタル後之ヲ控除ス

附則

本令ハ大正二年法律第十三号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス、但シ大正二年ニ限り第三十一条ノ二ノ毎年四月中ハ大正二年五月三十一日迄、六月三十日ハ七月三十一日、七月十日ハ八月十日、第三十一条ノ三ノ七月三十一日ハ八月三十一日トス

〔法令全書〕

39、大正2年 所得税法改正に付施行上心得

主秘第三一号

今般所得税法改正ニ関スル法律及勅令公布セラレ、来月一日ヨリ施行セラルルコトト相成候ニ付テハ、左記事項御心得ノ上施行上支障ナキヲ期セラレ度、依命此段及通牒候也

大正二年四月二十八日

東京稅務監督局長宛

大蔵省主稅局長

一 超過額累進税率ノ適用方ニ付テハ、便宜速算表ヲ調製シ計算ノ手数を省略スルコト
(別紙速算表参照トシテ添付ス)

二 税法第三条第五項ノ規定ニ依リ第一種甲ノ税額ヲ算出スル場合ニ於テ、事業年度ノ月数ヲ以テ十二月ヲ除シタル数ニ端数ヲ生シタルトキハ、単位以下二位ニ止ムルコト(例ヘハ事業年度ヲ前記七ヶ月後期五ヶ月ニ区分セルモノニ付テハ、前記ノトキハ一、七一トシ、後期ノトキハ二、四トスルカ如シ)

三 前項ノ数ヲ事業年度ノ所得金額ニ乗シタル金額ニ対シ、相当税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ十二分シ、更ニ事業年度ノ月数ヲ乗スルハ煩雜ナルノミナラス、十二除ノ結果端数ヲ生スル場合アルヲ以テ、前ニ乗シタル数ヲ以テ直ニ之ヲ除シテ税額トスルコト(例ヘハ一ヶ年二回ノモノハ二除シ、前例ノ場合ハ一、七一又ハ二、四二テ除スルカ如シ)

四 税法第四条ノ五ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額ハ、同第三条第六項ノ場合ニ於テハ税法第四条ノ三及同第四条ノ四ノ規定ニ依リ算出シタル金額ニ案分シ円位ニ止ムルコト

五 借入金ヲ転貸シテ利精ヲ所得スルモノノ如キハ、口数ノ多少ニ拘ハラズ所得税法第四条ノ三第五号ニ該当スル所得トシテ取扱フコト

六 山林伐採ノ所得ハ税法第四条ノ三第三号ノ規定ニ依リ算出スヘキモ、山林下草ノ所得ハ同第五号ノ規定ニ依リ算出スルコト

七 第三種ノ所得ヲ算出スル場合ニ於テ固定資本ノ減価ヲ償却スルモノアルトキハ、確實ト認ムヘキモノニ限り其ノ所得ヲ得ルノ必要ナル経費トシテ之ヲ控除スルコト

八 重要物産同業組合、森林組合、耕地整理組合ノ如キ法人ハ、税法第四条ノ六「其ノ他ノ公共団体」ニ該当スルモノトシテ取扱フコト

ノトシテ取扱フコト

九 税法第五条第四号ノ規定ヲ第三種ノ所得ニ限り適用スルコトニ改正セラレタルハ、第一種ノ所得ハ各事業年度ノ利益金、剰余金、其ノ他損益計算ノ結果ニ依ル金額ヨリ法定ノ控除ヲ為シタル金額ニ対シテ課税スヘク、其ノ營利ノ事業ニ属スルト否ト、又一時ノ所得ナルト否トヲ問ハサル趣旨ニ出テタルモノナルコト

十 俸給・給料・手当・歳費ニ付テハ、収入予算年額ヨリ其ノ十分ノ一ヲ控除シタルモノヲ以テ所得トスルモノナレハ、申告書・調査簿等ノ所得金額ハ総テ其ノ控除シタル金額ヲ記入シ、算出ノ基礎ヲ備考ニ於テ明瞭ナラシムルコト

十一 税法第四条ノ五ノ規定ニ依ル控除額ハ、申告書ニハ強テ掲記スルコトヲ要セサルモ、其ノ申告金額が同条ノ規定ニ依リ控除シタルモノナルヤ否ヤヲ調査スルコト

十二 税法第四条ノ五ノ規定ニ依リ控除シタル残額ヲ所得金額トスルモノナルヲ以テ、其ノ控除ハ調査簿ノ末尾ニ於テ調理シ、所得税台帳ノ所得金額欄ニハ其ノ残額ヲ掲記シ、所得調査委員会ニ送付スヘキ調査書及所得金額決定通知書ニハ其ノ所得金額ヲ掲記スルコト

十三 第三種所得税台帳ノ税率欄ニ掲記スヘキ税率ハ、各所得階級ノ税率(例ヘハ所得金額五千八百円ノ者ハ千分ノ七十ト掲記スルカ如シ)ヲ掲記シ、同様式備考一号中「第二項」トアルハ「第六項」ト看做スコト

十四 税法第五条ノ二ノ規定ニ依リ免除スヘキ重要物産ノ製造業ニ対シテ、所得納税義務者ヨリ免除ノ申請アリタルトキハ、其ノ事実ヲ調査シ所得金額ノ調査決定ノ際之ヲ除外シテ所得ヲ算出スルコト

十五 前項ノ製造業ニ対シテハ適宜台帳ヲ設備シ、其ノ種目、開業年月及毎年ノ所得金額等ヲ明瞭ナラシムルコト、但シ第一種ニ付テハ所得調査簿ノ備考ニ記入スルモ妨ナシ

十六 新法施行前既ニ所得申告ヲ為シタルモノニ付テハ、税法ノ改正ニ依リ異動ヲ生スヘキモノニ限り申告ヲ訂正セシムルコト

十七 施行規則第三条第二項ニ依リ第一種ノ所得ニ付納税義務アル法人ノ申告シタル株主数中ニ、税法第三条第四項ノ無記名式ト為スコトヲ請求シタル株主ノ数ヲ脱漏スルコトナキヤ否ヤ注意スルコト

十八 外国又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル法人ヨリ受クル配当金ハ、前年ノ収入金額ニ依ルモノナルヲ以テ、前年ニ於テ収入予算年額ニ依リ課税ヲ受ケタル金額アルトキハ、大正二年分所得ニ付テハ之ヲ除外シ重複ニ課税セサルコト

十九 税法第三十三条ノ二ノ規定ニ依ルトキハ、俸給・給料等ノ支払ヲ為ス者ハ其ノ支払ヲ受クル者ノ氏名・住所及金額ヲ悉皆報告スルノ義務アルモ、僅少ノ金額ノ支払ヲ受クル者ノ報告ヲ得ルモ實際必要ナカルヘキヲ以テ、其ノ範圍程度ニ付テハ適宜之ヲ協定スルコト

二十 税法施行規則第三十一条ニ依リ手当ニ付前年分ノ支払金額ヲモ調査ニ記載セシムルハ、支払予算年額ノ予定シ難キモノニ付前年ノ実績ニ依リ収入ヲ予算スルノ趣旨ナルヲ以テ、前年分支払金額ヲ記載シタルモノニ付テハ其ノ年収入予算年額ノ記載ヲ省略セシムルヲ得ルコト

二十一 税法第三十三条ノ二ノ規定ニ依ル交付金ハ所得税調査費ヨリ支出スルモノナルコト

二十二 税法第三十三条ノ二ノ規定ニ依リ調査ヲ提出シタル者ニ対シテ交付スヘキ金額ハ、官庁ニ対シテハ交付ノ限ニ非サルコト

二十三 税法第四十条及第四十一条ノ改正ハ、収入予算年額ニ依リ算出スル各種ノ所得ヲ通算シテ減損更訂スルノ趣旨ニ出テタルモノナルコト

二十四 新法施行ノ際現ニ所得調査委員及補欠員タル者ノ任期ハ本年五月末日ヲ以テ終了スルカ故ニ、新法施行前任期ノ終了シタル者ト共ニ同一時期ニ於テ選挙ヲ執行スルコトトシ六月中ニ選挙ヲ完了セシムルコト

二十五 新法ハ大正二年五月一日ヨリ施行セラルヘキモノナルヲ以テ、施行前即チ大正二年四月三十日迄ニ事業年度ノ終了スヘキ法人ノ第一種ノ所得ニ付テハ仍舊法ニ依リ課税スルコト

二十六 相互保険会社ノ所得ニ付テハ、本年四月三十日以前事業年度ノ終了シタル会社ヨリ受クル基金利息・基金配当金及保険契約配当金ニ付テハ、本年分第三種所得税ヲ課スルコト

主秘第三二号

所得税法施行上取扱方内訓第八条但書ノ規定ニ依リ所得金額ノ誤謬ヲ訂正スル場合ニ於テハ、同条第七号ノ場合ヲ除ク外訂正ノ結果納税者ノ不利益トナルヘキモノハ成ルヘク訂正ヲ為ササル儀ト御心得相成度、右依命及通牒候也

大正二年四月二十八日

大蔵省主税局長

東京稅務監督局宛

主秘第三三号

改正所得税法ノ施行ニ關シテハ取扱方内訓改正セラレ、且別途依命通牒ノ次第モ有之候ニ付、税法施行ノ方針ハ既ニ御了得ノ事ト存候処、要スルニ税法改正ノ趣旨ハ所得税ノ負担ヲ軽減シ併せて其ノ公平ヲ保タシムルニ在リ、殊ニ第三種所得一千円以下ノ少額所得者並俸給・給料・手当・歳費ヲ受クル勤勞所得者ニ対シテ負担ヲ軽減シテ、其ノ他ノ所得者トノ間ニ權衡ヲ得セシムルコトハ税法改正ノ主眼トシタル所ナルヲ以テ、能ク立法ノ趣旨ヲ体シ所期ノ目的ヲ

達スルコトニ御配意相成度、又納税義務者ニ対シテ所得申告ノ義務ヲ履行セシメ、俸給・給料等ノ支払ヲ為ス者ニ対シテ新ニ調書提出ノ義務ヲ命ジ、以テ所得調査ニ便ナラシムルト同時ニ、納税義務者トノ折衝ハ成ルヘク之ヲ避ケシメ、細故ニ涉リ苛察ニ流ルル等ノ批難ヲ除カントスルコト亦税法改正ノ要旨ノ一ニ有之、申告ヲ為サス又ハ虚偽ノ申告ヲ為シタル者、及調書ヲ提出セス又ハ虚偽ノ調書ヲ提出シタル者ニ対スル制裁ニ関スル規定ハ議會ノ修正ニ依リ削除セラレタルモ、立法ノ精神ハ毫毛渝ル所無之候間、納税義務者ノ申告ヲ懲懲シテ義務ノ履行ヲ誘導スルト同時ニ、誠実ナリト認ムル納税義務者ノ申告ハ成ルヘク尊重シテ之ヲ是認シ、漸次申告税タルノ実ヲ挙クルコトニ御注意相成度、右依命及通牒候也

大正二年四月二十八日

東京稅務監督局長宛

大藏省主稅局長

(昭43 東京 109)

40、大正2年 所得稅免除の製造業指定

朕所得稅ヲ免除スヘキ製造業指定ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正二年五月一日

内閣總理大臣伯爵 山本權兵衛

大藏大臣男爵 高橋是清

勅令第六十九号(官報五月二日)

第一条 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ営ム者ニハ、所得稅法第五条ノ二ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除ス

一 金、銀、鉛、亜鉛、鉄又ハアルミニウムノ地金

二 鉄ノ条、竿、テーパーアンクル形類、軌条、板、線及管(鑄製管ヲ除ク)

三 銅ノ合金ノ条、竿、板及管

四 汽鐵、原動機(機関車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鉄製ノ機械

五 燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

六 製紙用パルプ

七 板硝子

八 コンデンスドミルク

九 絹、亜麻又ハ毛ノ織物

前項第九号ノ物産ノ製造業ニ付テハ、動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ、幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第二条 前条ノ製造業ヲ継続シ又ハ継続ト認ムヘキ事實アル者ニ付テハ、前ノ製造業者カ所得稅ノ免除期間内ニ在ルトキハ其ノ免除期間ヲ繼承シ、免除期間内ニ在ラサルトキハ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第三条 第一条ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ、所得稅法第七条又ハ第八条ノ規定ニ依リ所得ヲ申告スルトキ、其ノ旨所

轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第一条ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ、第一条ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

第四條 前條ノ申請アリタルトキハ其ノ免除スヘキ所得ヲ調査シテ申請者ノ所得ヨリ之ヲ控除シ、所得税法第三十五
條ノ通知ヲ為ストキ其ノ金額ヲ附記スヘシ、但シ控除ノ結果納税義務ナキニ至リタルトキハ単ニ其ノ旨通知スヘシ
第五條 第三條ノ申請ヲ為シタル者ハ、收税官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ帳簿物件ノ検査ヲ受クヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前開始シタル第一條ノ製造業ニ付テハ本令ヲ適用セス

〔法令全書〕

41、大正9年 大正九年分第三種所得調査一般方針

一〇 大正九年分第三種所得調査一般方針

東京稅務監督局

直第五一五号

大正九年五月十五日

東京稅務監督局長 多胡敬三郎

大正九年分第三種所得調査一般方針

第三種所得調査方ニ關シテハ從來屢々令達又ハ通牒スル所アリ、各署銳意改善施設シタル事項之レナキニアラスト雖、
尚未タ遺憾ノ点ナシトセス、翻テ經濟界ノ情勢ヲ察スルニ、本年四月中旬株式市場ノ瓦落ニ端ヲ發セシ財界ノ動亂ハ、
漸次綿糸、生糸織物其ノ他ニ及ホシ、單ニ取引市場ノミナラス一般經濟界ノ不況ヲ招來シ、戰時以來好況ヲ持續シ來

リシ經濟界ハ、今ヤ將ニ一転期ヲ画シテ反動期ニ入りタルモノノ如ク、前途ノ波瀾逆踏スヘカラサルモノアリ、稅務
當局トシテハ非常ニ警戒ヲ要スヘキ時期タラスンハアラス、由來稅務ニ對スル過去ノ怨聲ハ財界不況ノ時期ニ於ケル
課稅ノ過當ニ原因スルコト少シトセス、局ニ當ル者深ク思フ此ニ致シ銳敏ナル觀察ト周到ナル注意ヲ以テ財界ノ真相
ヲ洞察シ、之レニ順応セル所得ノ実體ヲ捕捉シ、民ニ怨聲ヲ發セシメス克ク応能課稅ノ実ヲ舉クルコトニ努メサルヘ
カラス

今ヤ大正九年第三種所得調査ノ劈頭ニ當リ左記調査ノ一般方針並ニ別冊調査準則ヲ送付候條、各署之レニ基キ速ニ適
當ナル計画ヲ樹テ課稅ノ充實ト公正トヲ図リ、円満裡ニ良好ナル成績ヲ收ムルコトニ努メラレ度

右及通牒候也

追テ、本調査ニ關スル方針及計画書ノ写ハ必ラス五月二十七日迄ニ提出相成度申添候

一般方針

第一 従事員ノ心氣ヲ一新シ且其ノ訓練統一ヲ図ルコト

(一) 近時稅界ノ生氣漸減シ往年ノ意氣其ノ跡ヲ絶タントシ前途憂慮ニ堪ヘス、今ヤ大正九年第三種所得調査ノ初期
ニ入ラントスルニ際シ、上下心氣ヲ一新シ生新ノ意氣ヲ以テ事ニ當ルノ要アリ

(二) 従事員ノ訓練並歩調ノ統一ニ關シテハ從來屢々注意セシ所ナリト雖、未タ遺憾ノ点尠ナカラサルモノアリ、逸
材頗リニ稅界ヲ去リ新任者漸ク多キヲ加フル近時ニ於テハ、其ノ必要殊ニ大ナリト認ムルヲ以テ、上級者ハ内部
ニ於テハ勿論外部ニ於テモ經驗ニ乏シキ警員ト可成同行シテ实地ニ就キ指導訓練ヲ為シ、以テ其ノ進歩開發ヲ誘
掖シ向上ノ意氣ヲ旺盛ナラシムルト共ニ、署内和衷協同シテ事ニ當ルヲ要ス

第二 適實ナル計画ヲ樹ツルコト

- (一) 本局示ストコロノ一般方針並ニ調査準則ハ大綱ニ過キス、各署更ニ一般經濟界ノ趨勢ト地方ニ於ケル特別ノ狀況及既往ノ調査事蹟等ニ鑑ミ、又調査方法ノ改善並ニ新規施設ノ事項等ニ付テハ充分考量ノ上、徒ニ前年ノ計画ヲ踏襲スルコトナク最モ適衷ニシテ而カモ遺漏ナキ計画ヲ樹テ、万難ヲ排シテ之カ遂行ヲ期スルコトヲ要ス
- (二) 計画ハ人員ト經費ノ許ス限リ有効ニシテ適切ナラシムヘク、調査粗密ノ場所、交通ノ便否等ヲ適當ニ考慮シ、市街地下村落部トニ依リ其ノ調査ニ偏重偏重ナカラシムルヲ要スルノミナラス、尚主力傾注ノ如何ヲモ勘案シ、輕易ノ事項ニ關シテ徒ラニ多大ノ勞費ヲ投シ、却テ重要事項ニ對シテ調査ノ疏漫ニ流ルルコトナキヲ要ス
- (三) 調査計画ノ遂行ニ付テハ調査準則第三項ノ趣旨ニ依リ常ニ調査進行ノ程度及調査ノ事蹟ヲ明確ナラシムル為、日々調査担当員ヨリ其ノ成績ヲ徵スル等適當ナル施設ヲ為シ、以テ担当者ヲ監督スルト共ニ計畫上齟齬ヲ來ササル様注意スルコトヲ要ス

第三 申告奨励ノ方法ヲ講スルコト

- (一) 申告奨励ニ關シテハ從來屢々鼓吹スル所アリト雖、誠実ナル申告ヲ為ス者稀ナルハ甚タ遺憾トスル所ナリ、是レ固ヨリ納稅道德ノ不健全ナルニ基因スヘシト雖、申告ノ有無ハ納稅者ノ苦情、徵收成績ノ良否、及調査委員會ニ對スル關係等ニ於テ重大ナル影響アルノミナラス、現下財界動亂ノ時期ニ際シ商工所得課稅ノ円満ヲ期スル上ニ於テ殊更有力ナル武器タリ、安全弁タルヘキヲ以テ直接納稅者ニ接スル場合ハ勿論、町村其ノ他各種ノ団体及新聞紙等ヲ利用シテアラユル機會ト機關ヲ利用シテ誠意アル申告必要ヲ宣傳シ、又誠実ト認ムル申告ニ對シテハ相當之ヲ尊重スルノ実ヲ明カニシ、以テ誠意アル申告ヲ得ルニ充分努力スルヲ要ス
- (二) 申告ハ強テ之ヲ徵シ又ハ訂正セシムルノ要ナシト雖、無申告者又ハ不当申告者ニ對シテハ一応期限ヲ定メテ申告方又ハ訂正方ヲ促シ、以テ納稅者ヲシテ自然ニ誠実ナル申告ヲ為サシムルノ良習ヲ馴致スルヲ要ス、特ニ前年

額ニ對シ著シク所得ノ増大ヲ來ス者、年々苦情ヲ申立ツル者及其ノ他特殊ノ者ニ付テハ、懇切鄭重ニ情理ヲ尽シテ誠意アル申告又ハ訂正ヲ促シ、以テ決定後苦情ヲ申立ツルノ余地ナカラシムル等申告奨励ノ実ヲ擧ケ、且ツ課稅ノ円満ヲ期スルヲ要ス

第四 資料ノ充実及利用ヲ圖ルコト

- (一) 資料調査ノ不精確ナルニ因リ決定ニ懸謬ヲ來タシ已ムヲ得ス訂正処分ヲ為シ、無用ノ手数ヲ重ヌルノミナラス往々納稅者ノ反感ヲ激成シタル事例少シトセス、本年ノ調査ニハ特ニ意ヲ用ヒ此弊風ヲ一掃スルノ要アルヘク、東京市内各稅務署ニ於テハ其ノ必要特ニ急ナルヲ覺ユ
- (二) 資料ノ蒐集ハ積極的ニシテ之カ充実ヲ期スルト共ニ其ノ利用ヲ怠ラサルヲ要ス、從來ノ実績ニ依レハ第一種所得稅及相統稅等ノ關係書類ニ依リ容易ニ発見シ得ヘキ資料ニ付テモ、尚且ツ等閑ニ付シタル向アリ、且ツ資料ノ蒐集ニハ多大ノ勞費ヲ要スルモノナルヲ以テ、之カ利用ニ付テハ尚一層ノ注意ヲ払ヒ資料蒐集ノ趣旨ヲ貫徹スルノ工夫アルヲ要ス
- (三) 番面照會ニ依ル資料蒐集ノ場合ニ於テ、回答未済ノ分ニ對シ相當ノ処置ヲ採ルコトナク其ノ儘放任セル向アルカ如シ、斯ノ如キハ官庁ノ威信ニモ關スルヲ以テ、出張ノ序ヲ以テ之ヲ取纏ムル等一旦照會ヲ發セシ上ハ之カ回答ヲ得ルコトニ努力スルヲ要ス

四 自署管内ニ於ケル納稅者ノ資料蒐集ニ熱心ナルヘキハ勿論ナリト雖、他署管内ニ納稅地ヲ有スル者ノ調査資料

ニ關シテモ時期ヲ愆ラス順次之ヲ通報シ、又通報事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨通報スルヲ要ス、尚調査上ニ關シ照會ヲ受ケタル事項ニ付テハ速ニ之カ回答ヲ為シ、全国ノ所得調査上支障ナカラシムル様留意スルヲ要ス

第五 所得標準率編成ノ適実ヲ期スルコト

- (一) 田畑商工業其ノ他重ナル所得標準率ニ付テハ可成多数ニ渉リ実地ニ就キ之カ調査ヲ励行シ、其ノ計算ノ基礎ヲ確実ナラシムルヲ要ス、苟クモ調査粗漫ニ渉リ推定ヲ以テ收入・支出ヲ見積ルトキハ、標準率ノ適実ヲ欠キ事案ト相違スルニ至リ為メニ全般所得ニ至大ノ關係ヲ及ボスヘキニ付調査上留意スルヲ要ス
- (二) 所得標準率ハ本局ヨリ特ニ指定シタル種目以外ト雖、經濟狀態其ノ他ノ關係ニ依リ前年率ヲ変更スルノ要アリト認ムル種目ニ対シテハ、相当調査ヲ遂ケ之カ適実ヲ期スルヲ要ス、特ニ各地方ノ特殊産業ニ対スル標準率ニ付テハ本局ヨリ指定シタルト否トヲ問ハス、一般ニ精査ノ上其ノ真相ヲ捕捉シ調査ノ徹底ヲ期スルヲ要ス
- (三) 商工業所得標準率ニ付販売ト製造ト區別アルモノハ、營業税法ノ課税業名ニ拘泥セス營業ノ実質ニ依ルヘキモノトス、随テ販売ハ他人ノ製造ニ係ル物品ヲ仕入レテ販売スルモノニ、製造ハ自己ノ製造ニ係ル物品ヲ販売スルモノニ適用スヘキモノナルヲ以テ、標準率調成ニ當リテハ特ニ注意スルヲ要ス

第六 基準調査及特別收支調査ヲ励行スルコト

- (一) 所得基本ノ基準調査ニ付テハ、調査準則第十五項、第十六項、第十七項、第十八項等ノ規定アリト雖、從來ノ事蹟ニ依レハ其ノ調査十分ナラス、推定ニ過キサルモノ往々之レアルモノノ如ク、且ツ之カ利用ニ付テモ遺憾ノ点アルカ如シ、本調査ハ課税ノ公平ト充実ヲ期スル上ニ於テ最モ必要ニシテ有効ナルコトハ今更喋々ヲ俟タサル所ナルヲ以テ、本年ハ基準調査ヲ励行スルト共ニ之ヲ有効ニ利用スル様特ニ注意スルノ要アリ、又近時經濟界ノ動搖ニ依リ所得狀態ニ著シク變遷ヲ來タシ、一般標準率ニ依リ所得ヲ算スルトキハ却テ實際ニ適応セサルモノアルヘク、斯ノ如キモノニ対シテハ調査準則第二十四項規定ノ趣旨ニ從ヒ、各人ニ就キ特ニ其ノ收支ヲ調査シ、以テ課税ノ適実ヲ期スルヲ要ス、各地方ノ特殊産業ノ所得、船舶運送業者、備船料取得者及鉱業者ノ所得ニ付テ

モ亦同シ、尚実地調査ニ當リテハ其ノ徹底ヲ期スルハ勿論ナリト雖、深ク言動ヲ慎ミ温言和色苟モ相手方ニ不快ノ念ヲ感セシムルカ如キコトナキ様特ニ注意スルヲ要ス

第七 権衡調査ヲ等閑ニ附セサルコト

- (一) 小所得者ニ対シテ苛察ニ渉ラス大所得者ニ対シテ寛大ニ失スヘカラサルハ勿論、又各人間ノ権衡ニ付テモ深ク留意セサルヘカラス、権衡調査ニ關シテハ調査準則第十七項、第十八項等ノ規定アリト雖、從來ノ事蹟ニ徴スレハ尚遺憾ノ点尠ナカラサルモノアリ、若シ彼是権衡ヲ失スルトキハ徒ラニ物議ノ固トナリ、調査粗漫ノ議ヲ免レサルノミナラス延ヒテ徵税上ニモ影響スル所大ナルヘキヲ以テ、基準調査ヲ有効ニ利用スルト共ニ納税者ニ接スル機會ニ於テ同業者ノ生活狀態、義務ノ消長等ヲ瞭解シ、尚事情精通者及囑託員等ノ意見ヲ參酌シ克ク其ノ順位ヲ調査勸察シ、以テ課税上不権衡ナキヲ期スルヲ要ス
- (二) 賦ニ厚薄ナク負擔ノ公平ヲ期スルハ稅務ノ要諦ナリトス、然ルニ從來ノ事蹟ニ依レハ基準調査又ハ特別收支調査ヲ為シタルモノニ重ク、之ヲ為ササルモノニ輕キ弊アルカ如シ、斯ノ如キハ円満ナル稅務ノ執行ヲ困難ナラシムルノ虞アルヲ以テ、基準調査ヲ受ケタル者ノ所得カ他ノ同業者ノ所得ニ比シ苛察ニ渉ラサル様特ニ注意スルト共ニ、之ヲ為ササル者ニ対シテハ各般ノ調査資料ニ基キ相当課税ノ方法ヲ考究スルヲ要ス

第八 所得基本ノ調査ヲ正確ニスルコト

- (一) 各種所得基本調査ノ適否ハ所得ノ多寡ニ至大ノ影響アリ、又広ク多数ノ納税者ニ關係アルノミナラス、從來誤認決定ノ多クハ所得基本ノ過誤ニ起因スルモノト認メラルルヲ以テ、基準調査、権衡調査及各種ノ資料等ニ依リ最モ適実ナル調査ヲ為スノ要アリ、尚本調査上左記ノ点ニ注意シ遺算ナキヲ期スルヲ要ス
- (二) 田畑ノ自作、貸付、特殊田畑ノ區別及自用宅地等ハ主シテ市町村役場ニ照会調査スルニ止ムル向アルモ、尚

可成本人ニ就テモ調査ヲ為シ其ノ基本ヲ確実ナラシムルコト

(d) 従来ノ事蹟ニ依レハ貸地貸家ノ調査ハ往々杜撰ニ流ルル傾向アリ、為ニ過誤又ハ調査洩等アルハ頗ル遺憾トスル所ナリ、殊ニ東京市内、市附近ニ於テハ今日尚貸家ノ私底ヲ告ケ居ル状況ニシテ、近年地代及家賃ノ暴騰セシハ顕著ナル事実ナルヲ以テ、調査準則第十三項規定ノ趣旨ニ從ヒ普遍的且ツ徹底的ニ之ヲ調査ヲ励行シ賃賃料ノ確実ヲ期スルコト

(e) 信用貸付金穀及預ケ金ノ調査方ニ付テハ調査準則第十二項ノ規定スル所ナルモ、従来ノ事蹟ニ依レハ其ノ調査十分ナラサル向多キカ如シ、甚シキニ至リテハ第一種所得税及相続税ノ関係書類ニ依リ容易ニ調査シ得ヘキモノニ對シテモ之ヲ脱漏シタル向アリ、且ツ近年國民經濟急激ナル膨脹ニ伴ヒ信用貸金及預ケ金ノ俄ニ増加セントスル趨勢アルヲ以テ、之ヲ調査ヲ励行シ以テ基本ノ充實ヲ期スルコト

(f) 木材及薪炭ノ價格騰貴ノ結果山林ヲ伐採セシ者多キ状況ナルカ如シ、之ヲ調査ニ付テハ囑託調査ヲ以テ満足セス、材木商、薪炭商、町村又ハ本人ニ就テ等積極的施設ヲ為シ調査ノ周到ヲ期スルト共ニ、近時売買價格ニ付關係者相互通謀シテ事実ノ申立ヲ為ササル向アルヲ以テ調査上十分注意スルコト

(g) 大商店ノ使用人ニ對スル給料手當及弁護士、医師、画家文士其ノ他庶業所得ノ基本調査ハ一般ニ十分ナラサルカ如シ、本人ノ生活状態ニ鑑ミ關係者又ハ事情精通者ニ質問ヲ為シ、或ハ實地調査ヲ為ス等調査ノ周到ヲ期スルコト

(二) 營業稅課稅標準額ヲ所得基本ニ供用スル場合ニ於テハ、營業稅ニ於テ實地調査ノ上其ノ實額ヲ得タリト認め、斟酌シテ其ノ課稅標準額ヲ決定シタルモノニ付テハ斟酌ヲ為ササル調査實額ヲ基礎トシ、又營業稅ニ於テ實地調査ヲ為サス他トノ比較權衡上類推勘案ニ依リ其ノ課稅標準額ヲ決定シタルモノニ付テハ、課稅標準額ヨリ推定實額

第九 特殊産業及特殊取引ニ付テハ之レニ關スル經濟調査ヲ励行スルコト
(一) 漁業、牧養採取業、鉱業及生糸、織物、澱粉等ノ製造業其ノ他各種ノ特殊産業及商取引ニアリテモ、大盤取引又ハ特殊態容ノ取引ニ關スル所得ニ就テハ從來其ノ調査十分ナラス、又ハ之ヲ等閑ニ附シタル向アルカ如キモ、特殊産業及特殊取引ノ盛衰消長ニ付テハ常に注意ヲ払ヒ、各種ノ統計及其ノ他ノ資料ヲ基礎トシテ正確ナル所得基本調査ノ參考ニ供シ、又ハ特別収支調査ヲ励行シテ所得ノ真相ヲ捕捉スル等調査ノ完璧ヲ期スルコトヲ要ス

第一〇 激増斟酌ヲ濫用セサルコト

(一) 所得金額ハ適実ニ予算シ以テ各納稅者間課稅ノ權衡ヲ保持スヘク、濫ニ之ニ斟酌ヲ加フヘキモノニアラサルモ、本年分所得調査額カ前年決定額ニ比シ激増スルカ為、執行上特ニ円満ヲ期シ難キ事由アルトキハ、大体五割以上増加シタルモノニ付テハ、其ノ五割ヲ超ユル増加額ノ半額以內ニ於テ適宜斟酌ヲ為シ、其ノ事由ハ之ヲ調査簿ニ明記シ置クヲ要ス

(二) 従来ノ事蹟ニ依レハ特殊ノ事由ナクシテ激増斟酌ヲ濫用シ、殊ニ大所得者ニ付此弊多キノミナラス、甚シキハ所得基本ニ於テ斟酌ヲ為シタル上更に所得額ニ付斟酌ヲ為シタル事例ナキニアラサルモ、斟酌ハ所得額ニ付テ之ヲ為スヘク、所得基本ニ於テ之ヲ為スカ如キハ其ノ當ヲ得サルノミナラス、斯ノ如キハ納稅者間ノ權衡ヲ失シ応能課稅ノ主義ニ反スルニ至ルヲ以テ、克ク激増斟酌ノ趣旨ニ鑑ミ之ヲ濫ニスルノ弊ニ陥ラサルコトヲ要ス

第一一 法令通牒等ヲ熟読詠味スルコト

(一) 本税調査ノ完全ヲ期センニハ、本税ニ關スル法律・勅令ハ勿論事務規程其ノ他本局ノ通牒等ニ通曉セサルヘカラス、就中調査準則ノ如キハ本税調査ノ指針トモ謂フヘク、常ニ念頭ニ置カサルヘカラサル重要事項ナルヲ以テ、此際更ニ熟読誦味ノ上執務能率ノ増進ヲ圖ルト共ニ調査ノ正確ヲ期スルヲ要ス

(昭43 東京 116)

42、大正9年 所得税法の全文改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル所得税法改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正九年七月三十一日 (同日官報号外)

内閣総理大臣

原 敬

大蔵大臣

男爵 高橋是清

法律第十一号

所得税法

第一条 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上以上居所ヲ有スル者ハ、本法ニ依リ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス
第二条 前条ノ規定ニ該当セサル者、左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ、其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキ

二 本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支払ヲ受クルトキ

三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配当、剰余金ノ分配又ハ利益、若ハ剰余金ノ処分タル賞与、若ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ヲ受クルトキ

第三条 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲 法人ノ超過利得

乙 法人ノ留保所得

丙 法人ノ配当所得

丁 法人ノ清算所得

戊 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ、本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

甲 本法施行地ニ於テ支払ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子

乙 第一条ノ規定ニ該当セサル者ノ、本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当、剰余金ノ分配又ハ利益、若ハ剰余金ノ処分タル賞与、若ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四条 法人ノ所得ハ各事業年度ノ惣益金ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ニ依ル、但シ保險会社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剰余金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ、本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ

準シ之ヲ計算ス

法人が事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ、其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五条 法人ノ各事業年度ノ所得方同年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六条 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越欠損金アルトキハ、其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七条 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人、又ハ所得税ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八条 本法ニ於テ積立金ト称スルハ、積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九条 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト為シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス
法人が積立金ヲ減少シタルトキハ、其ノ減少額ヲ填補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得税ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人が合併ニ因リテ消滅シタルトキハ、合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス、但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ積立金ヲ以テ合併後存続スル法人、又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充当シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十条 法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ充当シタル金額ヲ以テ法人ノ配当所得トス
法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ充当シタル金額ハ、之ヲ前項ノ配当所得ニ加算ス

第十一条 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ残余財産ノ価額が解散当時ノ払込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ為シタル場合ニ於テ、合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員が、合併後存続スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ払込金額、又ハ出資金額及金銭ノ総額が合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併当時ノ払込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十二条 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ、合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三条 第二種ノ所得ハ其ノ支払ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第十四条 第三種ノ所得ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一 俸給給料歳費年金恩給退隠料及此等ノ性質ヲ有スル給与、営業ニ非サル貸金ノ利子、並第二種ノ所得ニ属セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ収入予算年額

二 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ総収入金額ヨリ、必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル収入予算年額、但シ前三年以来引続キ自作セス、小作セス、又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ、近傍畑地ノ所得ニ依リ算出シタル収入予算年額

三 山林ノ所得ハ前年ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

四 賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ハ、前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ収入金額

五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ハ、前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ収入金額ヨリ、其ノ十分ノ四ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額、但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配当ハ、

同期間ニ於テ支払ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額

六 前各号以外ノ所得ハ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル収入予算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ払戻トシテ受クル金額カ、其ノ退社当時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配当ト看做ス、株式ノ消却ニ因リ支払ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ払込済金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十五条 前条ノ規定ニ依リ算出シタル金額一万二千円以下ナルトキハ、其ノ所得中俸給給料歳費年金恩給退職料賞与及此等ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千円以下ナルトキハ同十分ノ二ニ相当スル金額ヲ控除ス戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ、其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス、戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十六条 前二条ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千円以下ナル場合ニ於テ、其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齢十八歳未満者ハ六十歳以上ノ者、又ハ不具廃疾者アルトキハ、其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ、其ノ所得ヨリ左ノ各号ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス、但シ第二条ノ規定ニ依ル納税義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 所得千円以下ナルトキ

年齢十八歳未満者ハ六十歳以上ノ者又ハ不具廃疾者 一人ニ付百円

二 所得二千円以下ナルトキ

同

一人ニ付七十円

三 所得三千円以下ナルトキ

同

一人ニ付五十円

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ、其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス、戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ、前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ為シ、不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具廃疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 北海道府県郡市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体、神社、寺院、祠堂、仏堂及民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得税ヲ課セス

第十八条 第三種ノ所得ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノニハ所得税ヲ課セス

一 軍人従軍中ノ俸給及手当

二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三 旅費、学資金及法定扶養料

四 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五 営利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得

六 日本ノ国籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、営業又ハ職業ヨリ生スル所得

七 乗馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糞、紫畜料及馬匹保統料

第十九条 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ営ム者ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

第二十条 第三種ノ所得ハ八百円ニ滿タサルトキハ所得税ヲ課セス、第十五条及第十六条ノ規定ニ依ル控除ヲ為シタル為八百円ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ、其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス、戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十一条 第一種ノ所得ニ対スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 超過所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用ス

所得金額中資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ十

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ二十

乙

百分ノ五

丙

百分ノ五

丁

百分ノ七、五

戊

百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ、其ノ事業年度末ニ於ケル払込株式金額、出資金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一二相当スル金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ニ属スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ対スル税率ハ百分ノ二十トス、但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一二相当スル金額以内ノ金額ニ付テハ其ノ税率ハ百分ノ五トス

過金額ニ属スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ対スル税率ハ百分ノ十トシ、其ノ事業年度末ニ於ケル払込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ニ属スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ対スル税率ハ百分ノ二十トス、但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一二相当スル金額以内ノ金額ニ付テハ其ノ税率ハ百分ノ五トス

第二十二條 第二種ノ所得ニ対スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 公債ノ利子

百分ノ四

其ノ他

百分ノ五

乙

百分ノ七、五

第二十三條 第三種ノ所得ニ対スル所得税ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス、但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ区分シ格別ニ税率ヲ適用ス

八百円以下ノ金額

百分ノ〇、五

八百円ヲ超ユル金額

百分ノ一

千円ヲ超ユル金額

百分ノ二

千五百円ヲ超ユル金額

百分ノ三

二千円ヲ超ユル金額

百分ノ四

三千円ヲ超ユル金額

百分ノ五

五千円ヲ超ユル金額

百分ノ六、五

七千円ヲ超ユル金額

百分ノ八

一万円ヲ超ユル金額	百分ノ九、五
一万五千円ヲ超ユル金額	百分ノ十一
二万円ヲ超ユル金額	百分ノ十三
三万円ヲ超ユル金額	百分ノ十五
五万円ヲ超ユル金額	百分ノ十七
七万円ヲ超ユル金額	百分ノ十九
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
二十万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
五十万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
百万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
二百万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十
三百万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十三
四百万円ヲ超ユル金額	百分ノ三十六

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ、其ノ総額ニ対シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ、各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ税額ヲ定ム、戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十四条 第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借対照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ関スル計算書、並第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得、及資本金額ノ明細書ヲ添付シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ、但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ、本法施行地ニ於ケル資産

又ハ營業ニ関スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添付スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得税ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条 第三種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ、毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ、前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第二十六条 第一種ノ所得金額ハ第二十四条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ、政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ、第三種ノ所得金額ハ所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員会閉会後第三種ノ所得ヲ有スル者納税義務アルコトヲ申出テ、又ハ納税義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ、政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第二十七条 税務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納税義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ、其ノ調査書ヲ所得調査委員会ニ送付スヘシ

第二十八条 各税務署所轄内ニ所得調査委員会ヲ置ク、但シ税務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖縄県ノ区ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員会ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定数ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム、但シ定数ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ為スコトヲ得ス

第二十九条 調査委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス

調査委員ヲ選挙スルトキハ、同時ニ之ト同数ノ補欠員ヲ選挙スヘシ

第三十条 調査委員及補欠員ノ選挙区域ハ所得調査委員会ヲ置クヘキ区域ニ依リ、投票区及開票区ハ市町村又ハ北海道、沖縄県ノ区ノ区域ニ依ル、但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ区ノ区域ニ依ル

第三十一条 選挙区域内ニ住居シ前年第三種ノ所得税ヲ納メ、其ノ年第二十五条ノ申告ヲ為シタル者ニシテ、選挙人名簿ニ登録セラレタルモノハ、調査委員及補欠員ヲ選挙シ、又ハ調査委員若ハ補欠員ニ選挙セラルルコトヲ得、但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者、又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁済ヲ了ヘサル者

三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ、又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者

五 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ニシテ、其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第七十四条乃至第七十六条ノ規定ニ依リ処罰セラレタル後五年ヲ経サル者

前項ノ場合ニ於テ被相続人ノ為シタル納税又ハ申告ハ、其ノ相続人ノ納税又ハ申告ト看做ス

選挙人名簿ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二条 投票及開票ニ関スル事務ハ市区町村長又ハ戸長之ヲ担任シ、選挙会ニ関スル事務ハ税務署長之ヲ担任ス

第三十三条 税務署長ハ調査委員及補欠員ノ選挙期日ヲ定メ、之ヲ市区町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市区町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ、少クトモ選挙期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第三十四条 選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補欠員ノ各選挙ニ付一人一票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ、被選挙人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

シ

投票用紙ハ選挙ノ当日投票所ニ於テ之ヲ選挙人ニ交付ス

第三十五条 市区町村長又ハ戸長ハ投票ヲ調査シ、直ニ其ノ結果ヲ税務署長ニ報告スヘシ

第三十六条 税務署長前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ選挙会ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十七条 投票、開票及選挙会ニハ立会人ヲ立会ハシムヘシ

立会人ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八条 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選人トス、投票ノ数同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り、年齢同シキトキハ

抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ当選シタル者同時ニ補欠員ニ当選スルモ補欠員タルコトヲ得ス

第三十九条 調査委員及補欠員ノ選挙終了シタルトキハ、税務署長ハ当選人ノ氏名ヲ公示シ、且之ヲ当選人及市区町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市区町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ当選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十条 調査委員又ハ補欠員ニ当選シタル者ハ、正当ノ事故ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第四十一条 調査委員及補欠員ノ任期ハ選挙期日ノ属スル月ヨリ四年トス、但シ選挙区域ニ変更ヲ生シタル場合ニ於

テハ、其ノ任期ハ選挙区域ニ変更ヲ生シタル日ノ属スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十二条 調査委員及補欠員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十三条 調査委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ、投票ノ最多数ヲ得タル補欠員ヨリ順次之ヲ補充シ、投票ノ数同シキ

トキハ年齢多キ者ヲ取り、年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ欠員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補欠員ナキトキハ調査委員ノ補欠選挙ヲ行フ

第四十四条 前条ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補欠員ト為リタル者ハ前任者ノ残任期間在任ス

選挙区域ノ変更ニ因リ新ニ選挙セラレタル調査委員及補欠員ノ任期ハ、選挙区域変更前ニ於ケル調査委員及補欠員ノ選挙期日ノ属スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十五条 調査委員又ハ補欠員第三十一条第一項各号ノ一二該当スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ付納税義務ヲ有セサルニ至リタルトキ、又ハ其ノ選挙区域内ニ住居セサルニ至リタルトキハ、其ノ職ヲ失フ

第四十六条 所得調査委員会ノ開会日數ハ三十日以内トシ、地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七条 所得調査委員会ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十八条 所得調査委員会ハ毎年開会ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ会長ヲ選挙スヘシ

第四十九条 所得調査委員会ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十条 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第五十一条 八月三十日迄ニ所得調査委員会成立セサルトキハ、政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員会開会ノ日ヨリ第四十六条ノ期間内又ハ八月三十日迄ニ調査終了セサルトキハ、政府ニ於テ調査未済ノ所得金額ヲ決定ス

第五十二条 政府ハ所得調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ、七日以内ノ期間ヲ定メ再調査ニ付ス、仍其ノ決議ヲ不当ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査終了セサルトキハ、政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第五十三条 税務署長又ハ其ノ代理人ハ所得調査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十四条 調査委員ニハ手当及旅費ヲ給ス

第五十五条 本法施行地ニ於テ利子支払ヲ為スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ、遅滞ナク其ノ公債又ハ社債ニ付

左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ

一 公債又ハ社債ノ名称及其ノ総額

二 利子支払期限及利率

三 償還ノ方法及期限

四 數回ニ分チテ払込ヲ為サシムルトキハ其ノ払込ノ金額及時期

第五十六条 第三種ノ所得ニ属スル俸給給料歳費年金恩給退隱料當与、若ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ノ支払ヲ為ス者、又ハ利益若ハ利息ノ配当若ハ剰余金ノ分配ヲ為ス法人ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ支払調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支払調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第五十七条 税務署長又ハ其ノ代理人ハ調査上必要アルトキハ、納税義務者、納税義務アリト認ムル者又ハ前条第一項ノ支払調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十八条 税務署長又ハ其ノ代理人ハ調査上必要アルトキハ、納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支払フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ、其ノ金額、數量、価格又ハ支払期日ニ付質問スルコトヲ得

第五十九条 第二十六条、第五十一条又ハ第五十二条ノ規定ニ依リ第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ、

政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

本法施行地内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納税義務者、納税管理人ノ申告ヲ為ササルトキハ、前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得、此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ、其ノ通知アリタルモノト看做ス

第六十条 納税義務者前条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ対シテ異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖、政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セス

第六十一条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員会ハ前条第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ対シ、其ノ所得ニ関スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十二条ノ規定ハ所得審査委員会ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十二条 各稅務監督局所轄内ニ所得審査委員会ヲ置ク

所得審査委員会ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 收稅官吏中ヨリ大蔵大臣ノ命シタル者三人

二 稅務監督局所轄内各府県又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者、府県ニ在リテハ各一人、北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員会、審査委員及其ノ補欠員ニ関スル事項ハ、本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三条 調査委員ヨリ選舉セラレタル審査委員ニハ日当及旅費ヲ給ス

第六十四条 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入予算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ、政府ニ所得金額ノ更

訂ノ請求ヲ為スコトヲ得、但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後、贈与ヲ為シタル為所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六十五条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ査覈シ、收入予算年額ニ対シ四分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十六条 納稅義務者第六十一条ノ決定又ハ前条ノ更訂処分ニ対シ不服アルトキハ、訴願又ハ行政訴訟ヲ為スコトヲ得

第六十七条 第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所得稅ヲ徴収ス、但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徴収ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支払ノ際支払者其ノ所得稅ヲ徴収シ、翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徴収ス、但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ為サスシテ、本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徴収スルコトヲ得

第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六十八条 前条第二項ノ規定ニ依リ徴収スヘキ所得稅ヲ徴収セサルトキ、又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セサルトキハ、國稅徴収ノ例ニ依リ之ヲ支払者ヨリ徴収ス

第六十九条 法人解散シタル場合ニ於テ、清算所得ニ対スル所得稅又ハ前条ノ規定ニ依リ徴収セラルル税金ヲ納付セスシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ、其ノ税金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第七十条 第六十四条第一項ノ請求アリタルトキハ、政府ハ更訂処分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第七十一条 第三種ノ所得ニ付二以上ノ稅務署所轄内ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ、政府ハ納稅義務者ノ住

所地以外住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

第七十二条 第三種ノ所得ニ対スル所得税ハ、納税義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納税地トス、但シ住所以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得税ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納税地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ、申告ナキトキハ政府其ノ納税地ヲ指定ス

第七十三条 納税義務者納税地ニ現住セザルトキハ、其ノ所得ノ申告、納税、其ノ他所得税ニ關スル一切ノ事項ヲ処理セシムル為、納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ、本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第七十四条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ因リ所得税ヲ遁脱シタル者ハ、其ノ遁脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処ス、但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得税ヲ遁脱シタル者ノ所得金額ハ、第二十六条第一項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス

第七十五条 正当ノ事由ナクシテ第五十六条第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支払調書ヲ提出セス、若ハ不正ノ記載ヲ為シタル支払調書ヲ提出シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ規定ニ依リ処罰セラレタル者ニ対シテハ、其ノ提出ニ係ル支払調書ニ付第五十六条第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス

第七十六条 所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者、其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第七十七条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十二条第二項、第六十三条及第六十六条ノ例ヲ用ヰス、但シ前条ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

第七十八条 本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得税ヨリ本法ヲ適用ス、但シ第十六条ノ規定ハ大正九年分所得税ニ付テハ之ヲ適用セス

賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、従前ノ規定ニ於テ第三種所得トシテ計算スヘキモノニ付テハ、本法施行前ニ於ケル収入金額ニ限り、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子ニ付テハ、支払期ノ本法施行前ニアルモノニ限り大正九年分第三種所得トシテ計算ス

第七十九条 所得税法ニ依リ所得税ヲ課セラレタル法人、又ハ所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ免除セラレタル法人ノ、本法施行前ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル第十四条第一項第四号及第五号ノ所得、其ノ他本法施行前ニ於ケル第十四条第一項第四号ノ所得ニ付テハ本法ヲ適用セス

第八十条 本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ、仍従前ノ規定ニ依ル

第八十一条 法人ノ超過所得ニ付テハ、本法施行ノ日ヨリ大正十年七月三十一日ニ至ル間ニ終了スル、各事業年度分ノ超過所得ニ限り本税ノ三割五分ヲ増徴ス

大正九年七月一日以後ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間ニ変更アリタルトキハ、前項ニ該當スル旧事業年度ノ期間内ニ始期又ハ終期ヲ有スル各事業年度分ノ超過所得ニ付本法ニ依リ所得税ヲ課シ、仍本税ノ三割五分ヲ増徴ス

第八十二条 所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ、大正十年五月一日迄ハ仍従前ノ規定ニ依ル、但シ従前ノ規定中八月三十日トアルハ九月三十日トス

従前ノ規定ニ依ル所得調査委員、補欠員及所得審査委員ノ任期ハ、大正十年五月一日ヲ以テ終了ス

第八十三条 第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得税ニ限り第一期ノ納期ヲ大正九年十月一日ヨリ三十一日限トス
第八十四条 所得税法ハ当分ノ内小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

〔法令全書〕

43、大正9月 所得税法施行規則の改正

朕所得税法施行規則改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正九年七月三十一日(同日官報号外)

内閣總理大臣

原 敬

大藏大臣

男爵 高橋是清

勅令第二百二十六号

所得税法施行規則

第一条 法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ対スル年百分ノ割合ノ金額ハ、当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗シ、之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗シテ之ヲ計算ス

前項ノ月数ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ、一月ニ滿タサル端数ヲ生シタルトキハ之ヲ一月トス

前二項ノ規定ハ所得税法第二十一条ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス

第二条 所得税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ、総資産価額ニ対スル所得税法施行地ニ於ケル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗シ之ヲ計算ス

前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ、収入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス

第三条 所得税ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ、総資産価額ニ対スル所得税ヲ課スヘキ所得ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗シ之ヲ計算ス、此ノ場合ニ於テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

第四条 所得税ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得税ヲ課スヘキ留保所得ハ、総所得ニ対スル所得税ヲ課スヘキ所得ノ割合ヲ総留保所得金額ニ乗シ之ヲ計算ス

第五条 所得税法第二十一条第二項但書ノ規定ハ、当該事業年度ニ於ケル留保所得中最高キ税率ヲ適用スヘキ金額ヨリ順次低キ税率ヲ適用スヘキ金額ニ付之ヲ適用ス

第六条 所得税ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ、所得税ヲ課スヘキ所得税法第十条第一項ノ規定ニ依ル配当所得ノ計算ニ付テハ第四条ノ規定ヲ準用ス

第七条 所得税法第十四条ノ規定ニ依リ総収入金額ヨリ控除スヘキ経費ハ、種苗蚕種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原価、原料品ノ代価、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料、其ノ他収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル、但シ家業上ノ費用及之ニ関連スルモノハ之ヲ控除セズ

第八条 第三種ノ所得ノ申告、調査又ハ決定ハ各其ノ当時ノ現況ニ依リテ所得額ヲ算出シ之ヲ為スヘシ

所得税法第十四条第一項第二号又ハ第六号ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失アルトキハ、同条第一項第一号、第二号及第六号ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引キ計算ス

第九条 所得税法第十六条ノ不具障害者トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、聾者、啞者、盲者其ノ他重大ナル傷痍ヲ受ケ、

又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第十条 所得税法第二十五条第二項ノ申請書ニハ、年齢十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具廢疾者ノ氏名、生年月日、職業、申請者トノ続柄及不具廢疾ノ事実ヲ記載シ、之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者、所得税法第十六条ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスルトキハ、所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スヘシ

所得税法第十六条第二項ノ場合ニ於テハ、前二項ノ申請書ハ所得ヲ有スル者ノ一人ヨリ之ヲ提出スルヲ以テ足ル第十一条 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、前条ノ規定ニ依ル申請ヲ為シタル者ニ対シ、戸籍ノ謄本若ハ抄本又ハ醫師ノ診断書、其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十二条 左ニ掲グル公共団体ニハ所得税法第十七条ノ規定ニ依リ所得税ヲ課セス

一 府県組合、郡組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ区、沖繩県ノ区及区内ノ部、北海道地方費、北海道ノ区及区町村内ノ部、市町村学校組合、町村学校組合、学区、水利組合、水利組合連合、耕地整理組合、耕地整理組合連合、北海道土功組合、重要物産同業組合、重要物産同業組合連合、森林組合、酒造組合、酒造組合連合、水産組合、水産組合連合、外国領海水産組合、外国領海水産組合連合、畜産組合、畜産組合連合、農會、商業會議所、其ノ他此等ノ公共団体ニ準スヘキモノ

二 朝鮮、台灣、關東州又ハ樺太ノ公共団体ニシテ、各其ノ地ノ法令ニ依リ所得税ヲ課セサルモノト指定セラレタルモノ

第十三条 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ営ム者ニハ、所得税法第十九条ノ規定ニ依リ所得税ヲ免除ス

一 金、銀、鉛、亜鉛、鉄又ハアルミニウムノ地金

二 鉄ノ条、竿、テーパー形アングル形類、軌条、板、線及管（鑄製管ヲ除ク）

三 鋼ノ合金ノ条、竿、板及管

四 汽罐、原動機（機関車ヲ含ム）及動力ヲ以テ運転スル鉄製ノ機械

五 燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アムモニウム、石炭酸、クエール酸加里及グリセリン

六 製紙用バルブ

七 板硝子

八 コンデンスドミルク

九 絹、亜麻又ハ毛ノ織物

前項第九号ノ物産ノ製造業ニ付テハ、動力ヲ以テ運転スル機械ヲ使用シ、幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル

第十四条 前条ノ製造業ヲ継続シ又ハ其ノ継続ト認ムヘキ事実アル者ハ、其ノ製造業ニ付所得税ノ免除期間ノ残存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十五条 所得税法第十九条ノ規定ニ依リ所得税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ、同法第二十四条又ハ第二十五条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ、但シ其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ、所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十三条ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ、第十三条ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

第十六条 法人ノ各事業年度ノ所得ハ、毎事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日内、又ハ清算着手ノ日ヨリ

二十日以内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十七條 解散シタル法人ノ清算所得ハ残余財産確定シタルトキ、其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添付シ、之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ、残余財産ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ、其ノ分配スヘキ残余財産確定ノ都度之ヲ申告スヘシ

第十八條 合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ハ、合併ノ日ヨリ十四日以内ニ合併ニ關スル書類及合併ニ因リテ繼承シタル資産ノ明細書ヲ添付シ、合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十九條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ、所得ノ種類金額、所得ノ基本タル資産營業ノ所在地、所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

所得稅法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ、同居者ノ所得金額ヲ合算スヘキ場合ニ於テハ、各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スヘシ、但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ付記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス

第二十條 所得稅法第五十六條第一項ノ規定ニ依リ支払調書ヲ提出スル義務アル者ハ、左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

一 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ、毎年四月末日限

二 賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ、其ノ支払金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限

三 法人ノ利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ付テハ、配当金額又ハ分配金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限
無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支払ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ毎年四月末日限

第二十一條 前條ノ支払調書ニハ左ノ各号ノ規定ニ依リ支払ヲ受クル者ノ住所又ハ居所、氏名及各人別支払金額ヲ記

載スヘシ

一 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ、其ノ年分ノ支払金額及其ノ金額計算ノ基礎、但シ其ノ年一月一日以後調書提出ノ時迄ニ異動アリタルモノニ付テハ其ノ事実

二 賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ、其ノ支払金額及支払金額ノ確定シタル月日

三 法人ノ利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ付テハ其ノ支払金額、支払金額ノ確定シタル月日及其ノ支払ヲ受クル者ノ払込金額別株式數、出資金額、基金其ノ他支払金額計算ノ基礎
無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支払ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ、前年四月一日ヨリ其ノ年三月末

日ニ至ル期間ノ支払金額、支払月日及其ノ支払ヲ受ケタル者ノ払込金額別株式數、其ノ他支払金額計算ノ基礎

第二十二條 第二十條第一号ノ規定ニ依リ支払調書ヲ提出シタル後、六月末日迄ニ其ノ記載事項ニ付異動アリタルトキハ七月十日迄ニ異動調書ヲ提出スヘシ

第二十三條 第二十條及前條ノ規定ニ依ル調書ヲ提出シタルモノニ對シテハ、其ノ請求ニ因リ調書ニ記載シタル一件一人毎ニ五厘ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ計算ノ基礎ヲ記載シタル請求書ヲ七月末日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二十四條 所得稅法第二十八條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ屬クヘキ市又ハ北海道、沖繩県ノ区ハ大蔵大臣之ヲ指定ス

第二十五條 調査委員ノ定數ハ五人トス、但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大蔵大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得

第二十六條 所得稅法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ、投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第二十七條 稅務署長ハ選舉期日前三十日ヲ期トシ、其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人名簿正副二通ヲ調製シ副本ヲ市区町

村長又ハ戸長ニ送付スヘシ

市区町村長又ハ戸長ハ選挙期日前二十日ヲ期トシ、其ノ日ヨリ五日間市区役所、町村役場又ハ戸長役場ニ於テ選挙人名簿ノ副本ヲ関係者ノ縦覧ニ供スヘシ

関係者選挙人名簿ノ副本ニ付異議アルトキハ縦覧期間内ニ之ヲ税務署長ニ申立ツルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ税務署長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ヲ修正ヲ要スルトキハ、税務署長ハ正本ヲ修正シ、名簿確定期日前市区町村長又ハ戸長ヲシテ其ノ副本ヲ修正セシムヘシ

選挙人名簿ハ選挙期日ノ前日ヲ以テ確定ス

島嶼其ノ他交通不便ノ地ニ於ケル選挙人名簿ニ付テハ、大蔵大臣ハ第一項乃至第四項ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十八条 市区町村長又ハ戸長ハ、投票区内ニ於テ選挙資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立会人ヲ選任シ、投票及開

票ニ立会ハシムヘシ

第二十九条 投票ノ効力ハ開票立会人ノ意見ヲ聴キ、市区町村長又ハ戸長之ヲ決定スヘシ

第三十条 市区町村長又ハ戸長ハ、投票ノ有効無効ヲ區別シ調査委員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第三十一条 投票ノ調査終リタルトキハ市区町村長又ハ戸長ハ直ニ左ノ事項ヲ税務署長ニ報告スヘシ

一 投票及開票ノ日時及場所

二 投票及開票ノ立会人ノ住所及氏名

三 投票人及投票ノ総数並有効投票及無効投票ノ数

四 投票ヲ無効ト決定シタル事由

五 被選挙人ノ氏名及其ノ得票数

第三十二条 選挙会ハ予メ税務署長ノ公示シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開ク

第三十三条 税務署長ハ選挙区内ニ於テ選挙資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立会人ヲ選任シ選挙会ニ立会ハシムヘシ

第三十四条 所得調査委員会ノ開会日数ハ、各所得調査委員会ノ区域内ニ於ケル前年第三種ノ所得ニ付所得税ヲ納メタル者ノ数ニ従ヒ左ノ如ク之ヲ定ム

五千人以上ナルトキ 三十日以内

三千人以上ナルトキ 二十五日以内

千人以上ナルトキ 二十日以内

五百人以上ナルトキ 十五日以内

五百人未満ナルトキ 十日以内

第三十五条 所得調査委員会ノ会長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者会長ノ職務ヲ代理ス

第三十六条 所得調査委員会ノ決議ハ会長之ヲ税務署長ニ通知スヘシ

第三十七条 税務署長ハ所得税法第二十六条、第五十一条、第五十二条又ハ第七十四条第二項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ、之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

第三十八条 所得税法第五十九条第二項ノ公告ハ納税義務者ノ氏名及所得金額ヲ官報ニ掲載シテ之ヲ為スヘシ

第三十九条 所得税法第六十条第一項ノ審査ノ請求ヲ為サムトスル者ハ、事由ヲ具シ証拠書類ヲ添へ所得金額ノ決定ヲ為シタル税務署長ヲ經由シ税務監督局長ニ申出ツヘシ

第四十条 審査委員及其ノ補欠員ノ選挙事務ハ稅務監督局長之ヲ執行ス

第四十一条 審査委員ヲ選挙スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補欠員ヲ選挙スヘシ

補欠員ハ稅務監督局所轄内各府県又ハ北海道ニ於テ調査委員之ヲ互選ス

第四十二条 稅務監督局長ハ審査委員及補欠員ノ選挙期日、投票時間及投票場所ヲ定メ之ヲ調査委員ニ通知シ、同時ニ投票用紙ヲ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通知ニハ之ヲ受クヘキ調査委員ノ属スル府県又ハ北海道ニ於ケル調査委員ノ氏名表ヲ添付スヘシ

第四十三条 審査委員及補欠員ノ選挙ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ審査委員及補欠員ノ各選挙ニ付一人一票ニ限ル
選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選挙人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ、但シ相当ノ事由ニ因リ自ラ投票所ニ至ルコト能ハサルトキハ郵便ニ依リ投票スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ投票時間後到着シタル投票ハ無効トス

第四十四条 稅務監督局長ハ調査委員中ヨリ二人ノ立会人ヲ選任シ、投票及開票ニ立会ハシムヘシ

第四十五条 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ当選人トス、投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り、年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六条 審査委員ニ当选シタル者同時ニ補欠員ニ当选スルモ補欠員タルコトヲ得ス

第四十七条 審査委員及補欠員ノ選挙終了シタルトキハ稅務監督局長ハ当選人ニ当选ノ通知ヲ為シ、且其ノ氏名ヲ公示スヘシ

第四十八条 審査委員又ハ補欠員ニ当选シタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第四十九条 審査委員及補欠員ハ稅務監督局所轄内ニ於ケル調査委員全部ノ改選アリタルトキ、又ハ稅務監督局ノ管轄区域ニ異動アリタルトキ之ヲ改選ス

第五十条 調査委員ヨリ選挙セラレタル審査委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ補欠員ヲ以テ之ヲ補充ス、但シ北海道ニ在リテハ補欠員中投票ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次之ヲ補充シ、投票ノ數同シキトキハ年齢多キ者ヲ取り、年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ欠員ヲ補充スヘキ補欠員ナキトキハ審査委員ノ補欠選挙ヲ行フ

第五十一条 審査委員又ハ補欠員ニシテ調査委員タルノ資格ナキニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十二条 所得審査委員会ハ稅務監督局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第五十三条 所得審査委員会ハ開会ノ始ニ於テ審査委員中ヨリ会長ヲ選挙スヘシ

第五十四条 所得審査委員会ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第五十五条 所得審査委員会ノ会長事故アルトキハ、出席シタル審査委員中年齡多キ者会長ノ職務ヲ代理ス

第五十六条 審査委員ハ自己及自己ノ同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第五十七条 稅務監督局長又ハ其ノ代理官ハ所得審査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十八条 所得審査委員会ノ決議ハ会長之ヲ稅務監督局長ニ通知スヘシ

第五十九条 稅務監督局長所得稅法第六十一条ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ、之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十条 納稅義務者所得稅法第六十四条ノ規定ニ依リ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ為サムトスルトキハ、同時ニ所得稅

法第十六条ノ規定ニ依ル控除ヲ申請スルコトヲ得

第十條及第十一條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付テ之ヲ準用ス

第六十一條 所得稅法第六十四條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ、其ノ請求カ手續ニ違背シタルモノナルトキ、又ハ稅務署長ニ於テ收入予算年額四分ノ一以上ノ減損ナシト認メタルトキハ之ヲ却下スヘシ

第六十二條 稅務署長所得稅法第六十五條ノ規定ニ依リ所得金額ヲ更訂シタルトキハ、之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第六十三條 所得金額ノ決定後同居者ニ異動アルモ、所得稅法第十五條第二項、第十六條第二項、第二十條第二項及

第二十三條第二項ノ規定ノ適用ニ依リテ生シタル効果ハ之ヲ變更セズ

第六十四條 所得稅ヲ課セサル法人無記名ノ公債又ハ社債ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ、其ノ名稱、額面金額、記号及番号ヲ利子支払ノ取扱所ニ通知スヘシ

第六十五條 第二種ノ所得ニ付テ其ノ金額ノ支払者所得稅ヲ徵收シタルトキハ、翌月十日迄ニ払込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ其ノ地ノ金庫ニ振込ムヘシ、第二種乙ノ所得ニ付テハ尚其ノ支払ヲ受ケタル者ノ各人別明細書ヲ添付スヘシ

第六十六條 所得稅法第七十二條第二項ノ規定ニ依リ納稅地ヲ定メタルトキハ之ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ、申告ナキトキハ稅務署長其ノ納稅地ヲ指定ス

第六十七條 第三種ノ所得ニ付テ所得稅ヲ納ムル義務アル者、居所地ニ於テ所得稅ヲ納メムトスルトキハ、其ノ旨居所地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第六十八條 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ於テ生スル所得ヲ有スルトキハ、其ノ所得ノ生スル地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スヘシ

第六十九條 納稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ、其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十條 納稅義務者所得稅法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキハ、其ノ旨納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十一條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ、其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ稅務署ニ申告スヘシ

第七十二條 大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ハ、各該地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ當該製造業ニ付定メラレタル所得稅ノ免除期間ニ依ル

第十四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ期間ニ付テ之ヲ準用ス

第七十三條 大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ、其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各該地ノ稅務署長ニ於テ、其ノ地ノ法令ニ依リ所得稅ヲ免除スヘキ製造業ニ相当スト認メタル證明書ヲ添付シ、其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

第十五條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付テ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ本令ヲ適用ス、但シ所得稅法第十六條ノ規定ノ施行ニ關スル規定ハ大正九年分所得稅ニ付テハ之ヲ適用セズ

本令施行前從前ノ規定ニ依リシタル所得稅免除ノ申請及第三種ノ所得ニ關スル申告ハ、本令ニ依リ之ヲ為シタルモノト看做ス

本令施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ、仍從前ノ規定ニ依リ所得調查委員及所得審査委員ニ關シテハ、大正十年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依リ大正二年勅令第六十九條ハ之ヲ廢止ス

44、大正9年 所得税法施行上取扱方心得

官房秘令第五七号

大正九年八月十九日

大蔵大臣 男爵 高橋是清

稅務監督局

稅務 署

所得税法施行上取扱方左ノ通心得ヘシ

第一条 法人ノ所得計算上前期繰越益金ハ之ヲ總益金中ニ算入セサルモノトス

第二条 法人合併ノ場合ニ於テ繼承シタル資産価格カ合併ノ為ニ発行シタル株式金額ヲ超過スル場合ハ、所謂合併差

益ハ之ヲ總益金中ニ算入セサルモノトス

第三条 法人ノ資産減価償却及繰越欠損金ノ補填ハ、其ノ事業年度ノ損益ト認ムヘキモノナルヲ以テ、法人ノ計算ニ於テ純益金ノ処分トシテ之ヲ為シタル場合ト雖、其ノ純益ノ生シタル事業年度ニ於ケル總損金中ニ之ヲ算入スヘキモノトス

第四条 法人ノ所得計算上國債及貯蓄債券法ニ依リ発行シタル貯蓄債券ノ利子ハ、其ノ金額ヲ以テ所得税ヲ課セサル所得ト看做スヘキモノトス

第五条 法人ノ總益金中ニ國債以外ノ公債ノ利子、其ノ他ノ第二種所得 又ハ他ノ法人ヨリ受ケタル配当金(其ノ所得稅ヲ課セサルモノトス)

アルモノ之ヲ控除セス、課稅所得トシテ之ヲ計算スルモノトス

第六条 保險会社ノ利益金又ハ剰余金ヲ算出スル場合ニ於テハ、保險契約ニ因ル配当金又ハ配当準備金ヲ控除スルモノトス、但シ配当準備金ニ付テハ保險約款上ノ確定的義務ニ基キ積立テタルモノニ限ル

保險契約ニ因ル配当金ハ之ヲ第三種所得トシテ計算セサルモノトス

第七条 法人カ月ノ中途ニ於テ解散シタルトキハ、解散ノ日ヲ以テ所得税法第六条ノ月末ト看做シ資本金ヲ計算スルモノトス

第八条 所得税法第十四条第二項ニ依リ利益ノ配当ト看做サレタル金額ハ、法人ノ当該事業年度ノ配当所得中ニ算入スルモノトス

第九条 法人ノ清算所得又ハ所得税法第十条第二項ニ依ル配当所得計算ニ付テハ、残余財産又ハ積立金中所得税ヲ課セサル所得、又ハ之ヲ免除スル所得ヨリ成ルモノアルモノ之ヲ控除セサルモノトス

第十条 合名会社又ハ合資会社カ商法第八十五条又ハ第百五条ニ基キ任意清算ニ依リ財産ノ処分ヲ為ス場合ニ於テハ、解散當時ノ總資産価額ヨリ債務金額ヲ控除シタルモノヲ以テ、税法第十一条第一項ノ残余財産ト看做スヘキモノトス

第十一条 清算中ニ払込ヲ為シタル株式金額又ハ出資金額アルトキハ、清算所得ノ算出上之ヲ払込株式金額又ハ出資金額ニ算入スルモノトス

第十二条 第三種ノ所得金額ヲ調査スルニ当リテハ、各人ノ生活状況等ニ依リ所得ノ全体ニ着眼シ大体ニ於テ其ノ所得ノ実ヲ得ムコトヲ期スヘク、徒ラニ些細ノ点ニ關スル計算ニ重キヲ置キ、全体ニ於テ所得ノ実額ヲ得サルカ如キ調査ヲ避クヘキモノトス

第十三条 課税ノ公平ヲ図ルコトハ最も緊要ノ事項ナルヲ以テ、所得調査上深ク此ノ点ニ注意シ、特ニ都会地ナルト否トニ依リ、又ハ所得ノ大小ニ依リ調査寛嚴ノ程度ヲ異ニスルカ如キ弊ナカラシムコトヲ期スヘキモノトス
第十四条 稅務官吏ハ常ニ各人ノ所得ニ注意シテ適宜ノ調査ヲ遂ケ、以テ納稅者ノ申告ノ當否ヲ勘案シ所得金額ノ決定ヲ為スヘキコト勿論ナルモ、納稅者ノ申告ヲ怪視スルカ如キコトナク、誠実ナル申告ヲ奨励スルコトニ注意スヘキモノトス

第十五条 第三種所得調査上各人ノ所得事項ニ付具体的ノ調査ヲ為スコト困難ナル場合ニ於テハ、適當ナル所得標準歩合ヲ設ケ、之ニ依リ所得ノ算出ヲ為スモ妨ナシト雖、標準歩合ノ適用ハ固ヨリ所得推定ノ方法ニ過キサルヲ以テ、納稅者ノ申告ニシテ誠実ナリト認ムヘキモノニ付テハ可成其申告ヲ是認スヘキモノトス

第十六条 田又ハ畑ノ所得ハ前三年以來引続キ同一ノ收益方法ニ依リタル場合、及地目ニ變換ナカリシ場合ニ限り前三年間ノ所得平均高ニ依リ之ヲ算出スヘキモノトス、但シ前三年間ノ所得ヲ平均スル場合ニ於テ、或年分ニ損失アルトキハ之ヲ他ノ年分所得ヨリ差引計算スルモノトス

第十七条 立竹木ヲ土地ト共ニ処分シタル場合ニ於テ、土地ノ讓渡ヲ主タル目的トシ且ツ立竹木価格ノ僅少ナルカ如キモノニアリテハ、強テ其ノ價格ヲ区分シテ山林所得ヲ計算スルニ及ハサルモノトス、幼木ヲ土地又ハ地上權ト共ニ讓渡シタル場合亦同シ

第十八条 第三種ノ所得稅ハ所得金額ヨリ控除スヘキモノニアラスト雖、所得稅法施行地外ヨリ生スル所得ニ對シ、其ノ所得發生地ニ於テ課セラレタル所得稅其ノ他ノ公課ハ之ヲ必要経費ト看做スヘキモノトス

第十九条 所得金額ノ調査決定ニ當リテハ慎重ノ注意ヲ払ヒ、後日之カ訂正ヲ為スカ如キコトナキヲ期スヘキモノトス

第三種ノ所得金額ノ決定ニ關涉アルコトヲ発見スルモ、左記各号ノ場合ニアラサレハ之ヲ訂正セサルモノトス、但シ所得金額ノ増加ヲ要スル場合ニ於テハ納稅者ニ對シテ追加申告ヲ促シ、若シ納稅者カ之ニ応セサルトキハ訂正ヲ為ササルモノトス

- 一、決定シタル所得金額カ其ノ内訳金額ノ合計ト符合セサルトキ
- 二、同一ノ所得ヲ重複ニ計算シタルトキ
- 三、所得稅法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依ル控除金額ノ計算ヲ誤リタルトキ
- 四、課稅スヘカラサル所得ヲ算入シタルトキ
- 五、會計検査院ノ審理ニ因リ誤謬アルコトヲ発見シタルトキ
- 六、其ノ他所得ノ算定又ハ法令ノ適用ニ關涉アルコト最も明確ナルトキ

(昭60 高松 43)

45、大正9年 改正所得稅法説明書

大正九年八月

改正所得稅法説明書

大藏省主稅局

第一 改正ノ目的

我國ノ租稅ハ維新以來隨時其ノ必要ニ応シテ新設又ハ増徴セラレタルモノ多ク、其ノ全体ノ組織ハ未タ遺憾ナカラ

不統一ナルヲ免レス、故ニ税制整理ノ必要緊切ナルコトハ朝野ノ普ク認ムル所ニシテ、既ニ多年ノ懸案タリ、然レトモ税制整理ノ事タルヤ財政計画並国民經濟ト重大ナル關係ヲ有スルモノナルヲ以テ、極メテ慎重ナル調査ヲ經タル後ニ非サレハ容易ニ之ヲ実行スルコトヲ得サルハ論ヲ俟タル所ニシテ、政府ニ於テモ目下之ヲ財政經濟調査委員會ニ附議シ、同委員會ニ於テ之ヲ審議調査ヲ重ネツ、アルハ全ク之ヲ爲ナリトス

然ルニ大正三年歐洲大戰ノ勃發シテ以來、之ニ伴フ世界ノ經濟事情ノ變遷ハ我國ノ公私經濟ニモ重大ナル影響ヲ及ホシ、過去數年間ニ於ケル我國經濟上ノ變革ハ洵ニ顯著ナルモノアリ、而シテ歐洲大戰ハ幸ニシテ既ニ熄ミタリト雖、戦後ニ於ケル國家緊要ノ施設甚タ妙カラス、就中國防ノ充實ハ一日モ之ヲ緩ニスル能ハサル事情アルヲ以テ、戦後ニ於ケル我國ノ財政計画ハ大ニ其ノ歳入ノ増加ヲ図ルノ必要ニ際會セリ、而モ其ノ恒久ノ財源トシテハ之ヲ租稅收入ニ求ムルノ外ナキカ故ニ、今次政府ニ於テハ各種租稅中普遍的ニシテ且最モ屈伸力ニ當ル所得稅並ニ尙担稅力ノ余地アリト認メラルル酒稅ヲ選擇シ、其ノ増稅ニ依リ必要ノ財源ヲ得ルコトヲ以テ機宜ニ適シタルモノト爲シタリ

然レトモ翻テ考フルニ、從來ノ所得稅法ハ其ノ課稅組織ニ於テ幾多ノ不備ヲ有シ、課稅ノ公平、負擔ノ權衡完キモノト謂フヲ得ス、故ニ其ノ不完全ナル組織ノ下ニ單ニ稅率ヲ増加シテ其ノ増徴ヲ行ハムカ、從來ノ不公平ヲシテ一層甚ダシカラシムルノ欠点アルヲ以テ、若シ之ヲ増稅セントセハ必ス其ノ課稅組織ヲ改正スルノ必要アリ、加之輒近ニ於ケル社會思想ノ嬗變ニ鑑ミルトキハ、租稅立法ニ付テモ亦大ニ社會政策ヲ加味スルノ必要アルコト、之レ既ニ識者ノ認ムル所ナルヲ以テ、政府ハ此等ノ事情ヲ考慮シテ所得稅制ノ改善整理ヲ行フト同時ニ、増稅ノ目的ヲ達セムコトヲ企テ、以テ今次ノ大改正ヲ斷行シタルモノナリ

第二 改正ノ綱要

所得稅法改正ノ理由右ノ如シ、從テ其ノ主眼トスル所ハ負擔ノ權衡ヲ期スルニ在リ、殊ニ小所得者ニ對スル課稅ハ可及的其ノ負擔ヲ輕カラシムルト同時ニ、大所得者ニ對シテハ幾分其ノ負擔ヲ増加シ、以テ能ク其ノ實際ノ担稅力ニ適應シタル課稅ヲ爲サムコトヲ圖リタルモノトス、今次改正所得稅法ノ改正條項中其ノ主要ナルモノヲ略述スレハ左ノ如シ

一、法人ヨリ受クル配當金及賞与金等ハ總テ之ヲ個人ニ綜合シテ課稅スルコト（稅法第十四條第一項第五号）
之レ今次改正ノ大眼目ニシテ、從來法人ノ利益ハ之ヲ其ノ法人ノ所得トシテ第一種ノ所得稅ヲ課シ、合名会社・合資会社及株主二十人以下ノ株式会社ニ對シテハ超過累進稅率ヲ適用シタルモ、其ノ稅率ハ個人ヨリモ低ク一般ノ株式会社ニ對シテハ單ニ百分ノ七・五ノ比例稅ヲ課シタルニ止マリ、其ノ利益ノ分配ヲ受クル各個人ニ付テハ何等ノ課稅ヲ爲サ、リシモノナルモ、法人事業ノ發達ニ伴ヒ株式ノ配當等各個人力法人ヨリ受クル所得ハ漸増シ、今ヤ國民所得ノ重大ナル部分ヲ占ムルニ至リタルニ拘ラス、之ニ對シテ比較的低率ナル源泉課稅ヲ爲スニ止ムルトキハ、個人ノ收得スル他ノ第三種所得ニ付超過累進稅率ニ依リ課稅ヲ爲スモ、其ノ目的ノ一半ヲ没却シ若シク不公平ナル結果ヲ生スルノミナラス、等シク法人ヨリ利益ノ配當ヲ受クルモノト雖、其ノ實際ノ担稅力ニハ大ニ差等アルニ拘ラス、大株主ニ對シテモ小株主ニ對シテモ源泉課稅ニ依リテ同一率ノ負擔ヲ爲サシムルコトハ、到底之ニ依リ大所得者ト小所得者間ノ負擔ノ權衡ヲ得セシムル所以ニアラス、悉テハ單ニ所得稅負擔ノ輕減ヲ圖ラシカ爲メ個人事業ヲ法人組織ニ改メ、以テ所謂合法的脫稅ヲ企ツルモノスラ続出スルニ至リ、遂ニ課稅ノ公平ヲ庶幾スルニ由ナキコト事実上明白トナレリ、故ニ政府ハ今回ノ改正ニ於テ此ノ不備欠点ヲ是正スヘク、法人ヨリ受クル利益及賞与等ハ總テ之ヲ受クル各個人ニ付前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ニ收入シ、又ハ收入スヘカリシ金額ヲ調査シ、其ノ六割ヲ以テ第三種ノ所得トシテ之ヲ其ノ他ノ所得ト綜合々算シ、其ノ總額ニ相

応スル税率ヲ適用スルコト、為シタリ、而シテ其ノ配当金ノ所得ヲ収入金額ノ六割ト算定スルハ、之レ議會ノ修正ニ依ルモノニシテ、其ノ理由ハ其ノ所得ヲ得ルニ必要ナル経費アルモ、個々ニ之ヲ調査控除スルコト到底不能ナルヲ以テ、間接ニ且一般のニ之ヲ控除スルノ趣旨、並從來ノ源泉課税ヲ一挙ニシテ綜合課税ニ改ムルトキハ納税義務者ノ負担激増スルヲ以テ、少クトモ過渡期ニ於テ其ノ急激ナル変化ヲ緩和セムトスルノ趣旨ニ外ナラス此ノ改正ノ結果法人ヨリ受クル利益配当ト其ノ他ノ所得トヲ合シテ巨額ノ所得ヲ有スルモノハ、累進税率ニ依リテ比較的重キ負担ヲ為スヘク、之ニ反シテ其ノ所得ノ少額ナル者ハ比較的低キ負担ヲ課セラル、コト、ナリ、所謂社会政策ノ精神ニ適フノミナラス、茲ニ初メテ所得税課税ノ公平ト負担ノ權衡トヲ得ヘキモノトス然レトモ改正法施行前、即大正九年七月末日迄ニ終了シタル事業年度分ノ所得ニ付テハ、總テ旧法ノ規定ニ依リ第一種所得税ヲ課セラル、モノナルヲ以テ、其ノ所得ニ屬スル利益配当及重役賞与等ニ付テハ、之ニ第三種ノ所得税ヲ課セサルコト、為シタリ、故ニ大正九年分ニ付テハ事實上株式配当及重役賞与等ノ綜合課税ナキコト、ナルヘシ

二、第一種ノ所得即法人ノ所得ニ対スル課税方法ニ関スルコト (税法第三条)

叙上各個人カ法人ヨリ受クル配当等ニ対スル綜合課税ニ伴ヒ、法人ニ対スル所得税ノ課税亦当然ニ改正スルノ要アルヲ以テ、凡ソ左記ノ所得ニ付所得税ヲ課スルコトニ改メタリ、而シテ旧法ニ於ケルカ如ク合名会社・合資会社タルト株式会社タルトニ依リテ課税方ヲ異ニスルコトナシ

尚法人所得ノ計算ニ付、旧法ニ於テハ其ノ所得中ニ包含セラル、第二種所得又ハ他ノ課税法人ヨリ受ケタル配当金ヲ除算シタルモ、改正法ニ於テハ苟モ損益計算上法人ノ純益タルモノハ、其ノ已ニ源泉ニ於テ又ハ他ノ法人ニ於テ課税セラレタルト否トヲ問ハス、全部之ニ課税スルコト、為シタリ、即法人ノ利益中ニ含マル、公債社債又

ハ銀行定期預金ノ利子若ハ他ノ課税法人又ハ免税法人ヨリ受ケタル配当金ト雖、之ヲ控除セス包括課税セラル、コト、ナレリ、但シ国債ノ利子ニ付テハ免税スヘキ特別ノ法律アルヲ以テ之ヲ除外スヘキハ勿論ナリトス
甲、法人ノ超過所得

法人ノ各事業年度ニ於ケル所得金額 (税法第四条) カ同年度ノ資本金額即払込株式金額、出資金額、相互保險会社ニアリテハ基金及積立金額ノ合計額 (税法第六條、第七條) ニ対シテ年一割ノ割合ヲ超ユルトキハ、其ノ超過額ヲ第一種甲法人ノ超過所得トシ、其ノ資本金額ニ対スル割合ノ増大スルニ從ヒ逐次左ノ超過累進税率ヲ課ス (税法第五條)

所得金額中資本金額ニ対シ年一割ヲ超エ二割以下ノ金額	百分ノ四
同年二割ヲ超エ三割以下ノ金額	百分ノ十
同年三割ヲ超ユル金額	百分ノ二十

之レ法人ハ法律上独立ノ人格者タルノミナラス、其ノ企業所得ハ畢竟スルニ資本合同ノ組織ニ因ル法人特殊ノ有利ナル地位ニ基キ獲得スルモノナルヲ以テ、其ノ資本金額ニ対シ普通ノ利廻以上ノ所得ヲ有スルトキハ、之ニ相当ノ負担ヲ命スルコト固ヨリ正当ナリトス、而シテ財政計画ノ必要上大正九年八月一日ヨリ大正十年七月三十一日迄ノ間ニ終了スル事業年度分ノ超過所得ニ付テハ、尚其ノ本税ノ三割五分ヲ増徴スヘキモノト為シタリ

乙、法人ノ留保所得

法人ノ各事業年度ノ所得中、配当其ノ他ノ処分ヲ為サス社内ニ留保シタル金額、即各種積立金及後期繰越金ヲ以テ第一種乙法人ノ留保所得トシ、之ニ対シテハ左ノ区分ニ依リ累進税率ヲ以テ算出シタル所得税ヲ課ス

(イ) 事業年度末現在ノ積立金及其ノ事業年度分ノ留保所得ノ合計金額カ、同年度末ノ払込資本金額ノ半額以下ナルトキハ、其ノ事業年度ノ留保所得ニ付 百分ノ五

(ロ) 同上金額カ同年度末ノ払込資本金額ノ半額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過部分ニ包含スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ付 百分ノ十

(ハ) 同上金額カ同年度末ノ払込資本金額全額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過部分ニ包含スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ付 百分ノ二十

但シ、(ロ)(ハ)ノ場合ト雖、其ノ留保所得中其ノ事業年度分ノ所得総額ノ二十分ノ一以下ノ金額ニ付テハ、常二分ノ五ノ税率ヲ課スルニ止ム

法人ノ留保所得ニ所得税ヲ課スル理由ハ、已ニ旧法ニ於テモ法人ノ総所得中ニ含マル、留保所得ニ対シテ課税シタルト同様、留保所得モ亦法人ノ所得ニシテ之ニ相当ノ担税力アリト認ムヘキノミナラス、其ノ所得ヲ留保セシテ配当シタル場合ニ於テハ、其ノ配当ニ対シテハ法人ニ於テ源泉課税ヲ為スノ外、更ニ之ヲ受クル各個人ニ於テ第三種ノ所得トシテ総合課税セラルヘキモノナルヲ以テ、之レトノ權衡上其ノ無制限ナル留保ヲ看過スヘキニ非ス、若シ之ニ何等ノ課税ヲ為サハルトキハ、恐ラクハ留保専門ノ脱税会社類出シテ配当金総合課税ノ目的ヲ達スルコトヲ得サルニ至ルヘキヲ以テナリ、從テ其ノ留保所得ノ累積タル積立金ヲ減少シテ配当又ハ欠損填補ノ資源ニ充当シタルトキハ、其ノ減少額ヲ填補スルニ至ル迄、其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付テハ所得税ヲ課セサルモノトシ、以テ重複課税ノ弊ヲ避クルコト、為シタリ

丙、法人ノ配当所得

法人ノ各事業年度ノ所得中、普通法人ニアリテハ利益ノ配当、相互保険会社ニアリテハ剰余金ノ分配ニ充当シ

タル金額ヲ第一種丙法人ノ配当所得トシ、若シ積立金ヲ減少シテ利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ充当シタル金額アルトキハ之ヲ配当所得ニ加算シ、其ノ合計金額ニ対シテ率百分ノ五ノ税率ニ依リ算出シタル所得税ヲ課ス、之レ議會ノ修正ニ依リ追加セラレタルモノニシテ、配当又ハ分配ニ対スル一種ノ源泉課税ニ屬シ、税法改正ノ過渡期ニ処スル便法タルト同時ニ、一面財政計画上ノ必要ニ基キ之ヲ課税所得ト為シタルモノナリ

丁、法人ノ清算所得

法人力解散シタルトキ、其ノ清算ニ因ル残余財産ノ価額力解散當時ニ於ケル当該法人ノ純資産金額、即払込株式金額、出資金額、積立金額及其ノ事業年度分ノ留保所得ノ合計額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過額ハ清算期間中ニ生シタル所得ニ相当スルモノナルヲ以テ、之ヲ第一種丁法人ノ清算所得トシテ率百分ノ七・五ノ税率ヲ課ス、会社合併ノ場合ニ於テ被合併会社ノ株主又ハ社員カ合併後ニ於ケル新設会社又ハ存続会社ヨリ受クル株式ノ払込金額、出資金額、又ハ金銭ノ合計額カ被合併会社ノ合併當時ニ於ケル純資産金額、即チ払込株式金額、出資金額、積立金額及其ノ事業年度分ノ留保所得ノ合計額ヲ超過スルトキニ於テモ、解散ノ場合ト同シク其ノ超過金額ヲ清算所得ト看做シ之ニ百分ノ七・五ノ税率ヲ課ス

戊、内地ニ於ケル外国法人ノ支店又ハ出張所ノ所得、即第一種戊ノ所得ハ、其ノ内地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生シタル所得金額ニ対シテノミ課税スルモノニシテ、其ノ税率ハ百分ノ七・五トス、但シ其ノ所得カ資本金額ノ一割ヲ超ユル場合ニ於テハ、別ニ超過所得税ヲ課セラルヘキコト勿論ナリトス、要之各種法人ノ各事業年度ノ所得中社内ニ留保シタルモノニハ留保所得税ヲ、配当シタルモノニハ配当所得税ヲ課セラルヘク、別ニ其ノ留保セラレタルト配当セラレタルトヲ問ハス、其ノ所得總額カ運用資本金額ニ対シテ年一割以上ニ達スルトキニ限り之ニ超過所得税ヲ課セラルヘシ、而シテ法人力解散又ハ合併ニ因リテ消滅スル場合ニハ、一時限リ清算

所得税ノ賦課ヲ受ク、但シ外国法人ノ支店又ハ出張所ニ対シテハ、留保所得税、配当所得税及清算所得税ヲ課スヘキ事実ヲ生セサルヲ以テ、当然此等ノ課税ヲ受クルコトナク、所謂第一種所得税及超過所得税ヲ課セラル、ニ止マル

三、第二種ノ所得、即公債社債及銀行定期預金ノ利子ニ関スルコト

銀行ノ定期預金及名義ノ如何ニ拘ラス定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子ハ、旧法ニアリテハ第三種ノ所得トシテ課税スヘキ規定ナリシモ、調査困難ノ為多ハ脱漏シ所得課税上洵ニ不権衡ナリシヲ以テ、調査及徴税ノ便宜ヲ旨トシ、之ヲ第二種ノ所得トシテ社債ノ利子同様百分ノ五ノ税率ニ依リ源泉課税ヲ為スコトニ改メタリ、又内地法人ヨリ外国居住ノ株主又ハ社員ニ支払フ配当ハ、其ノ受領者ニ対シ綜合課税スルコト不可能ナルヲ以テ、之レ亦第二種所得トシテ百分ノ七・五ノ源泉課税ヲ為スニ止メタリ、而シテ旧法ニ於テハ公債ノ利子ハ其ノ税率百分ノ二、社債ノ利子ハ百分ノ三ナリシモ、法人ヨリ受クル配当金ハ個人ニ於テ綜合課税ヲ為スノ外、尚源泉ニ於テ税率百分ノ五ノ配当所得税ヲ課スヘキモノトシタル權衡上、其ノ税率ヲ引上ケテ公債ノ利子ニ対シテハ百分ノ四、社債及銀行定期預金ノ利子ニ対シテハ百分ノ五ト為シタリ

四、第三種ノ所得、即個人ノ所得ニ関スルコト

(イ) 個人ノ外国ニ於ケル所得ニ関スルコト

旧法ニ於テハ法人ノ所得ニ付テハ其ノ發生地ノ内外ヲ問ハス全部之ニ課税シタルモ、個人ノ所得中外国ニ於テ取得スル所得ニ付テハ之ヲ課税外ニ置キ、兩者ノ間統一ヲ欠キタルノ嫌アリタリ、然ルニ改正法ノ主義タル綜合課税ノ目的上、個人ノ外国ヨリ生スル所得ト雖、之ヲ除外スヘキ理由ナキヲ以テ、總テ之ヲ綜合合算シテ課税スルコト、為シタリ

(ロ) 山林所得ニ関スルコト

旧法ニ於テハ山林所得ハ法律正文ノ解釈上其ノ立竹木ヲ伐採シタル場合ニ限り之ニ課税シ得ヘキモノト為スノ外ナカリシモ、斯クテハ其ノ立竹木ヲ伐採セスシテ譲渡シ、之ニ依テ所得ヲ得タルモノヲ逸スルコト、ナリ、彼是甚シキ不権衡ヲ生シタルヲ以テ之ヲ改メ、山林ノ所得ハ立木ノ儘売却セルト、之ヲ伐採セルトヲ問ハス、總テ前年ノ実績ニ依リ計算課税スルコト、為シタリ、而シテ山林ノ所得ハ其ノ性質上多クノ場合ニ於テ長期間ヲ経テ生スル特殊ノ所得ナルヲ以テ、之ヲ他ノ所得ニ合算シテ超過累進税率ヲ適用スルハ聊カ不穩當ノ嫌アルニ因リ、改正法ニ於テハ山林ノ所得ト其ノ他ノ所得トヲ区分シ、各別ニ税率ヲ適用スヘキモノト為シタリ(稅法第二十三条第一項但書)、但シ納稅資格ノ有無及勤勞所得ニ対スル控除(稅法第十五条及同第二十条)、又ハ少額所得者ニ対スル家族扶養費ノ控除(稅法第十六条)ヲ為ス場合ニ於テハ、山林ノ所得ト其ノ他ノ所得トヲ合算シタル總所得額ニ依リテ之ヲ決定スルモノトス

(ハ) 勤勞所得ニ対スル控除

勤勞所得者、特ニ少額勤勞所得者ニ対シ所得稅課税上相当ノ斟酌ヲ為スノ必要アルコトハ何人モ異論ナキ所ナルヘシ、已ニ旧法ニ於テモ俸給・給料・手当・歳費ニ付テハ、其ノ收入ヲ算年額ノ一割ヲ控除シタルモノヲ以テ第三種ノ所得ト為シタリシモ、改正法ニ於テハ尚其ノ範圍ヲ擴張シ、勤勞所得ノ性質ヲ有スル賞与ノ外、尚之ニ準スヘキ年金・恩給及退職料ヲ之ニ加ヘ、而シテ其ノ控除ハ一定額以上ノ大所得者ニ付テハ之ヲ行ハサルコト、為スト同時ニ、其ノ所得ノ少額ナルモノニ対シテハ控除割合ヲ倍加シタリ、即左ノ如シ

第三種ノ所得總額六千円以下ナルトキハ

其ノ所得中勤勞所得ニ付 其ノ二割ヲ控除ス

同 六千円ヲ超エ二万二千円以下ナルトキハ

其ノ一割ヲ控除ス

同 一万二千円ヲ超ニルトキハ

其ノ所得中勤勞所得アルモ全然控除セス

(二) 少額所得者ニ対スル家族扶養費ノ控除

少所得者ニ対スル第三種ノ所得税ハ税率ノ按配ニ依リ比較的輕キ負担ヲ課スヘキコト勿論ニシテ、改正法ニ於テハ特ニ此ノ点ニ付大改正ヲ加ヘタリト雖、尚其ノ各人特有ノ事情ニ付課税上ノ斟酌ヲ為ス必要アルヲ以テ、旧法ニ於テ千円以下ノ少所得者ニ付單純ニ一定金額ノ控除ヲ為シタルヲ改メ、其ノ担税力ニ最も直接ノ影響アルモノト認メラル特殊ノ扶養家族、即老幼不具廢疾者ノ數ニ応シ一定金額ノ控除ヲ行フト同時ニ、三千円迄ノ所得者ニ付此ノ恩典ヲ与フルコト、為シタリ、其ノ控除額計算ノ基礎タル家族ノ制限及控除金額左ノ如シ

(1) 控除金計算ノ標準タル家族ノ制限

其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戸主、又ハ家族中年齡十八歳未満、若ハ六十歳以上ノ者、又ハ不具廢疾者、年齡ハ其ノ年四月一日現在ニテ十八歳未満又ハ六十歳以上ナルコトヲ要シ、不具廢疾者トハ狂者、聾者、啞者、盲者又ハ重傷大患ニ罹リ常ニ他人ノ介護ヲ受クル者等ヲ包含ス

(2) 控除金額

所得金額(勤勞所得ニ付テ前記(一)ノ控除ヲ為シタルモノ)

千円以下ナルトキハ 其ノ扶養家族一人ニ付 百円

同

二千円以下ナルトキハ 同 七十円

同

三千円以下ナルトキハ 同 五十円

其ノ扶養家族ノ控除ハ納税義務者ヨリ其ノ申請ナキトキハ之ヲ行ハサルモノナルヲ以テ、納税義務者其ノ控除ヲ受ケムトスルトキハ必ス所得税法(第二十五條第二項)及施行規則(第十條)ノ規定ニ依リ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘキコトニ注意スルヲ要ス

(三) 課税最低限ニ関スルコト

旧法ニ於ケル第三種所得ノ課税最低限ハ五百円ナリシモ、尚之ヲ高ムヘキ必要ヲ認メ更ニ三百円ヲ増加シ八百円ヲ以テ課税最低限ト為シタリ、之ヲ戦前ニ於ケル四百円ニ比スルトキハ、恰モ倍額トナレルノミナラス、改正法ニ規定スル課税最低限算定ノ方法(税法第二十條)ハ旧法ト異ナリ、前記勤勞所得者及少額所得者ニ對スル特別控除ノ結果、其ノ所得金額カ八百円ニ滿タサルトキハ納税義務ナキモノト為シタルヲ以テ、實際上千二三三百円ノ所得者ト雖、控除金額ノ如何ニヨリテハ納税義務者タラサルコト多カルヘシ

(四) 税率ニ関スルコト

改正法ハ第三種所得ニ付テハ調査止ムヲ得サルモノヲ除クノ外、成ルヘク各個人ノ一切ノ所得ヲ綜合課税スルノ主義ヲ採ルト共ニ、少所得者ノ負担ハ可及的之ヲ輕減セムコトヲ図リ、勤勞所得者ニ對スル控除、少額所得者ニ對スル控除及課税最低限ノ昂上等、皆其ノ趣旨ヲ實行シタル処ナルモ、尚之ヲ税率ノ上ニ於テ大ニ斟酌シ、一面數百万円ノ大所得者ニ對シテハ幾分其ノ負担ヲ増加シタリ、即旧法ニ於ケル第三種ノ所得税率ハ最低百分ノ三ヨリ最高百分ノ三十二至ル超過累進率ニシテ、所得金額二十万円ヲ超ニル金額ニ對シテハ

凡テ右最高率ヲ適用シタリト雖、改正法ニ於テハ最低百分ノ〇五ヨリ漸次其稅率ヲ通増シ、最高百分ノ三六ヲ適用スルコトニ改メタリ、蓋シ近時一般ニ個人ノ所得増加セルノミナラス、改正法ニ於テハ配當及賞与金ヲ綜合シテ個人ニ課稅スルノ主義ヲ採用セルモノナルカ故ニ、二十万円ヲ超ユル金額ニ對シ直ニ最高率ヲ適用スルハ過重ノ嫌アルヲ以テ、其ノ最高率ハ所得金額四百万円ヲ超ユル金額ヨリ之ヲ適用スヘキモノトシ、其ノ間ノ階級ヲ二十一級ニ分チタリ、唯茲ニ一言説明ヲ加フヘキハ所得稅法ニ定ムル各階級ノ稅率ハ直ニ所得稅額ニ適用セラル、モノニ非スシテ、其ノ所得總額中各階級ニ屬スル金額ニ付テノミ適當セラル、ニ過キス、故ニ最高稅率百分ノ三六ヲ課セラルヘキ大所得者ト雖、其ノ實際ノ負擔ハ遙ニ之ヨリ低ク、例之四百四十万円ノ大所得者ニ付テハ百分ノ三六ノ稅率ヲ適用セラル、ハ僅ニ四十万円ニ止マリ、所得總額ニ屬スル稅金ノ割合ハ百分ノ二八・九五ナルカ如シ、此ノ點誤解ナキヲ要ス（冊尾第三種所得稅率新旧比較表參照）

以上改正ノ結果、勤勞所得者及少所得者ニ對スル特別控除、并山林所得ニ對スル分離計算等別トシ、單ニ稅率ノ点ノミヨリ觀ルモ概シテ實際負擔ノ輕減トナリ、殊ニ少所得者ニ付テハ其ノ程度顯著ニシテ、二十円以下ノ所得者ノ負擔ハ悉ク半減以下トナリ、甚シキハ僅ニ十分ノ二以下ニ低減セラレタルモノアリ、而シテ一面四百万円ヲ超ユル大所得者ノ幾分其ノ負擔ノ増加シタルモノアルニ止マル、唯配當及賞与金ヲ綜合課稅セラル、ノ結果、巨額ナル此等ノ所得ヲ有スル者ニアリテハ、之カ為ニ其ノ負擔ノ増加スヘキハ勿論ナリトス

(1) 所得調査委員會及審査委員會ニ關スルコト

(1) 旧法ニ於ケル調査委員ノ選舉ハ、先ツ其ノ調査委員選舉人ヲ選舉シ、而シテ後調査委員選舉人カ調査委員ヲ選舉スル所謂複選ノ方法ニ依リタルモノナルモ、改正法ニ於テハ納稅義務者中ノ選舉資格アルモノカ直

接ニ調査委員ヲ選舉スル方法ヲ採リ、且投票ハ制限連記名投票ナリシヲ單記無記名投票ニ改メタリ

(2) 審査委員ニ關スル制度ニ付テモ左記ノ改正ヲ行ヘリ

従來調査委員中ヨリ選舉スル審査委員ノ定數ハ、審査委員會ヲ置クヘキ区域ノ大小ニ拘ラス四人ト定メアリタルモ、之ヲ改メ各府県毎二一人、北海道ハ四人ト為シタリ

旧法ニ於テハ審査委員ハ調査委員ノ改選アル毎ニ改選スルノ規定ナリシ結果、一地方ニ於テ調査委員一人ノ改選アリシ場合ニ於テモ、審査委員全部ノ改選ヲ為サ、ルヘカラサルカ如キ不便アリタルヲ以テ、審査委員會ノ区域ニ異動アリシ場合、若ハ一般的ニ調査委員ノ改選アリシ場合ノ外、審査委員ノ改選ハ之ヲ行ハサルコト、為シタリ

第三 施行時期ニ關スルコト

(1) 第一種所得稅ハ改正法施行ノ日、即大正九年八月一日以後ニ於テ終了スル事業年度分ノ所得ヨリ改正法ヲ適用シ、同日前ニ終了シタル事業年度分ニ付テハ總テ旧法ノ規定ニ依リ課稅ス

(2) 第二種所得稅中第二種甲、即公債・社債・銀行定期預金ノ利子ニ付テハ、改正法施行ノ日以後ニ於テ利子支払期ノ到来スルモノニ付改正法ヲ適用ス、從テ其ノ利子支払カ七月末日以前ニ在リシモノハ、其ノ實際ノ支払カ偶々遅延シテ八月一日以後ニ行ハレタルモノト雖、依然旧法ノ規定ニ依リ課稅スヘキモノトス、又第二種乙即外国居住者ノ内地法人ヨリ受クル配當等ニ付テハ、八月一日後ニ終了スル事業年度分ノ配當ヨリ改正法ニ依ル第二種所得稅ヲ課稅スヘキモノトス

(3) 第三種所得稅ハ大正九年分即チ大正九年一月ヨリノ所得ニ付改正法ヲ適用スルモノニシテ、唯改正法中老幼不具殘疾者等ノ家族ヲ有スル者ニ對スル控除ハ、施行時期ノ關係上大正九年分ニ限りテ之ヲ行ハサルコト、シ、又

法人ヨリ受クル配当金及賞与金ニ対スル綜合課税モ亦大正九年分ニ付テハ之ヲ行ハス、大正十年分ニ於テモ大正九年八月一日以後ニ終了スル事業年度ノ所得ニ屬スルモノニシテ、大正十年三月末日迄ニ受ケタル配当金及賞与金ニ限り綜合課税スルコト、為シタリ

第四 納税義務者及納税関係者ノ心得

租税ハ国家財源中最モ重要ナルモノニシテ、国防ノ充實ヲ初メトシ、教育ノ普及、産業ノ指導發達及交通機關ノ整備等、国家ノ重要ナル施設ハ其ノ資源ヲ租税ニ竣タサルヘカラサルモノ多シ、而シテ此等国家ノ重要ナル施設ハ即國民ノ為ニ行ハル、モノニ外ナラサルヲ以テ、租税ヲ納ムルノ義務ハ國民ノ重大ナル義務ナルト同時ニ、亦実ニ國民自身ノ為ニスルモノト謂ハサルヘカラス、果シテ然ラハ國民各自皆拳テ誠実ナル納税ノ義務ヲ果スヘク、苟モ其ノ負担ヲ逃避セムト図ルカ如キコトアルヘカラサルハ固ヨリ言ヲ俟タサル所ナリトス、然ルニ世間動モスレハ此ノ理ヲ弁ヘス徒ラニ自己一身ノ利ヲ求ムルニ急ニシテ、一向其ノ負担ノ輕カラントノミヲ欲シ、租税ノ連脱ヲ敢テ為スモノ歎ナカラサルハ洵ニ遺憾ナル次第トス

今次改正ノ所得税法ハ納税義務者ノ負担權衡ニ深甚ナル注意ヲ払ヒ、特ニ少所得者ニ対シテハ可及的其ノ負担ヲ輕カラシメムコトヲ図リタルコト既ニ述ヘタルカ如シト雖、凡ソ所得税ノ円滿ナル施行ハ國民ノ自發的申告及協助ニ待ツニ非サレハ到底其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ス、若シ國民ニシテ誠実ナル所得ノ申告ヲ為サス、又ハ国家ニ対スル協助ヲ吝ムカ如キコトアラムカ、所得税法改正ノ趣旨モ亦遂ニ十分ナル効果ヲ見ル能ハスシテ終ルニ至ルヘシ、故ニ所得税法ノ規定ニ依リ所得税ノ納税義務アル者又ハ所得調査上政府ニ協力スヘキ義務アル者等ハ、克ク其ノ規定ノ趣旨ヲ遵守シ進テ其ノ正当ナル義務ノ履行ニ努メサルヘカラス、今特ニ其ノ注意ヲ要スル点ヲ掲クレハ左ノ如シ

一、所得ノ申告

所得ノ申告ハ所得税課税ノ極メテ重要ナル手續ニシテ、所得金額決定ノ基礎ヲ為スモノナルヲ以テ、法人タルト個人タルトヲ問ハス、税法ノ定ムル期限内（個人ニアリテハ毎年四月中）ニ法定ノ要件ヲ具備シタル申告ヲ為スヘキコトニ努ムヘク、而シテ其ノ所得ニ關スル計算其ノ他ノ記事ハ可及的詳細ニ、俸給・給料・田畑所得・山林所得・營業所得・配当金等其ノ所得ノ種類ニ依リテ区分明記シ、所得算出ノ基礎ヲモ記載スルコトヲ要ス、若シ申告ヲ怠ルトキハ徒ニ政府ヲシテ無用ノ調査手数を重ネシムルノミナラス、而モ政府ハ各方面ヨリ其ノ資料ヲ蒐集シテ結局納税ヲ免レシメサルヘク、仮ニ之ヲ連脱シ得タリトスルモ、其ノ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ基ク場合ニ於テハ税金三倍ノ罰金ニ処セラルヘキモノトス

二、少所得者特別控除ノ申請

老幼不具廢疾者タル家族ヲ扶養スル少所得者ハ、已ニ述ヘタルカ如ク一定条件ノ下ニ特別ノ控除ヲ受クルコトヲ得ヘシト雖、之カ為ニハ適法ナル所得ノ申告ト同時ニ、控除ノ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スルコトヲ要ス、故ニ此ノ点ヨリ觀ルモ必ス毎年四月中ニ誠実ナル所得ノ申告ヲ為スコトハ、納税者自身ノ利益ノ為ニ頗ル緊要ナルコトナリトス、若シ所得ノ申告ト同時ニ控除ノ申請書ヲ提出セサルトキハ、假令法律ノ規定ニ該當スル老幼不具廢疾者ヲ扶養スル者ト雖、特別ノ控除ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

三、支払調書ノ提出

俸給・給料・賞与又ハ配当金等ノ支払ヲ為ス者ハ其ノ支払調書ヲ提出シ、所得調査上政府ニ協力スルノ義務アルモノトス、蓋シ此等ノ所得ハ政府ニ於テ一々之ヲ調査スルコト極メテ困難ナルモノニシテ、其ノ支払者ヨリ提出スル支払調書ハ、納税義務者ノ申告ト共ニ所得金額決定ノ基礎トナルモノナルヲ以テ、此等ノ支払調書ヲ提出ス

ル義務アルモノハ法定ノ期限ヲ愆ラス、且ツ記載事實ニ誤謬脱漏ナキ様充分ノ注意ヲ払フコトヲ要ス、而シテ政府ハ其ノ協力ニ対シテ相当ノ報酬ヲ交付スヘシト雖、若シ其ノ義務ニ違反シテ支払調書ヲ提出セス、又ハ不正ノ記載ヲ為シタル支払調書ヲ提出スルトキハ、何等ノ報酬ヲ交付スヘキニ非サルハ勿論、千円以下ノ罰金ニ処セラ

四、第二種所得支払者ノ責任

公債社債及銀行定期預金ノ利子ヲ支払フ者ハ、利子支払ノ際政府ニ代リテ其ノ利子取得者ヨリ所得税ヲ徴収シ、之ヲ政府ニ納付スヘキ義務アルモノトス、即政府ハ此等ノ利子支払者ノ協力ニ依頼シ、以テ第二種所得税ノ徴収ヲ委任シタルモノナレハ、利子支払者ハ政府ノ委託ニ背カサル様充分ノ注意ヲ為スヘキコトヲ要ス、若シ其ノ徴収ヘキ所得税ヲ徴収セス、又ハ其ノ徴収シタル所得税ヲ納付セサルカ如キコトアランカ、直ニ國稅徵收法ノ規定ニ依リテ強制的ニ之ヲ徴収セラルヘキノミナラス、時ニ刑法上ノ犯罪トナリ嚴重ナル処罰ヲ受クヘキコトヲ覚悟セサルヘカラス

五、清算人ノ責任

法人ノ清算所得ニ対スル所得税ハ、其ノ法人ノ納付スヘキモノナルコト勿論ナリト雖、清算事務ハ總テ清算人ノ司掌スルナルヲ以テ、清算人ハ常ニ清算所得税納付ノ義務ヲ怠ラサル様注意シ、残余財産ノ分配前ニ於テ必ス之ヲ納付スルコトヲ要ス、若シ税金ヲ納付セスシテ残余財産ヲ分配スルトキハ、清算人自ラ私財ヲ以テ納税セサルヘカラサルニ至ルヘシ

[以下、所得税法等、省略]

(昭44 関信 12 1)

46、大正9年 所得調査委員改選に付審査委員選挙通知

直第一〇七八号

大正九年八月二十日

東京稅務監督局長 多胡敬三郎 印

所得調査委員

中島治右衛門殿

四谷・淀橋兩稅務署所轄内所得調査委員改選ノ結果、当局所轄内所得審査委員選挙ヲ左ノ通執行候ニ付、別紙所轄内所得調査委員名簿及投票用紙等相添ヘ右及通知候也

- 一 選挙期日 大正九年九月十四日
- 一 投票時間 同日午前九時ヨリ正午十二時迄
- 一 開票時刻 同日午後二時
- 一 選挙会場 東京稅務監督局内

所得調査委員名簿(大正九年六月三十日現在)

○神田橋(七人)

神田区佐久間町二丁目八
同 区多町二丁目一九
麴町区中六番町四八
同 区同町五丁目九

○永代橋 (七人)

日本橋区富沢町二八
同 区元大坂町八
同 区小網町一ノ七
同 区樽正町一

○京橋 (七人)

京橋区八丁堀仲町九
同 区三十間堀二丁目九
同 区南金六町二
同 区中橋和泉町五

○幸橋 (七人)

芝区浜松町一丁目一四
同 区兼房町一五
同 区飯倉町二丁目五

松村金兵衛 同 区同 町四丁目一六
三橋捨次郎 同 区駿河台鈴木町一七
渡辺牧太郎 同 区麴町六丁目七
竹村重兵衛

前田兼七 同 区青物町一六

高木与兵衛 同 区本材木河岸七五号

中村茂八 同 区橋町一丁目六

石井彦治

早川庄太郎 同 区弓町一四

田村藤兵衛 同 区新富町六丁目一

松川長右衛門 同 区越前堀二丁目一

木村安次郎

岩本新兵衛 同 区三田豊岡町二九

関謙吉 麻布区東町三八

鷲尾寛一 同 区網代町二八

鈴木永善
日下部志勇
垣見八郎右衛門

渡辺大治郎

森岡平右衛門

安田源藏

吉田幸次郎

長谷川三重

酒井泰

井口常次郎

青柳泰一

高橋幸太郎

芝区露月町一

○四谷 (七人)

四谷区花園町七四
牛込区揚場町五
赤坂区青山南町二丁目一六
牛込区神楽町二丁目二三

○水道橋 (七人)

小石川区武島町二一
本郷区湯島四丁目三
同 区本郷元町二丁目六六
同 区雜司ヶ谷町一〇七

○厩橋 (七人)

浅草区永住町四九
下谷区南箱荷町六六
下谷区谷中坂町三四
同 区坂本町四丁目九

○両国橋 (七人)

深川区佐賀町二丁目五六

村松仙之助

北川郡次 同 区塩町三丁目二八

星野四郎 同 区原町三丁目二四

赤堀寛英 同 区田町五丁目六

近藤定喜

長島武治 同 区音羽町四丁目一五

前島栄太郎 同 区金助町三五

小川万二郎 小石川区小石川仲町一〇

杉山喜代太郎

石井芳太郎 同 区茶屋町三

市川貴 同 区池端仲町二五

片山久藏 同 区御徒町二丁目一六

伊木勝太郎

木村徳兵衛 同 区東大工町六

常川佐吉
宮川一造
羽賀弥藤次

石井定吉

斧生義躬

白木万吉

大軒寅藏

道明新兵衛

田中貞一

岩出惣兵衛

同 区数矢町七 松本忠次郎 本所区菊川町二丁目三四
 同 区中ノ郷元町三二 中川宗七郎 同 区太平町一丁目五八
 同 区龜沢町一丁目二六 横田平蔵

○品川(五人)

荏原郡品川町大字南品川宿二二二 村林彦之 同 郡玉川村大字等々力三二二八
 同 郡駒沢村大字深沢五八六 秋山紋兵衛 同 郡入新井村大字新井宿二二九〇
 同 郡品川町大字歩行新宿四二 浅井幸三郎

○淀橋(五人)

豊多摩郡大久保町百人町三二六 本荘全之 同 郡渋谷町上渋谷一三六
 同 郡淀橋町角管八二六 田辺鉄太郎 同 郡千駄ヶ谷町千駄ヶ谷五四九
 同 郡中野町中野二一九 深沢秀蔵

○板橋(五人)

北豊島郡滝野川町大字滝野川九二 西山音五郎 同 郡王子町大字豊島二二四五
 同 郡下練馬村三一〇 大木金兵衛 同 郡志村大字遊沼二九二
 同 郡滝野川町大字田端三四六 野木三吉

○龜戸(五人)

南葛飾郡小松川町大字西小松川四一七 川野浜吉 同 郡大島町三丁目二九
 南足立郡千住町大字千住二丁目四九 永野昇太郎 同 郡伊興村三五二七

小林文之助
杉野善作

豊田周作
岩井和三郎

武川実
坂本秀泰

江口義一
新井民蔵

富野喜平次
常田大蔵

南葛飾郡葛西村大字西字喜田一四八六 宇田川仁重郎

○青梅(五人)

西多摩郡西多摩村羽五五六 加藤角次郎 西多摩郡青梅町青梅四九
 同 郡東秋留村平沢五八七イ号 内田嘉右衛門 同 郡三田村沢井下分七七〇
 同 郡五日市町五日市六四 岸忠左衛門

○八王子

市部(四人)

八王子市旭町二八 小川時太郎 同 市大横町二四
 同 市南町三五 斎藤政吉 同 市八日町四五

郡部(五人)

北多摩郡府中町五七三八 島田竹三郎 同 郡村山村岸三五八
 同 郡田無町三七七 藤宮水太郎 南多摩郡多摩村連光寺一
 同 郡鶴川村小野路八八八 細野利篤

○横浜(九人)

横浜市姿見町二丁目五六 太田治兵衛 同 市太田町六丁目一〇八 海老塚徳三郎
 横浜市北方町五五五 箕輪半蔵 同 市南太田町二二三三 上部清助
 同 市山下町一〇七 シゲアヤシヤルアヤシ 同 市翁町二丁目一九 鈴木善兵衛
 同 市青木町六七 伊東与右衛門 久良岐郡六浦荘村三分一六七四 長島与兵衛

橋本福次郎

小沢太平

李代龍喜

杉本松之輔

諸江吉五郎
富沢政賢

海老塚徳三郎

上部清助

鈴木善兵衛

長島与兵衛

横浜市元町三丁目一三〇

大河原梅吉

○神奈川(六人)

楠樹郡宮前村馬絹一九七七

都倉義知

同 郡保土ヶ谷町岩間二二四〇

山田政吉

同 郡生見尾村鶴見九九九

中西重造

同 郡川崎町新宿六六

鈴木庄三郎

同 郡中原村小杉五六一

原文次郎

都筑郡中里村西八期二九四

小島貞雄

○横須賀

市部(四人)

横須賀市不入斗七四三

石井長右衛門

同 市旭町三五

石渡好文

同 市逸見三一四

椿徳次郎

横須賀市大瀧四

今井市兵衛

郡部(三人)

三浦郡田浦町浦郷四五六八

田川平三郎

同 市浦賀町新町五九

橋本益太郎

同 郡葉山村堀内八九二

葉山太七

○藤沢(六人)

鎌倉郡戸塚町矢部七七

山壁井恵助

同 郡鎌倉町小町三三七

関保兵衛

同 郡瀬谷村瀬谷四二八一

平本政次郎

同 郡鎌倉町大町一〇六二

河野兼吉

高座郡有馬村杜家四四九九

清水延太郎

同 郡茅ヶ崎町高田一五七〇

森芳男

○大磯(五人)

中郡高部屋村上粕屋八六二

山口左一

同郡平塚町平塚新宿一四七〇

原田栄太郎

同郡相川村戸田二一八

大貫弥七

同郡吾妻村一色一一七七

井上仁三郎

同郡南秦野村尾尻七二

高橋元次郎

○小田原(六人)

足柄下郡下曾我村曾我谷津五二二

長谷川良輔

同 郡小田原町緑一丁目九一

吉田義之

同 郡小田原町幸三丁目五一

岡崎勇次郎

足柄上郡金田村金子三〇二九

善最倉藏

同 郡福沢村竹松一四七二

津田虎吉

同 郡北足柄村内山一九九三

小沢広太郎

○厚木(五人)

愛甲郡愛川村田代三九四

大矢武兵衛

同 郡厚木町二六二四

溝呂木吉次郎

同 郡依知村関口三七

高橋満次郎

津久井郡川尻村九五八

加藤喜右衛門

同 郡三ヶ木村三七二

三樹保治

○浦和(五人)

北足立郡大宮町大字大宮四〇八六

清水徳太郎

同 郡浦和町四三五

田中千代松

同 郡草加町大字吉笹原二一一七

佐藤庄助

同 郡田間宮村大字宮前一六〇

秋笹重吉

北足立郡鳩ヶ谷町大字浦寺一三

稲垣積三郎

○川越(五人)

入間郡川越町大字川越四一六

菅間正作

同 郡霞ヶ関村大字笠幡二〇〇

発智庄平

同 郡所沢町大字所沢二〇五

小沢久助

同 郡川越町大字川越三二六

野々山喜右衛門

同 郡毛呂村大字長瀬五六

斎藤小十郎

○比企(五人)

比企郡小川町大字小川一三九

瀬川林平

同 郡大河村大字腰越二一

横川禎三

同 郡大岡村大字大谷二九八三

森田熊吉

同 郡松山町大字松山四五〇

小川元一郎

同 郡中山村大字南園部六

利根川覚重郎

○秩父(五人)

秩父郡皆野村二九三

金子徳左衛門

同 郡原谷村大字黒谷一一二

町田嘉之助

同 郡小鹿野町大字小鹿野八〇

田口唯一

同 郡秩父町大字大宮三七〇

伊吉田豊三郎

同 郡同 町 同一二六

新井佐市

○熊谷(六人)

児玉郡本庄町四三三〇

宮下林平

同 郡丹庄村大字肥土一〇三

土師真吾

大里郡妻沼町大字妻沼二五八〇

須田実郎

同 郡八基村大字血洗島二四七

渋沢治太郎

同 郡折原村大字立原一六

奥治良太郎

同 郡熊谷町大字熊谷三五

清水藤左衛門

○忍(五人)

北埼玉郡三俣村大字多門寺四七

網野豊次郎

同 郡井泉村大字藤井下組二三

増田芝十郎

同 郡新郷村大字上新郷三七

石井高治

同 郡星河村大字和田四二二

竹内経太郎

同 郡忍町大字行田二二七

石島儀助

○粕壁(五人)

南埼玉郡岩槻町大字岩槻二四一八

長野庄三郎

北葛飾郡吉川町大字中曾根一八四一

菊名吉左衛門

南埼玉郡久喜町大字久喜新三七〇

榎本善兵衛

北葛飾郡八代村大字戸島二〇五

新井司馬五郎

南埼玉郡荻島村大字野島一二

川島一郎

○千葉(六人)

千葉郡千葉町千葉五一八

高瀬茂兵衛

同 郡同町同所一〇八一

鈴木利右衛門

同 郡誉田村遍田三六五

森百十郎

同 郡津田沼町久々田一五七二

三橋茂兵衛

市原郡明治村皆吉一三七一

松上庄三郎

同 郡八幡町八幡一〇三七

市川石三

○松戸(五人)

東葛飾郡野田町上花輪五〇七

高梨兵左衛門

同 郡船橋町五日市一〇

川奈部喜兵衛

同 郡市川町市川新田二九六

後藤弥五郎

同 郡松戸町松戸一七五三

渡辺仁兵衛

同 郡馬橋村馬橋一七九一

大川五兵衛

○佐倉(五人)

印旛郡佐倉町内裏新町二

河村彦三

同 郡宗俵村岩戸二五〇八

篠田有徳

同 郡本埜村龍腹寺六五七

海老原卓爾

同 郡富里村日吉倉一八七〇

石原文太郎

同 郡成田町成田三〇三

三橋重兵衛

○佐原(五人)

香取郡久賀村久賀井戸山六九〇・六九一

加瀬房吉

同 郡馬村府馬一七五五

前田丑松

同 郡本大須賀村久井崎二二五

石橋健二

同 郡佐原町佐原一四七五

八木善助

同 郡同 町一五三一

小森半助

○銚子(六人)

海上郡銚子町八ノ一一七

浜口吉兵衛

同 郡本銚子町二四九

石上新藤

同 郡旭町口ノ七九七ノ三

岩井重兵衛

同 郡嚙鳴村琴田三〇四七

鈴木良助

匝瑳郡匝瑳村中台四三七

関浩己

同 郡八日市場町イノ二八八七

大枝十兵衛

○東 金(五人)

山武郡片貝村片貝五〇四

小川徳四郎

山武郡源村滝沢四九三

石田熊三郎

同 郡南郷村上横地三二四六

布施龜吉

同 郡大手村下ノ郷二七二

渡辺惣三郎

同 郡東金町東金一一〇〇

飯田豊司

長谷川要

○茂 原(五人)

長生郡豊田村長尾一八六九

石井喜一

同 郡東浪見村東浪見二九五

塩田篤

同 郡二宮本郷村芦網六九

太田謹三郎

夷隅郡上瀑村小土呂一九七

長谷川要

同 郡大原町七六四八

土屋弁次郎

露崎銀平

○木更津(五人)

君津郡木更津町木更津一四八三

石川貞次郎

同 郡同 町同 一七九八

近藤弥三郎

同 郡中村白駒三七

鈴木雄造

同 郡中川村横田一〇九五

近藤弥三郎

同 郡平岡村永地一四〇七

加藤常吉

近藤弥三郎

○北 條(五人)

安房郡館野村山本一〇一九

小原健夫

同 郡豊田村番見一九七六

鶴山喜一郎

同 郡主基村北小町二二二

佐生正郎

同 郡那古町那古一〇七二

長谷川仙太郎

同 郡館山町館山二五三七

辰野安五郎

○甲 府

市 部(四人)

甲府市柳町六三

大森国平

同 市同町三〇

丸茂藤兵衛

同 市緑町三五

矢島栄助

同 市和田平町三五

寺田喜平治

郡 部(四人)

西山梨郡清田村西高橋三三三〇

中沢藤右衛門

中巨摩郡二川村西下條七五〇

長田瑛

同 郡百田村一七六

秋山正

同 郡賈川村一

中込悌三

○石 和(五人)

東山梨郡七里村五六七

早川善太郎

同 郡大藤村三三九

田辺国太郎

東八代郡右左口村二〇九

小林仲吉

東八代郡岡村七

石倉茂三郎

同 郡錦村大字二箇四三〇

小沢文平

○敏 沢(五人)

南巨摩郡増穂村三八五

小林八右衛門

西八代郡市川大門町四九七

秋山喜蔵

南巨摩郡敏沢町一四二〇

雨宮英一郎

同 郡睦合村五四九

中島治右衛門

西八代郡岩間村一七一

都築照松

○菰 崎(五人)

北巨摩郡韮崎町二〇三六
同 郡安都玉村三二一
同 郡旭村六六
○都 留(五人)

南都留郡谷村町下谷二三五・三二六

同 郡明見村小明見一四七一
同 郡上野原町二八二

○字都宮

市部(四人)

字都宮市押切町一八
同 市本郷町四

郡部(四人)

河内郡瀬島村大字上小倉一
同 郡雀宮村大字雀宮五三

○鹿沼(五人)

上都賀郡足尾町二三四六
同 郡鹿沼町大字鹿沼五六九
同 郡西方村大字金嶺

百瀬松太郎

興水順直

小野文男

小林喜作

武藤太造

加藤角太郎

篠原定吉

上野房之助

神山義次

川瀬吉平

神山作次郎

石塚孝太郎

荒川三郎

同 郡塩崎村三〇

同 郡清春村中丸二二〇四

同 郡同 町一九五

北都留郡広里村大月三四四

同 市旭町一ノ三五一五

同 市大町五六

同 郡豊郷村大字竹林一一

同 郡薬師寺村大字薬師寺一四二

同 郡日光町大字日光字中禪祠

同 郡今市町大字吉沢三〇

窪田万次郎

小尾正人

牛田五朗

牧野花太郎

大橋東太

小林春吉

福田芳太郎

野口弥六郎

高橋常次郎

小野新三久

○真岡(五人)

芳賀郡水橋村大字西高橋二〇
同 郡茂木町大字茂木二四六
同 郡真岡町大字台町三二

○栃木(六人)

下都賀郡三鴨村大字太田七四
同 郡中村大字上泉八五〇ノ一
同 郡同 町同所三〇

○矢板(四人)

塩谷郡大宮村大字肘内三五
同 郡氏家町大字押上八三一
○大田原(六人)

那須郡大田原町

同 郡黒羽町大字黒羽田町

同 郡野崎村大字沢

○足利(五人)

足利郡足利町大字足利
足利郡足利町大字助声

菅谷八十吉

稲見勘次郎

飯野源次郎

上岡竹三郎

杉本勇助

毛塚源蔵

杉山新造

矢沢孫次郎

久利生松雄

増田新七

蓮見佐太郎

荻野万太郎

初山唯四郎

同 郡益子町大字益子一六九六

同 郡久下田町大字大根田八

同 郡絹村大字延島七七

同 郡栃木町大字栃木三五一

同 郡稲葉村大字羽生田二二二五

同 郡北高根沢村大字中柏崎一六一

同 郡矢板町大字木幡九七八

同 郡那珂村大字小川

同 郡境村大字宮原

同 郡黒磯町大字豊浦四〇

安藤郡佐野町

安藤郡佐野町

高塩弧芳

鶴見清左衛門

福井熊三郎

望月磯平

落合準一郎

矢口長右衛門

大沢惣次郎

川上幸吉

大橋清吉

中守亀太郎

津久居彦七

寺岡清一郎

足利郡足利町大字足利

秋間為八

○水戸

市部(四人)

水戸市大字上市裡五軒町二〇三ノ一

中村幡雄

同 市大字上市馬口旁町二二三七

中田彦太郎

同 市大字下市本一丁目二〇一八

大津金兵衛

水戸市大字上市南町四一〇

古川哲三郎

郡部(六人)

東茨城郡堅倉村大字堅倉四六

平本好朗

同 郡川根村大字下土師七九七

細谷源文

同 郡磯浜町二四〇

清水直七

同 郡東那珂村大字青柳二

長谷川新兵衛

同 郡笠間町大字笠間七二一

柳田岩治

同 郡那珂郡山方村大字山方六三〇

天賀谷源五郎

○太田(六人)

久慈郡大子町大字上岡九三

菊池武保

同 郡那珂郡山方村大字山方六三〇

根本正之助

久慈郡太田町四九一

猿田仙右衛門

同 郡那珂郡湊町三一七

山崎岩次郎

久慈郡西小沢村大字岡田一〇三

中村哲藏

同 郡金郷村大字下利員六五八

須藤正

○松原(四人)

多賀郡松原町大字高萩七四

石平之丞

同 郡日立村大字滑川

大和田耕造

同 郡關南村大字仁井田三

小野万喜

同 郡華川村大字上小沖田二六

宇佐美克三

○麻生(六人)

行方郡津知村大字辻一九九

秋永勇

同 郡秋津村大字青柳三〇

海東市右衛門

同 郡武田村大字次木四

額賀豊盛

同 郡鹿島郡中野村大字小山九八

小沢聡而

同 郡大谷村大字子生二二八ノ五

皆藤彦左衛門

同 郡白鳥村大字中居二七四

方波見為之助

○龍ヶ崎(六人)

稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲三三二七

福田豊次郎

同 郡龍ヶ崎町五一〇九ノ五二一

海田英二

同 郡古渡村大字羽生一四

永長忠平

同 郡北相馬郡山王村大字山王二五三

赤羽房兵衛

稲敷郡朝日村大字上長八

大久保意吉

同 郡北相馬郡取手町大字取手二二六

大塚淺五郎

○土浦(七人)

新治郡采町大字古来四五八

藤沢勘兵衛

同 郡土浦町九三三

坂野五兵衛

新治郡柿岡町大字柿岡八四

菊池利兵衛

同 郡石岡町大字石岡六一一

小沼銀三郎

筑波郡谷井田村大字谷井二六

町田角次郎

同 郡菅間村大字池田二五

坂入与兵衛

同 郡葛城村大字山中一

小川勘十郎

○下館(五人)

真壁郡下館町二七八

荒川為吉

同 郡下妻町大字下妻一三六

中島福次郎

同 郡川西村大字坪井一二

谷中定三郎

同 郡雨引村大字阿部田三六

安田宇市

同 郡中村大字折本三一

荒井源左衛門

○宗道(五人)

結城郡中結城村大字佐野三三三ノ二

為我井賢二

同 郡結城町結城四九〇

中沢清八

同 郡水海道町二九五二

青木常吉

同 郡山川村大字新宿新田二

沼田豊三郎

同 郡西疊田村大字川尻七八六ノ一

中山忠造

○境 (五人)

猿島郡沓掛村沓掛一八二

木村彦太郎

同 郡八俣村大字東山田二〇四六

初見新太郎

同 郡古河町大字古河五七五三

熊木藤左衛門

同 郡桜井村大字柳橋八

香取頼作

同 郡古河町大字古河五八五二

西村弁藏

○前橋

市部 (四人)

前橋市堅町五一

横川文五郎

同 市田町四六

江原岩吉

同 市本町四二

中原仙藏

同 市諏訪町五七

梅沢憲三郎

郡部 (七人)

勢多郡桂萱村大字西片貝三

村田龍司

同 郡荒砥村大字荒子二三

飯島恒治

同 郡粕川村大字女淵五四

真下由松

同 郡富士見村引田七五

金子金八

佐波郡伊勢崎町六八三

羽尾勘七

同 郡東村大字小保方六四

小泉平三郎

同 郡豊受村大字馬見塚九八

渡辺多三郎

○高崎

市部 (四人)

高崎市九藏町八三

酒井金次郎

同 市相生町二八

渡辺与喜松

同 市新町五〇

根岸慶三郎

同 市柳川町七〇

田中輝司

郡部 (七人)

群馬郡桃井村大字新井五三三

橋治八郎

同 郡倉田村大字三ノ倉一九六

追川京太郎

同 郡岩鼻村大字台新田

小池浅五郎

同 郡瀧川村大字中島一九

田口佐次郎

同 郡浅川町二八二ノ一

青木松太郎

同 郡氷郡安中町二六五一

清水岩次郎

同 郡里見村大字中里見九七

広神定五郎

○藤岡 (五人)

多野郡藤岡町大字藤岡一二〇

小林彦七

同 郡同 町同三七六

白石蔵三郎

同 郡新町

高橋房吉

同 郡美九里村大字神田

横山京蔵

同 郡八幡村大字木部

木部友太郎

○富岡 (五人)

北甘楽郡小坂村大字東野牧

金井忠蔵

同 郡丹生村大字上丹生

岡部為作

同 郡月形村大字六車

小金沢喜与治

同 郡富岡町大字富岡

櫛淵浪太郎

同 郡福島町大字君川三八

茂木喜太郎

○中之条 (四人)

吾妻郡原町大字原町八三

阿部謹三

同 郡岩島村大字岩下一〇五

片貝新十郎

同 郡中之条町大字伊勢町一四〇

木暮茂八郎

同 郡同町大字中之条町七九

桑原竹治郎

○沼田 (五人)

利根郡古馬牧村大字真庭六四

真庭已弥太

同 郡同 町六六三

星野銀治

同 郡同 町四六五	金井佐市	同 郡薄根村大字善桂寺一六ノ四	松井万次郎
同 郡新治村大字布施五六四	山本市作		
○桐生(五人)			
山田郡桐生町大字下久方二一七	前原良太郎	山田郡桐生町大字新宿九七	福田兼吉
同 郡大間々町大字大間々一〇四六	須永善十郎	同 郡蕪川村大字上小林二二	高野平吉
同 郡梅田村大字上久方二四	島永太郎		
○館林(五人)			
新田郡太田町大字太田二二八	大塚久右衛門	同 郡笠懸村大字鹿三九	木村吉三郎
邑楽郡館林町大字館林二二二	正田文右衛門	同 郡綿打村大字上江田八	毛呂佳太郎
新田郡九合村大字内ヶ島六八	上原栄三郎		

〔山梨県南巨摩郡陸合村〕
 中島治右衛門殿
 大正九年九月三日
 埼玉県浦和税務署管内所得調査委員

揮啓、残暑酷烈難堪候処、愈々御清祥之段奉賀候
 陳は、来る十四日東京税務監督局所轄内に於て、所得審査委員選挙執行せらるゝに當り、甚だ僣越の至りには候へ共、
 本県所得調査員諸氏一同の後援を得て、
 埼玉県酒造組合副組合長 秋笹重吉君

を候補者に推薦致候間、何卒御賛助同氏へ御投票被成下度、此段深く御願ひ申上候 敬具
 大正九年九月三日
 浦和税務署管内所得調査委員

中島治右衛門 殿
 佐藤庄助 清水徳太郎 稲垣積三郎 田中千代松
 (平13 東京 346・348)

47、大正10年 改正税法に関する講習会等の状況

直第一九三号
 大正十年二月十六日
 東京税務監督局 印
 税務署 御中

改正税法ノ普及施設ニ關スル通信
 所得税法改正ノ趣旨並其ノ取扱方ノ普及ニ付テハ、各署共鋭意画策セラレ居候事ト存候処、藤岡税務署カ別紙ノ如ク
 叙上ノ目的ヲ以テ、法人ノ協議会ヲ開催シタルハ頗ル機宜ヲ得タルノ施設ニシテ、税法改正ノ成果ヲ齎ス所尠ナカラ
 サルヘクト被存候条、為参考
 右通信候也

直第七四号

大正十年二月十二日

東京稅務監督局長 殿

改正所得稅法中法人ニ關スル協議會狀況申報

藤岡稅務署長

改正所得稅法中法人所得稅計算方ニ關シテ複雜多岐ニ亘リ、一片ノ通知ヲ法人ニ示シタルノミテハ到底了解シ得ラル、ヤ否ヤ、頗ル疑問トスル処ニ有之候ヘハ、機ヲ見テ法人關係者ヲ一堂ニ集メ、所得稅計算方法等ヲ指示スル計画ナリシモ、地勢上管内全部ノ法人關係者ヲ同一場所ニ集合セシムルハ容易ナラサルト、一方十二月末日事業年度終了ノモノ多キヲ以テ、此際部分的ニテモ法人ヲ集合セシメ協議ヲ遂ケ置クノ必要ヲ認メタルヲ以テ、新町・鬼石町、藤岡町ニ各所一日ツ、ノ予定ヲ以テ協議會ヲ開クコト、ナシタリ、即チ二月五日新町役場、二月六日鬼石町役場ノ日割ヲ以テ開催候処、出席人員十四名、外役場吏員二名(稅務主任・書記)ニ有之候、依ツテ所得申告ノ義務及配當金、賞与金、支払調書、提出期限等ニ關シ法文ヲ指示シ、進ンテ所得計算方ニ關シ例示説明ヲナシタルニ、稍々徹底ニ近キ効果ヲ認メ候、藤岡町ハ事務都合上未タ開催ノ運ヒニ至ラサルモ、近ク開催スルノ見込ニ有之候右狀況及申報候也

追テ、支払調書ノ様式ハ不日配付スヘキ旨併テ協議致置キ候

直第二二六号

大正十年二月廿四日

東京稅務監督局 印

稅務署 御中

改正所得稅法ノ趣旨及取扱方ノ普及ニ關シ、今般富岡稅務署長ニ於テ法人關係者並ニ町村吏員ノ希望ニ依リ講習會ヲ開催シタルハ、機宜ヲ得タルモノト被存候条、為參考別紙ノ通及通信候也

直第七二号

大正十年二月廿一日

東京稅務監督局長 殿

改正所得稅法中法人ニ關スル講習會狀況申報ノ件

富岡稅務署長

改正所得稅法中法人所得計算方法ヲ指示スルノ目的ヲ以テ、本月十九・二十日ノ兩日管内法人關係者及役場吏員ニシテ希望者ヲ當署ニ召集講習會並開催候処、三十六法人中会スルモノ二三三人、役場吏員三名ニシテ、種々ノ關係上法人關係者全部ノ会同ヲ見サルハ頗ル遺憾ノ次第ニ有之候、而シテ之レカ講習方法トシテハ順序トシテ改正稅法ノ大体ノ趣旨ヲ説明シ、次ニ法人各種所得計算方法並ニ所得申告方ニ關シ法文ニ照シ、而モ实例ヲ以テ之カ詳細ナル説明ヲナシタル処、各自進ンテ帳簿ノ檢閲ヲ申出テ、不備ノ点ヲ指摘シ記帳方法ノ指示ヲ乞フモノ続出セリ、開催僅ニ二日間ノ短期ナルモ大体ニ於テ理解セルモノノ如ク、且ツ稅務當局ノ誠意ヲ悟リ従来帳簿檢閲ヲ拒絶スル等、兎角疎隔シツクアリシニ引換ヘ、自ら進ンテ帳簿檢閲ヲ乞フ等稅務當局ヲ信賴スルニ至リタルハ、稅務執行上益スル処多大ナリシヲ認メ候、尚不參者ニ對シテハ事情ノ許ス限リ隨時之レカ方法及申告義務ノ重大ナル所以ヲ説示スル見込ニ有之候右概況申報候也

直第一五〇号

大正十年二月九日

東京稅務監督局 圖

稅務署長 殿

改正所得稅法取扱方ニ付講習會開催ノ件通信

改正所得稅法実施後既ニ數閱月、此ノ間之方取扱方ノ普及宣伝ハ司稅者ノ最モ焦慮スル処ナリト雖、尚ホ未タ徹底セサルヤノ虞アリ、今般下館稅務署ハ別紙ノ通管下法人ノ希望者ニヨリ本局員ノ出張講演會ヲ開キ、之方普及ヲ企圖セラレタルハ機宜ヲ得タルモノト被存候條、為參考右及通信候也

直第六九号

大正十年二月三日

下館稅務署長

東京稅務監督局長 殿

改正所得稅法中法人ニ關スル講演會狀況申報

一、會場 下館稅務署

一、會期 自二月二十五日
至二月二十六日

一、講師 中村俊雄局員

一、聽講人員 三十人

一、狀況

聽講生ハ既報ノ通り約四十名以上ノ見込ナリシ処、時恰モ旧歲末ニ際會シタル為メ予期ニ達セサリシハ遺憾ナ

リシモ、此場合ノ出席者ハ篤志ナルモノニ非サレハ能ハサルヲ以テ、連日靜肅且熱心ニ聽講シ、就中最終日ニ於ケル計算方ノ講演ハ株式会社下館銀行大正九年下半年ノ考課狀ニ付一々法令ノ明文ニ照シ演說頗ル其詳ヲ極メタルノミナラズ、其結果ハ予テ講師ノ理想トスル法人所得申告書ヲ形成シ、超過・留保・配當ノ各所得額並ニ稅額ヲ示スニ至リタル為メ一層緊張ヲ加ヘタリ、開期僅々二日間ノ短ナル日數ナルニヨリ、演述スル処單ニ概念ノ注入ニ過キサリシモ、會ノ目的タル計算例ハ殆ト徹底ニ近キ效果ヲ收メタルヲ以テ、將來執務上裨益スル処渺ナカラサルヘク信ス

直第五九四号

大正十年五月十三日

東京稅務監督局 圖

稅務署長 殿

稅務通信

支払調書ニ關スル件、大田原稅務署長ヨリ別紙ノ通り申報有之候処、右ハ頗ル機宜ヲ得タルモノト認メラレ候條、為參考及通信候

(別紙)

直秘第壹号

大正十年五月七日

大田原稅務署長

東京稅務監督局長 殿

支払調書ニ關スル件

当署管内俸給、給料、配当、賞与等ノ支払者ハ調書提出義務怠慢ノ慢性的痼疾ニ陥リ、注意的印刷物ヲ送付スルモ敢テ読ムコトヲ為サス、手ヲ尽シタル注意モ聞キ流シニ付シ、殆ト手ノ下ス様ナキモノ多数ニ有之候、而シテ其内情ハ部下ニ放任スルニ因ルモノト被認候ニ付、此際警告ヲ発シテ痼疾ノ惰眠ヲ覚醒セシムルノ必要ヲ認メ、五月二日迄ニ調書未着ノ官公署ノ長官及銀行会社ノ代表者等ニ対シ、先ツ其ノ封皮ニ急親展ト朱書シテ封中ノ文書ヲ必読セシムヘク趣向ヲ凝ラシ、別紙ノ文書ヲ封入發送致候処、其反響著シク或ハ速ク電話ヲ以テ、或ハ文書ヲ以テ謝罪ヲ為シ、俄カニ調書ヲ提出スルモノ多ク、此分ニテ進シ候ハ、近日中ニ支払調書ノ取纏ヲ為シ得ヘクト存候、若シ尚調書提出ヲ怠ルモノ有之候ハ、長官社長等ニ就キ理由書ヲ徴スルカ、若クハ曠取書ヲ作り所定ノ手続ニ向テ進行シ、徹底のニ調書提出義務ノ履行ヲ全カラシムル見込ニ有之候

右申報候也

直第六五〇号

大正十年五月三日

大田原稅務署長

支払調書提出ニ関スル件

俸給、給料、手当、報酬、賞与又ハ配当金等ノ支払ヲ為ス者ハ（法人、個人、官公署等）、支払調書ヲ提出シテ所得調査上政府ニ協力スルノ義務ヲ命セラレ（改正所得稅法第五十六條一項）、此義務違犯者ニ対シテハ千円以下ノ罰金ニ処セラル、事ト相成候ニ付（同第七十五條）、昨年七月關係条文ヲ抜粋シテ御通知置候間、御承知ノ事ト存候ヘトモ、若シ多用ニ紛レ期日（四月末日）ヲ失スル等ノ事ナキヲ保シ難キヲ以テ、為念本年四月初旬ヨリ數回御通牒ヲ重ネ候間、最早新所得稅法ノ旨趣ハ普ク徹底シタルコトト存候、万ニ御部下ニシテ猶其ノ了解ヲ欠キ只管旧慣ニ隨ヒ、

支払調書提出ノ義務ヲ怠ルカ如キコト有之候ハ、勢ヒ相当手續ヲ為スノ已ムヲ得サルニ立至リ、自然貴名ニモ關リ御迷惑ノ事ト被察候間、此辺篤ト御舎ノ上御部下ニ御懇示心得違無之様御取計相成度、此段及御内談候也

直第九一〇号

大正十年六月十六日

東京稅務監督局 圖

稅務署長 殿

川越稅務署長ノ通信ニヨレハ、管内各銀行会社ノ代表者ヲ会同セシメ、改正所得稅法ノ綱要並法人所得計算方ニ關シ詳細説明ヲ与ヘ、同時ニ支払調書ハ正確ニ提出スヘキ旨ヲ注意シ、尚署員ニ対シテハ相互ニ稅法ノ研究ヲ競ハシムル等、別紙ノ通申報有之、本舉ハ本稅施行上最モ機宜ニ適シタル施設ト存セラレ候条、為參考

右通信候也

直第五三八号

大正十年六月十三日

川越稅務署長

東京稅務監督局長 殿

所得稅法趣旨内外宣傳指導報告

改正所得稅法ハ多岐複雑ヲ極ムル時代現象ニ適合セシムヘク、深謀遠慮ノ結晶ニ外ナラサルカ故ニ、其ノ規定スル所他ノ租稅法規ニ比シ自然複雑難解ヲ免レサルニ付、日常之カ執行ノ衝ニ当ルモノニシテ尚且之レカ条文解釈ニ、或ハ立法ノ趣旨精神ニ通曉セサルノ遺憾アリ、況ンヤ租稅法規ノ研究ニ由來等閑勝ナル一般民部ノ改正所得稅法ニ対スル

智識ノ淺薄又推想ニ難ナラス、而モ知ラシメスシテ之ニ抛ラシメントスルハ徒ニ勞多クシテ功之ニ伴ハサルノミナラズ、以テ民風ヲ指導改善スル所以ニアラサルヘキヲ思料候間、茲ニ本職親シク其ノ衝ニ當リ、首題ノ件左記ノ通実施教候

一、外部ニ対スル講話

管内法人百三十六ニ対シ予メ日割ヲ定メ便宜ノ個所ニ会同ヲ促シ、所得税法改正ノ目的、改正ノ綱要ヲ前提シテ其梗概ニ通セシメタル後、仮想的貸借対照表、損益計算書ヲ作成シ、之ニ基キ一々仮定的数字ヲ羅列シテ資本金、超過所得、留保所得、配当所得ノ計算方法ヲ委曲説明シ、更ニ進テ法人ノ支払調書提出ハ所得稅事務執行上重大ナル協力義務ニ屬シ、第三種所得稅法ノ改正骨子タル綜合課稅ノ運命ヲ支配スル重大ナル事柄ニ屬スルガ故ニ、他ノ直接租稅法規ニ於テ類例ヲ見サル千円迄ノ秩序罰ヲ定メテ、深ク之カ期日ノ遵守ト調査内容ノ正確トヲ期待スルニ、故意力不注意力之レカ協力義務ヲ懈怠スル向アルニ付、各自深ク省思猛省アルヘキコトヲ前提シテ、注意書ニ基キ逐次説明ヲ与ヘ諒解ニ易カラシメント共ニ覺醒ヲ与ヘタリ

集會場所其ノ他左ノ如シ

開催月日	会 同 場 所	通知ヲ發シタル 法 人 数	会同法人数	会同人員ノ割合 割
五月二十五日	川越町 株式会社八十五銀行	八二	六二	七・六
六月三日	飯能町 株式会社飯能銀行	二〇	一八	九・〇
六月四日	所沢町 役場	二〇	一七	八・五
六月九日	越生町 役場	一四	一〇	七・一
計		一三六	一〇七	七・九

二、内部ニ対スル講話

昨十二日ノ日曜日ヲ幸シ、午前九時ヨリ午後五時迄八時間ニ涉リ分限ノ如何ヲ問ハス之ヲ一堂ニ會シ、税法ノ条文ヲ逐ヒ施行規則及取扱方通牒ヲ交ヘテ委曲説明ヲ与ヘ、将来独自ノ研究ニ便ナラシムル為メ努メテ之レガ基礎的智識ノ注入ト啓発トニ資スル所アルヲ期シタリ

会同者 直税課屬 六人 雇員一人

間税課屬 四人

庶務課屬 二人

計 十三人

仍ホ一日ノ講話到底満足ナル結果ヲ期待シ得ヘキニアラス、依テ爾今各自不斷ノ研究ニ待タサルヘカラサルニ付、毎週土曜日ヲ限リ其ノ週間ニ於ケル各自研究上ノ疑問ヲ書面提出セシメ、之ニ解答ヲ与ヘテ其ノ研究ヲ競ハシムヘキ筈ニ有之候

右及報告候也

(昭 56 東京 2119)

48、大正10年 第三種所得稅施行ノ一般方針

直機第九一号

大正十年六月九日

東京稅務監督局長 關

大正十年分第三種所得稅ハ改正法ノ眼目タル賞与及配當金ノ綜合課稅實施ノ第一年ニ相當シ、之カ實施ノ成績如何ハ
 獨リ新稅法ノ成敗ニ係ルノミナラス、延テハ一般國策ノ遂行ニ影響ヲ及ボスヘキヲ以テ、各署ニ於テモ不斷ノ準備ト
 努力トニヨリ着々調査進捗中トハ存候得共、局ニ膺ル者須ラク此ノ責務ノ重大ナルヲ認識シ、稅法ノ真趣ヲ透徹體現
 スルニ励メ、誠意事ニ當リ以テ改正法ノ光輝發揚ニ努メサルヘカラス、惟フニ本年經濟界ハ客歲財界變調ノ後ヲ受ケ、
 戰時好況時代ヨリ平調時代ニ推移スルノ過渡期ヲ經過シ、此ノ間財界ハ整理ト淘汰トヲ以テ徐ロニ轉換ヲ了シ、著シ
 ク安定ノ度ヲ加ヘ來リタルヲ以テ、徒ラ二前年ノ狀態ノミニ囚ハル、コトナク、克ク這種經濟現象ノ表裏ヲ洞察シ、
 其ノ推移ヲ究明シ各人各業ノ盛衰消長ニ深甚ノ注意ト觀察ヲ怠ルヘカラス、特ニ新法ノ實施ニ依リ課稅ノ範圍著シク
 拡大セラレ、復タ從來ノ如ク一局部ノ調査ノミニ没頭偏倚スルヲ許サ、ルヲ以テ、汎ク各般ノ所得源泉ニ付普遍且厚
 利ノ眼孔ヲ以テ之カ調査ニ菴ムコトヲ要ス

改正法實施第一年トシテ各署ニ於テモ夫々施設計画中トハ信スルモ、本年ハ特ニ例年ニ比シ重大ナルモノアリ、左記
 一般方針ニ依リ適切ナル計画ヲ樹テ、円満且優秀ナル成績ヲ擧ゲラレ度

一般方針

一、凡ソ調査施設及計画ハ管内所得資源ノ分布ト納稅者ノ狀況ニ稽ヘ、更ニ之ヲ前年調査実狀ニ鑑ミ調査主力傾注ノ
 場所及事項ヲ考査スル外、前年ノ不備誤謬ノ匡正ニ資セサルヘカラス、特ニ本年ハ改正法初年ニ相當シ、其ノ必要
 更ニ切実ナルヲ以テ、旧來ノ因襲ヨリ離脱シ最モ適切ニシテ效果アル計画ヲ樹ツルヲ要ス

二、本年六月執行セラルヘキ所得調査委員及補員ノ選舉ハ、改正法施行第一次ノ選舉トシテ其ノ結果ノ重大ナル
 ヘキハ勿論、内外ノ疑目瞻視ノ焦点タルヲ以テ、局ニ膺ルモノ須ラク關係法規通牒ヲ精読理解シ、事ヲ処スル慎重
 而モ機宜ヲ失スルナク、克ク關係官署ト協調ヲ保テ寸毫ノ過誤ナカラムコトヲ期スルヲ要ス

三、從來納稅者ノ提出セル所得申告ハ單ニ調査上ノ參考ト為ス程度ニ止メ、極メテ之ヲ輕視スル傾向アリシモ、逐
 年租稅ノ社会的感觸銳敏ヲ加フルノミナラス、改正法ノ施行ハ更ニ此ノ傾向一層濃厚ヲ加ヘ來ルヘキヲ以テ、從事
 者ハ須ク此ノ趨嚮ヲ善導シ、努メテ誠実ノ申告ヲ倦瀆スルハ勿論、納稅者ノ主張ニ對シテハ寬宏克ク情意ヲ尽サシ
 メ、又其ノ不審誤解ニ對シテハ懇篤説明ヲ与ヘ、苟モ擅恣妄斷ニ流ル、カ如キコトアルヘカラス、特ニ納稅者ノ感
 觸ニハ最モ考慮ヲ払ヒ、其ノ惡感ヲ挑発スルカ如キ言動ヲ避ケ、以テ社会ヲシテ当局ノ態度ニ對シ信頼ノ念ヲ懷カ
 シムルヲ要ス

四、所得ノ調査ハ其ノ大部分実ニ資料調査ト謂フモ過言ニアラス、故ニ他ニ幾多良施設アルモ資料ノ蒐集綜合ト其ノ
 応用ニシテ當ヲ得サルニ於テハ、到底效果ヲ完フスルニ由ナキノミナラス、特ニ本年ハ新ニ賞与及配當資料ノ取扱
 ヲ加ヘ、本事務上一段ノ多岐複雑ヲ來サントスルヲ以テ、之カ蒐集・整理及綜合方ニ付テハ細心ノ注意ヲ払ヒ、以
 テ誤謬脱漏ヲ防止スルニ努メサルヘカラス

五、改正法ト共ニ或狭小ナル所得源泉ヲ除キ苟モ相當生活ヲ営ム者ハ、悉ク所得納稅義務者ナルヘキヲ以テ、此機會
 ニ於テ集團地ニ對シテハ秩序アル戸順調査ヲ施行シ、從來ノ脱稅者ヲ羅致スルニ努メ、各階級間賦ニ厚薄アルノ歎
 ヲ除去スルヲ要ス

六、從事員ノ指導訓練ニ付テハ、從來屢々其ノ必要ヲ高唱シ注意ヲ促シ置キタルモ、改正法ハ殆ント旧法トハ其ノ面
 目ヲ一新セルノミナラス、社会現象復タ益々複雑多端ニ赴クニ際シ、多数ヲ占ムル新規從事員ノ訓練統制ハ更ニ喫
 緊事タラサルヘカラス、須ク適切ナル方法ヲ採ヒ指導訓練ニ努力スルヲ要ス

七、誤謬訂正及重複決定ノ数年々増高ノ傾向アルハ真ニ寒心ニ堪ヘサル所ニシテ、事務ノ進捗ヲ妨クルハ勿論、延テ

稅務ノ威信ヲ失墜シ信ヲ國民ニ喪フノ禍根タルニ於テ實ニ監視スルヲ許サス、由來此ノ種ノ謬謬ハ少シク注意ヲ加フルニ於テ之ヲ事前ニ防止スルヲ得ルモノナルヲ以テ、本年ハ特ニ此ノ點ニ深甚ノ注意ヲ払ヒ以テ之カ予防ニ努力スルヲ要ス、前年ト同一ノ謬謬ヲ繰返スカ如キコトハ絶対ニ之カ必無ヲ期セサルヘカラス

(昭56 東京 2118)

49、大正10年 支払調書ノ不正事實調査ニ関する件

◎直稅ニ關スル犯罪事件告發ノ件 大正一〇年六月 直秘第二〇号通牒

從來直稅ニ關スル犯罪事件ニ就テハ、之ヲ告發シタル事例殆ント無之矣況ナルモ、最近東京市内稅務署ニ於テ所得稅法第七十五條違犯事件ニ付一、二告發シタル事例有之候処、右ハ其ノ提出セル支払調書ノ記載事項ニ相違アルコトヲ稅務署カ認メ居ルヲ以テ訂正方再應注意シタルニ、多少訂正セルモ尚完全ニ改メス、又ハ支払調書ノ提出方ヲ懇篤ニ注意シタルモ頑トシテ応セス、到底度シ難キモノト認メ不得已告發スルニ至リタルモノニ有之候條、若シ之ヲ告發スル場合ニ於テハ予メ十分ニ其事實ヲ確メ、時宜ニヨリテハ之ニ警告ヲ加ヘ、尚応セサル場合ニ於テ始テ之ヲ決行スル等、慎重ナル態度ヲ以テ之ヲ措置セラレ度、尚爾後直稅ニ關スル事犯ニ付告發セントスル場合ニ於テハ、予メ稟議ノ上決行セラレ度候

右通牒ス

◎支払調書ノ不正事實調査ニ關スル件 大正一〇年七月 直第三四四号通牒

東京稅務監督局管内ニ於ケル所得稅法違犯者ニ關シテハ緘々通信シ置キタルニ、今又同局長ヨリ別紙ノ如キ通信ニ接シ候処、斯カル不正事實ハ当局管内ニモ其ノ例ナキヲ保シ難キヲ以テ、此際其ノ署管内ニ於ケル会社、銀行ハ勿論、個人經營ノ商店、工場、病院其ノ他ヨリ提出ニ係ル支払調書ヲ精査シ、其ノ不正ト認ムルモノ又ハ提出方再三ノ督促ニ對シ未タ不応ノモノ等ニ付テハ夫々適當ノ方法ヲ講シ、其ノ内容ヲ充分ニ調査シ課稅上ノ遺憾ナキヲ期セラレ度

右通牒ス

(別紙)

直機第一一一号

大正十年七月六日

東京稅務監督局長

仙台稅務監督局長 殿

所得稅法違犯者告發後ノ狀況等ニ關スル件

竊ニ御通信致置候如ク、所得稅法第七十五條違犯者ニ對シ懲性的ニ三会社ヲ告發致候処、其ノ後ノ狀況左記ノ如クニシテ、効果甚大ナリシヲ被認候、為御參考

右通信候也

記

一、支払調書提出義務違犯ニ付告發ト同時ニ会社、大商店等ノ責任者宛親展書ヲ以テ警告ヲ發シ、一方新聞紙等ニヨリ宣伝ニ努ムルト共ニ、疑ハシキ者ニ對シテハ容赦ナク实地調査ノ方針ヲ採リ、署員ヲ一斉ニ受給者側ニ派シ(日曜日又ハ朝出勤前等ノ時間ヲ利用シ)徹重調査ヲ行ヒタル結果、民部ニ對スル反響著シク、竊ニ提出セル調書ノ訂正又ハ引換ヲ申出ツル者陸續相並キ、現ニ東京市内ノミニテ訂正又ハ引換ヲ了シタルモノ約六百件ニ達セリ、又為

ニ常習犯の更訂申請審査請求等ノ取下ヲ申出ツル者アルノ有様ナリ

二、此等調書ノ訂正又ハ引換ヲ申出タル者ヨリハ始末書ヲ徴シ、又他方調査ハ依然続行シツツアルカ、今日迄ノ成續ニ徴スレハ殆ント不正ノ記載ナラサルナキ状況ニシテ、就中一流ノ大銀行、大会社等ニ於ケル不正事実多キハ全ク意想ノ外ニ出テ、從テ他管ヘノ通報ヲ更正セサル可ラサルニ至レルモノ甚タ多シ、之等ハ何レ夫々更正通報可致ハ勿論ナルモ、今他局管下ニ本支店等ヲ有スル会社ニシテ今日迄調査シタル重ナル者ヲ挙クレハ、別表ノ如クナルニヨリ御管下署監督上ノ参考ニ供セラレタシ

三、大会社等ニ於テハ予メ受給者ト打合せ置ク者多ク、且支給科目ノ如キモ旅費、製作費、募集費等一見給与金ニアラサルカ如キ科目中ニ混入スルモノ多キヲ以テ発見容易ナラス、此等ハ所得納稅資格ニ達セサル程度ノ下級社員、雇員等ノ徹査ニヨリ非違ノ端緒ヲ得ツツアリ

四、当局方今回ノ舉ニ出ツル以前、各署ニ対シ各裁判所檢察ヲ訪問シ告発後ノ処分方ニ付諒解ヲ求メシメタルニ、意想外ニ稅務署ニ同情ヲ表シ何レモ充分協力變換ヲ各マサルヘキ旨ノ回答アリ、又新聞紙等ノ論調大体ニ於テ稅務側ニ有利ナリ

以上

(別表)

不正記載者名

不正事実ノ要旨

A 銀行支店

社宅料(本俸ノ五割額)ヲ脱ス

B 銀行

給与・賞与等何レモ高級社員分ハ九割、普通社員分ハ六割余ヲ隱匿、即チ記載額ハ実額ノ四割乃至一割ニ過キス

C 銀行

交際費トシテ支出シタルモノノ内、月二〇円乃至五〇円宛ノ純然タル手当アリ

D 銀行

住宅料及食費補給金(月一〇円乃至六〇円位宛)ヲ脱ス

E 銀行支店

住宅料ヲ脱ス、月二四円乃至四八円

F 銀行

臨時手当全然脱ス、給料モ三分ノ二ヲ脱ス

G 銀行支店

心付(手当)ヲ全然脱ス、月額八五円位宛

H 銀行

臨時手当(本俸ノ二割)ヲ脱ス

I 銀行支店

手当(月一〇円乃至三〇円位宛)ヲ脱ス

J 銀行

被服料(本給五〇円以下ノモノ一人六〇円位ノ割)ヲ脱ス

K 商業銀行

同上及靴代ヲ脱ス

L 銀行支店

臨時手当(本給ノ二割位)ヲ脱ス、而カモ遣ハ本店ヨリ各支店ニ対シ届出サル旨ノ内達ヲ發シテ

M 生命保險会社

臨時手当(一人六五円位宛)及住宅料(一人二〇円位宛)ヲ脱ス、又賞与ヲ全然脱ス

N 生命保險会社

給料ヲ出纏目ニ記載ス、臨時手当全然脱ス

O 火災保險会社

報酬給料手当凡テ出纏目ナリ

P 製氷会社

賞与三分ノ二ヲ脱ス、其ノ他諸種ノ手当ヲ脱ス

Q セメント会社

手当ヲ全然脱ス

R 商會会社

割増手当其ノ他諸種ノ手当ヲ脱ス

S 鋳業会社

時局手当(一人三〇円位宛)ヲ脱ス

- 丁 鉄道会社 在勤手当 (三〇〇円乃至五〇〇円) ヲ脱ス
- U 鉱業会社 社宅料 (四〇〇円乃至七〇〇円) 及休職者待命者ニ対スル諸給与ヲ全然脱ス
- V 棉花会社 重役報酬ヲ許ル
- W 製粉会社 賞与金三分ノ二ヲ脱ス
- X 電気会社 特別賞与ヲ脱ス
- 株式会社Y商店 凡テ出賃目
- Z 商店株式会社 凡テ五割額ヲ脱ス
- a 郵船会社 凡テ三分ノ二ヲ脱ス
- b 製紙会社 賞与ヲ脱ス

(平16 仙台 44)

50、大正10年 直税事務講習会訓示要領 (東京稅務監督局)

大正十年十一月一日

於直稅事務講習會局長訓示要領

本日ヨリ直稅事務講習會ヲ開クニ當リ、聊カ余ノ所懐ヲ述ヘテ諸君ノ注意ヲ喚起シタイト思フ
 今回ノ講習會ハ一二所得稅事務ヲ徹底的ニ了解セシメ、其ノ施行ノ完キヲ期センカ為開催シタモノテアルハ云フ迄
 モナク、現今直稅事務ニ於ケル樞軸ハ所得稅事務テアル、昔ニ直稅事務ニ於ケル樞軸ト云ハンヨリ寧ロ内國稅務ニ於

ケル根幹テアルト稱スルモ強テ過當ノ言テハナイ、昨年政府カ万難ヲ排シ一般稅制ノ刷新ニ先ンシ、所得稅法ノ根本
 的改正ヲ斷行シタノモ畢竟此ノ故ニ外ナラス、其ノ稅額ノ歲入上ニ於ケル地位ヨリスルモ、將又課稅ノ對象カ普遍ニ
 シテ國民經濟ノ上ニ直接甚大ノ利害ヲ有スル点ヨリスルモ、當ニ司稅機關ノ主力ヲ傾注スヘキテアル、之レ今次ノ講
 習會カ所得稅事務ノ講述ニ全カヲ奉クル所以テアル

昨年改正法ノ實施セラル、ヤ、当局ニ於テハ不取敢講習會ヲ開催シ改正要旨ノ解説ニ努メ、爾來又機會アル毎ニ此
 レカ施行方ニ付指導之レ努メタリト雖、未タ充分ニ徹底セス、殊ニ法人事務ニ付テハ一知半解ノ域ヲ脱セヌ者多キ憾
 カアル、而カモ改正法下ニ於ケル法人事務ハ弥カ上ニモ重要トナリ、斯務ノ成績奉カルト否トハ夫レ自身稅務全般ニ
 及ホス影響甚大ナルハ勿論、稅法改正ノ眼目タル個人所得ノ綜合課稅ハ法人事務ノ振否ニ懸ル所頗ル多イノテアル、
 蓋シ現代ニ於ケル國民經濟ノ大勢ハ所謂資産ノ株式化ニアリ、各人ノ分有スル資本ハ会社企業投資ノ形ニ於テ集積セ
 ラル、コトハ否ミ難キ大勢テアツテ、近年殊ニ其ノ傾向著シキヲ見ル、從テ各人ノ所得ノ大部分ハ其ノ源泉ヲ会社企
 業ニ存シ、個人所得ノ事務ヲシテ完カラシメンニハ、其ノ源泉タル会社企業ノ真相ヲ闡明シナケレハナラス、從來各
 署ニ在リテハ兎角法人事務ト個人事務トハ各別個ノ事務ナルカ如キ誤解ヲ抱ク者多ク、從テ個人事務ノ繁多ナルニ辨
 ロシテ法人事務ヲ放置セントスルノ風カアル、之レ実ニ誤レル見解ト謂ハナケレハナラス、法人事務ハ一面ニ於テ個
 人事務ノ延長テアル、否個人事務ノ源泉タル一端テアル、法人事務ノ振作ヲ計ラスシテ個人事務ノ良續ヲ期セントス
 ル、百年河清ヲ俟ツノ愚ニ類スルト謂ハナケレハナラス、法人事務ノ振作ハ其レ自身ノ良續ヲ奉ケンカ為ナルハ勿論、
 個人事務ノ源泉ヲ究ムル所以テアルコトヲ牢記シナケレハナラス、今次ノ講習會ニ於テ殆ント大半ノ努力ヲ法人事務
 ノ講述ニ費サントスル所以ハ、畢竟如上ノ見ニ基クノテアル
 凡ソ稅務ノ施行ヲシテ完カラシメンニハ三方面ノ努力ヲ要スル、稅法規定ノ法規的研鑽ハ其ノ一ツテアル、課稅ノ

対象タル実体ニ対スル智識ノ涵養モ其ノ一ツテアル、更ニ法規的智識ト実体的智識トヲ融合シテ之ヲ実地ニ活用スヘキ調査技能ノ修練モ亦其ノ重要ナル一ツテアル、然ルニ各署ニ於ケル従来ノ実況ヲ見ルニ、兎角法規的研鑽ニノミ偏重シ実体的智識ノ涵養ヲ怠リ、更ニ調査技能ノ工風修練ニ至リテハ殆ント何等ノ省察考慮ヲモ費サ、ルノ感カアル、之レ実ニ思ハサルノ甚タシキモノト謂ハナケレハナラス、税務ノ要諦ハ畢竟適実公正ノ課税ヲ遂クルニテリ、課税ノ公正ヲ期センカ為法規的研鑽ヲ遂クル元ヨリ其ノ所テアル、然シナカラ課税ノ公正適実ハ決シテ法規的研鑽ヲ遂クルニヨリテノミ期シ得ヘキテハナイ、如何ニ税法規定ノ解釈當ヲ得ルトスルモ、其ノ規定ヲ適用スヘキ対象ノ実体ヲ捕フルコトナクシテハ、其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルハ自明ノ理テアル、実体ニ対スル理解ヲ有シ調査の技能ノ活用ニヨリテ実体ノ核心ニ迫リ、真相ヲ究メテコソ始メテ税務施行ノ完キヲ得ヘキテアル、実体真相ヲ捕ラヘスシテ課税ノ公正適実ヲ云為スルモ、□ハ畢竟空言虚論テアル、殊ニ法人事務ニ在テハ其ノ対象タル企業組織ノ複雑ナルニ加ヘテ、其ノ会計整理ハ特殊ノ技術ト理論トニヨリテ運用セラレ、税法亦之ニ基キ課税計算ノ規定ヲ為シアルモノテアルカ故ニ、少クトモ法人会計ニ関スル智識ヲ有スルナクシテハ、所謂法規的研鑽ト雖決シテ琴線ニ触ル、コトカ出来ヌノテアル、従来一般ノ法人事務カ兎角形式ニ流レ考課状ノ表現の員額ニ囚ハレ萎微振ハサリシ禍根モ、法人ニ関スル改正規定ニ付兎角一知半解ノ域ヲ脱セヌノモ、畢竟法規的研鑽ニノミ膠着スルカ為テアル、今回ノ講習会ニ於テハ如上ニ鑑ミ多大ノ時間ヲ簿記会計学ノ講述ニ割クノ外、新夕ニ税務調査法ノ一科目ヲ特設シテ、実体ニ対スル智識ノ注入ト其ノ応用力ノ涵養ヲ計ルコト、シタ

而カモ実体ニ対スル智識ハ單リ簿記会計ノミテハナイ、企業ノ組織・経営ノ實際・商取引ノ経路等アラユル經濟事象ノ実情実態ヲ知ルニアラサレハ、税務施行ノ完キヲ期スルコトハ出来ヌ、例ヘハ紡績業ナルモノハ何処ヨリ如何ナル方法ニヨリテ棉花ヲ仕入レ、如何ナル工程ヲ經テ綿糸ニ紡キ、何処ノ方面ニ如何ナル条件ニヨリテ売捌クカヲ知ル

コトナクシテハ、到底紡績業者ニ対スル徹底的ノ調査カ行ハレ得ルモノテハナイ、此等ノ經濟智識ニ付テハ調査法等ノ科目ニ於テ若干講述セシムル見込アルケレトモ、凡百ノ事象ノ一々ニ付詳悉スルコトハ到底短時間ノ講習会ニ於テ能クスル処テハナイ、諸君ハ向後職務ヲ行フニ當リ常ニ茲ニ思ヲ致シ、実体的智識ヲ汲入スルコトニ努メ之ヲ職務ノ上ニ活用セラレムコトヲ望ム

之ヲ要スルニ今次ノ講習会ハ直稅事務ノ根幹タル所得稅事務ニ付、或ハ法規ノ上ヨリ或ハ実体的智識ノ方面ヨリ、或ハ又調査技能ノ方面ヨリ其ノ施行運用ノカヲ授ケントスルモノテアル、諸君ハ數百ノ僚間ヨリ簡拔セラレテ講習ヲ受クルノ榮譽ヲ思ヒ、又各講師カ繁劇ナル職務ヲ帶フルニ拘ラス、更ニ諸君ノ養成訓練ニ力ヲ注クノ勞苦ヲ思ヒ、且又諸君カ講習会ニ出席セルコトニ依リ、殘留學員ノ負担弥カ上ニモ重課サレタルコトヲ思ヒ、宜シク熱心誠実ニ聽講スルト共ニ、上述セル本講習会ノ趣旨ヲ体シ單ニ講述ヲ嚙下スルコトナク、各科目共ニ如何ニ之ヲ實際ニ活用スヘキカノ省察工風ヲ遂クルコトニ努メラレンコトヲ望ム、若シ夫レ今後ニ於ケル諸君ノ服務上ニ於ケル注意ニ関シテハ、本講習会ノ終末ヲ俟チ更ニ述フル考テアル

(昭56 東京 211)

51、大正11年 商工業庶業所得標準率調査準則

直機第二〇号

大正十一年四月二十八日

稅務署長殿

東京稅務監督局 印

商工業庶業所得標準率ノ調査ニ付テハ、從來之カ取扱方ニ付何等規定スル所ナカリシヲ以テ、各署ニ於ケル調査方法等モ区々ニ涉リシノミナラス、其ノ調査モ不充分ノ感アリシニ付、今回別紙ノ通商工業庶業所得標準率調査準則ヲ制定シ之カ調査取扱方法ヲ示シ候条、本年分ヨリ之ニ依拠シ完全ナル調査ヲ遂ケラレ度右及通牒候也

一 商工業庶業所得標準率調査準則
商工業庶業所得標準率調査準則

目次

- 第一章 通則
- 第二章 収入支出ノ調査
- 第三章 標準率ノ作成
- 第四章 附則

第一章 通則

第一条 管内ニ於ケル商工業者ノ各種目毎ニ毎年所得標準率作成以前、適宜ノ時期ニ於テ一般利益割合ノ概略ヲ調査シ、利益割合調査簿ヲ作成シ之ヲ登載スヘシ(様式第一号)

第二条 市制施行地又ハ県庁所在地町村ヲ管轄スル稅務署ニ在リテハ、前項ニ依ル調査簿本ヲ四月二十五日限リ提出スヘシ

第三条 管内ニ於ケル法人中、其ノ專業(種目ノミヲト認ムル法人ノ払込資本金額、総収入金額、所得金額、払込資本百円当所得金額及総収入百円当所得金額ヲ、所得稅事務規程様式第十号別表種目單位表ノ種目別ニ、毎年左記ニ

期ニ区分シ、其ノ期間内ニ於テ決定ニ係ル第一種所得決定書類等ニ依リ調査シ、法人所得割合調査簿ヲ作成シ調査事項ヲ登載スヘシ(様式第二号)

第一期 其ノ年四月ヨリ九月迄

第二期 其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

第四条 前項ノ調査ハ各期間終了後二十日以内ニ之ヲ終了シ、法人所得割合調査簿ヲ整理シ、其ノ謄本ヲ左記期限ニ隨ヒ提出スヘシ

第一期分 十月二十五日限

第二期分 四月二十五日限

第二章 収入支出ノ調査

第五条 管内ニ於ケル商工業又ハ庶業ノ種目毎ニ適當ト認ムル營業者又ハ職業者三名以上ニ就キ、其ノ營業又ハ職業ニ対スル収入支出ノ総額ヲ調査シ所得標準ノ基礎トナスヘシ

第六条 前項ノ調査ハ其ノ年一月ヨリ三月迄ノ実績ニ依リ之ヲ計算シ、四月以後ハ前年同期実績并ニ調査當時ノ業況ニ鑑ミ適宜ニ之ヲ勘案シ収益調査簿ヲ作成スヘシ、但シ其ノ年四月以後ノ業況カ前年同期ノ業況ト大差ナシト認ムルモノハ、其ノ年一月ヨリ三月迄ノ実績ト前年四月ヨリ十二月迄ノ実績ヲ併セタルモノニ依リ之ヲ計算シ、収益調査簿ヲ作成スヘシ(様式第三号第四号)

第七条 収益調査簿ニ掲記スヘキ売上百円当、収入百円当又ハ製成一石当等ノ区分ハ、所得稅事務規程様式第十号別表種目單位表ノ單位ニ依リ之ヲ調査スヘシ

第八条 前項ニ依ル売上百円当、収入百円当、製成一石当等ノ算出ハ、総収入金額ヨリ総支出金額ヲ控除シタル差引

所得金額ヲ、其ノ売上高(雑品又ハ不用品ノ売)又ハ製造数量、若クハ収入高(雑収入ヲ除キタル金額)ヲ以テ之ヲ除シ得タル数額ニ依リ計算スヘシ

第九条 収入支出ノ調査ニ付テハ、主タル収入及支出ノ外、其ノ業務ニ伴フ雑収入及雑支出(箱及空箱、罐及空罐、樽及空樽、筵、俵及空俵、糠袋及空袋等ノ類)ノ総額ヲ調査計算スヘシ

第三章 標準率ノ作成

第十条 収益調査書ノ作成了シタルトキハ、収益調査表ヲ作成シ収益調査書ノ副本ヲ添付シ、四月廿五日限り之ヲ報告スヘシ(様式第五号)

第一条 本局ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ、之カ適否ヲ査閲シ、其ノ不相当ト認ムルモノハ直ニ再査ヲ為サシメ、更ニ之ヲ査閲シ、又ハ署長ノ協議会ヲ開催シ、其ノ適用スヘキ所得標準率ヲ詮定シ各署ニ之ヲ通牒スヘシ

第二条 前項ニ依リ通牒ヲ受ケタル所得標準率ニシテ、之カ適用ニ困難ナルモノアルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ、且ツ其ノ營業又ハ職業ノ種目ニ対スル業務者各三名以上ニ就キ、更ニ収入支出ノ調査ヲ為シ之カ収益調査書副本及収益調査表ヲ添付シ稟申スヘシ

益調査表ヲ添付シ稟申スヘシ

第一三条 第一一条ニ依リ適用スヘキ所得標準率ノ通牒ヲ受ケタル後、所得調査決定当時迄ニ經濟界ノ變動其ノ他ニ依リ標準率ノ變更ヲ要スルモノ、又ハ特殊事情ニ依リ其ノ年内ノ業況ヲ知悉スルコトヲ得テ標準率ノ變更ヲ要スルモノアルトキハ、前回調査ヲ為シタル者ニ就キ前回調査後ノ収入支出ヲ調査シ、更ニ其ノ年一月ヨリ再調査ヲ為シタル月迄ノ収益調査書ヲ作成シ、其ノ副本及収益調査表ヲ添付シ其ノ事由ヲ申報スヘシ

第一四条 本局ニ於テ前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ之ヲ査閲シ、必要アリト認ムルトキハ署長協議会ヲ開催シ更ニ其ノ適用スヘキ所得標準率ヲ詮定シ之ヲ通牒スヘシ

第四章 附則

第一五条 第五條及第六條ニ依リ収入支出ノ調査ハ、当分ノ内其ノ調査スヘキ營業又ハ職業ノ種目並ニ其ノ調査ヲ為スヘキ稅務署ヲ指定スヘシ

[様式は省略]

(昭53 東京 2118)

52、大正11年 大正十一年分第三種所得稅統計表

①第三種所得申告状況調

◇大正十一年分第三種所得申告ノ状況調(局別)

局名	申告人員		申告金額		決定人員割合	申告金額割合	法第十六條 除申請人員	
	決定納稅人員	期限内	期限後	計				
東京	四七一、九七三	二六、五八〇	五二、三五二	二四、五八三	五二〇	九七、九一四	三九八	一一、二二〇
大阪	三六七、三四四	一五、三六七	一〇、五四四	二五、三六九	三四二	一八、九五六	一五〇	二二、七一九
京都	五七、八八八	四、九五六	二、四九七	七、四九四	三九三	五、三九一	一三六	一七、七八一
神戶	一三七、二二二	四、八五三	二、〇五五	六、九〇九	三九四	五、七五八	一一〇	六六、〇二四
名古屋	三〇四、五三七	一、七、八九六	五、九九七	七、五、八九三	四〇六	九、〇二二	〇七二	一一、五、九〇一
広島	一九二、一五一	六、四、九五六	一、一、一七三	七、六、〇六六	三九五	二、〇六〇	一九〇	一一、八、〇八八
岡山	七九、五六二	二、〇、五三八	一、八七五	三、九、四一三	二八一	二、八六三	一一七	三、八、九四四
熊本	二七五、三二八	三九、六七二	七、七六二	四、九、三六八	四七〇	一一、三二七	一三七	一一、〇六、四六六
計	一、八八六、〇〇五	二六、七、四、二五九	九三、二、八九二	二七、七、六、七、八〇八	三九九	一、七、四、二、七、二	一、三、三、三	七、四、三、一、一、三

◎大蔵省主稅局調査

備考

一、決定人員ニ対スル申告人員ノ割合比較の少シト認メラル、地方左ノ如シ

名古屋局	一宮市	割合	一三九
広島局	尾道市	同	一九三
同	鳥取県郡部	同	一八四
丸亀局	徳島市	同	一八四
東京局	前橋市	割合	〇四四
同	高崎市	同	〇三六
同	桐生市	同	〇五〇
仙台局	宮城県郡部	同	〇四四
名古屋局	浜松市	同	〇二九
丸亀局	高松市	同	〇二九

二、申告ヲ是認決定シタル人員ノ割合比較の少ナシト認メラルル地方左ノ如シ

②所得調査委員会決議状況調

◇大正十一年分所得税調査委員会決議ノ状況調(局別) (大蔵省主税局調査)

●印ハ減

局別	調査		決定		増減		人員	所得金額	人員	所得金額
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額				
東京	四七二 二六、一四六	八八三、六五三、七四四 一九、三九五、九一三	四七一、九七三 二六、一四六	八八三、〇八七、五六一 一九、三三五、九一三	●	●	五二	五、五六、一八三	●	●
大阪	三六八 一七、二〇〇	七四二、七九七、九〇七 一九、〇三三、九九八	三六七、三三〇 一七、一六〇	七三二、〇三八、〇七三 一八、九九四、三五六	●	●	七九二	一〇、七五九、八三三	●	●
札幌	五七 二、八八八	九四、〇八五、〇七四 六、四一、〇七四	五七 二、八八八	九三、二九九、九九〇 六、三九九、九九七	●	●	一	一、七八五、〇八四	●	●
仙台	一四一 一、五九四	二二、八一二、九九一 三、六三三、二五二	一三七、二三〇 一、〇二九、二九〇	二〇九、九五二、九五六 三、五五九、九〇二	●	●	四	一、八六〇、三九五	●	●
名古屋	三〇六 二〇、六五一	四、五九、〇七五、九〇六 二、六二五、一一八	三〇〇、五三七 二〇、五二五	四、五四、五〇七、一四九 二、五七三、六五七	●	●	一、七七一	四、五、七五七	●	●
広島	一九二 一五、二七五	二、六九、一四七、五九六 九、四六九、三二二	一九二、二一五 一五、二七五	二、六七、四三三、一二七 九、四六五、六六七	●	●	四	一、七三三、四六九	●	●
丸亀	七九 五、七〇一	一一〇、三二六、八〇〇 五、〇六〇、八〇〇	七九、五六二 五、四九五	一〇九、二六二、九六一 五、〇二二、七〇〇	●	●	一三九	一、〇五四、〇〇〇	●	●
熊本	二七五 三、七二七	四〇、四三三、七〇一 一、〇六三、〇三八	二七五、二七七 一、三二七、二七二	四〇、二六九、六一一 一、〇六三、八八八	●	●	七	一、六六四、〇五〇	●	●
計	一、八九三 一〇九、〇〇三	一、七五、二四四、九二四 九五、一五九、四九一	一、八八五、八三三 一〇八、八三三	一、八八五、八三三 一〇八、八三三	●	●	一、六八八	一、三三、九七二、八一六	●	●

備考

左傍数字ハ山林所得ニシテ内書トス

◇大正十一年分所得調査委員会決議ノ状況調(地方別)

●印ハ増

阪						大						
石	井		賀		和		奈		兵			
金沢市	計	郡	計	郡	計	郡	計	郡	計	郡	計	
	計	郡	計	郡	計	郡	計	郡	計	郡	計	
五 六〇二 五	一七 六八三 二	一五 六七八 二	一八 七九九 五	一七 〇九五 五	一七 七三八 九	一三 八三二 九	二六 〇八三 八	一〇 〇六四 九	九二 四二五 六	五四 四七九 一	三 〇七六 一	三 一 一 七 一 五
九 五七四 六	二 一九〇 七	二 一九九 七	四 八〇六 二	三 四四九 二	二 八八〇 一	三 八八二 一	八 六三二 一	四 六三二 一	二 七九 五	九 五四四 九	五 八九一 一	七 七六六 一 五 三 九 五
九 二七 七	一 七 七	一 九 八	六 二 八	四 三 八	一 八 二	一 七 八	二 一 四	一 〇 九	九 二 六	五 四 三	三 〇 七	三 一 一 七 一 五
五 六〇二 五	一七 六八三 二	一五 六七八 二	一八 七九九 五	一七 〇九五 五	一七 七三八 九	一三 八三二 九	二六 〇八三 八	一〇 〇六四 九	九二 四二五 六	五四 四七九 一	三 〇七六 一	三 一 一 七 一 五
九 五七四 六	二 一九〇 七	二 一九九 七	四 八〇六 二	三 四四九 二	二 八八〇 一	三 八八二 一	八 六三二 一	四 六三二 一	二 七九 五	九 五四四 九	五 八九一 一	七 七六六 一 五 三 九 五
九 二七 七	一 七 七	一 九 八	六 二 八	四 三 八	一 八 二	一 七 八	二 一 四	一 〇 九	九 二 六	五 四 三	三 〇 七	三 一 一 七 一 五

府都京				府阪大					計合		泉			
計	郡	下	上	計	郡	北	南	西	東	計	郡	郡	郡	計
	郡	区	区		郡	区	区	区	区		郡	郡	郡	
四 九 三	二 二 三	一 五	一 一	一 〇 七	四 〇	三	一	一	一	四 七 三	二 六 四	二 〇 七	三 三 三	三 八 一
四 九 三	二 二 三	一 五	一 一	一 〇 七	四 〇	三	一	一	一	四 七 三	二 六 四	二 〇 七	三 三 三	三 八 一
四 九 三	二 二 三	一 五	一 一	一 〇 七	四 〇	三	一	一	一	四 七 三	二 六 四	二 〇 七	三 三 三	三 八 一

備考

一、削減歩合比較的多シト認メラルル地方左ノ如シ

- 大阪 下京 ○四六
- 同 滋賀県郡部 ○四二
- 仙台 青森 ○五四
- 名古屋 一宮 ○四七
- 同 宇治山田 ○四五

二、再調査ニ付シタルモノ、又ハ政府決定ヲ為シタル地方左ノ如シ

郡名	人員	当初決定税額	無資格者	人員	税額	人員	税額	人員	税額	増加シタルモノ	無資格者	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額
東京	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇
大阪	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇
名古屋	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇
仙台	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇
名古屋	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇
宇治山田	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇
計	八二七	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇	八二〇

備考 遼賀市部(八幡市)ハ法第五十一条第二項ニヨリ政府決定シタルモノナリ

③所得審査委員会決議状況調

◇大正十一年分所得審査委員会決議ノ状況調(局別)

郡名	人員	当初決定税額	無資格者		人員		税額		人員		税額		増加シタルモノ		無資格者		人員		税額	
			人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額
東京	九〇二	一三四、六五九	二二	三二一	八八二	〇九二、二六八	外八	一、〇八七、七一〇	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
大阪	二六七	八五六、八〇〇	七	一九五	二六〇	八〇九、八六〇	外七	一、七七八、九七二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
名古屋	三三	一八、二三五	一	一	四三	一六、六〇三	外三	一四、一二九	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
仙台	三三	一八一、五六一	一	一	三七	一八〇、五七七	外三	三六、一〇〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
名古屋	一五二	六一三、一一六	三	二二	一四九	五三七、六七六	外二	五三五、八二八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
名古屋	一〇三	二二〇、二四七	二	五九	一〇一	七六、八九九	外二	七六、八九九	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
名古屋	七三	二〇四、一六六	二	九	七〇	七六、六三三	外二	七六、六三三	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
熊水	一〇三	三二九、四七九	二	八六	一〇一	二九六、三七八	外二	二九六、三七八	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	八六七	三五六、二四三	一八	一八三	八四九	〇八六、八九七	外二〇	三、九〇二、五〇六	五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

備考

一、決議人人員欄外書ハ無資格者ヲ掲ケタルモノナリ

二、当初決定税額

四、三五六、二四三円

決議額

三、九〇二、五〇六

命 計	本 館				札 札			島 島										
	中 細	香 港	現 況	佐 賀	長 崎	大 分	福 岡	鹿 本	愛 媛	高 知	徳 島	香 川	島 根	島 根	山 口	山 口	山 口	山 口
八六七四	三	二	四	一〇	三三	四八	四	二八	二〇	一九	五	九	九	一七	一九	二二	三五	三五
三五六二四三	一六三	二四二	一八	一八、五五三	一四、一七二	一七、九七二	三三、二二二	八、五二八	六、三三三	一五、四二〇	八、九三三	二、〇六八	三、一八七	七、一六二	一、一三〇	一、一三〇	三、〇七三	三、〇七三
一八四一																		
一八三																		
八四九四	三	二	四	九	三二	四七	四	二八	二〇	一七	五	九	九	一七	一九	二二	三四	三四
〇八六、八九三	一六三	二四二	一八	一、一五九	一、〇三五	一七、九七二	二〇、一八四	五七、七三九	五、四九一	一三、二二四	一、八八	一、九二二	二、七八五	三、一五〇	一、〇八〇	一、〇八〇	二、五二四	二、五二四
外一〇七	三	二	四	外一	外三	外四	外七	二八	二〇	外一	外五	九	九	一七	一九	外二	外三	外四
三、九〇二、五〇六	一六三	二四二	一八	一、一五九	一、〇三五	一七、八三〇	二〇、一八四	五七、七三九	五、四九一	一三、二二四	一、八八	一、九二二	二、七八五	三、一五〇	一、〇八〇	一、〇八〇	二、五二四	二、五二四
五六二〇																		
四〇四〇																		
四〇四〇																		
八三六三																		
六二九五四八																		

(平12 札幌 120)

53、大正12年 税務行政の民衆化方針

税務行政の方針

◇税務官吏並に納税者に対する希望◇

大蔵省主税局長 黒田英雄

税務執行の大体方針

自分が新たに主税局長の職に就くことになったに付て、税務行政の方針如何と云ふ質問を度々受ける。けれども前任の松本君〔編者註「松本重威」は練達堪能の名局長であつて、永年の間我が税務行政の為に努力せられ、税務執行の方針と云ふが如きも、堅実に其の基礎を築かれてあるのみならず、元來税務行政と云ふものは其の性質上、急激に根本方針を変更すると云ふやうなことのあり得ないものであつて、今更めて新方針なりとして特筆大書すべき程の事項を發見しない。尤も其の細目に付ては、將來各方面に向つて調査研究を重ね、種々の改善を加ふることを一日も怠るべからざるは勿論である。又一面社会の事物は變々として日々に進歩し、時代思潮は刻々に進化する。従て税務行政も時世の変遷に順応し、之を革新するの必要を感じるであらう。即ち將來税務当局として採るべきの途は、社会民心の帰趨を察し、時代思潮の推移を稽へて、能く時世に適合する施設を為すべしと云ふ一言に尽すことを得る。又執行方針の綱領を擧ぐるならば、煩細に流れて大綱を失ふことなく、常に寛嚴宣しきを制し、所謂賦に厚薄なく民に怨嗟の聲なからしめ、以て税務行政の円満なる成果を擧ぐることに努力すべしと云ふに帰着する。

大綱の捕捉・負担の公平

調査決定の根本方針としては、先づ各種の課税物件の大綱を捕捉することを目的とし、所謂細故に拘泥して却つて

其の真相を逸するが如きことを避けなければならぬ。従来課税標準額算定上に於ける各種の標準率適用等に当り、動もすれば機械的に流るゝと云ふやうな傾向あることを耳にするのであるが、標準率たるものは固より大体の推定方法として之を作成するのであるから、納税者に依て特殊の事由あるものに付ては、適当に其の算出額を加減して実際の負担力に適應したる課税を為すことに努めなければならぬ。

此の實際の負担力に適應したる課税を為すこと、即ち負担の公平を保持すると云ふことは、實に稅務行政の第一モットーであつて負担の公平を顧みずして稅務行政の円満は到底望み得ない。所謂賦に厚薄なからしむと云ふ言葉は寔に千古の金言であると信する。都会なると村落なるとに依り調査の粗密を別にし、大納税者なると小納税者なるとに依り寛嚴の度を異にすと云ふが如き傾向は動もすれば陥り易い弊害であるから、深く此の点を戒めたいと思ふ。

稅務官庁の態度

稅務官庁の態度と云つても、稅務官庁なるが故に取らなければならぬ特別の態度と云ふものはないかも知れぬ。唯仕事の性質上動もすれば反感を招き易いのであるから、特に其の點に注意して、常識的に、懇切に、而して飽くまでも公明正大に進みたいと思ふ。法規の解釈及其の適用共に、杓子定規を廢して何人も得心の行くやうに常識的でなければならぬ。所謂官僚的態度を脱却して納税者と共に手を携へて進むの決心がなければならぬ。而してそれ等の源となるべきものは要するに衷心より湧き出づる所の親切である。其の親切の進む所、態度は自ら公明正大ならざるを得ない。普動は期せずして穩健着実となるであらう。

小策を弄し、納税者を陥るゝが如きことの不当なるは固より言ふまでもない。徒らに秘密主義を採るが如きも亦新時代の官吏として歩むべき途ではない。故に各種の標準率又は課税標準等も、納税者が申告を為さんが爲に、又は課税の内容を知らんが爲に開示を求むるならば、快く之を示すべきであらう。又課税の誤謬を発見したるが如き場合

に於て、其の訂正を躊躇するが如きことも決してあつてはならぬ。

稅務行政の民衆化

稅務行政の民衆化と云ふのは、要するに稅務の執行振りを所謂官僚の畑から民衆の野に引下すにある。平たく言へばお役所風を脱して、懇切に納税者の味方となつて共に徵税の事務を完成せしむるにある。將來の納税は權利義務の押替りや喧嘩腰の問答をやめて、稅務官吏と納税者と談笑の間に円満に其の目的を達するのでなければならぬ。

その目的を達するには稅務官吏の態度も、又納税者の態度も共に改善すべきものが少くないであらう。將來稅務官吏の探るべき態度に付ての希望は大体前述の通りであるが、尚稅務官庁として納税觀念の普及並稅務行政の民衆化の爲に施設すべき事の二三を列挙すれば左の如くである。

1 稅務行政の円満なる執行を望むのには、其の準備事業として、税法の精神や、稅務執行の方針に付て、一般の諒解を求めなければならぬ。その目的の爲に或は印刷物の配付、又は講習会の開催、若くは又稅務相談部の設置と云ふやうな事業を努めてやりたいと思ふ。従来も実行し來つた事柄ではあるが、將來経費の範圍内に於て益々之れを盛んにして正当なる納税觀念の普及を図りたい。

2 納税者の異議申出等は懇切に之れを聴き取り、充分諒解を得るまでの説明を爲し、必要に応じて其の救済手續等をも欲んで教示し度いと思ふ。

3 一面に於て納税思想の普及を図り、又申告奨励の手段を講ずると共に、常に納税者の意思を尊重し、誠実なる申告は可成採用するの方針を以て進みたい。

4 納税者の租税に関する申請申告等に付ては成るべく便宜を図り、且つ其の手續を出來得るだけ簡便にして、法令の上から書面を以てしなければならぬものゝ外は、口頭若くは電話等を以てするの途を開き、所謂繁文縷札を

廃したい。

国民の自覚

以上述べたる所、十分に意を尽してはゐないけれども、大体の方針は諒解を得るに足るであらうと考へる。前述したるが如く、税務行政の円満なる発達を期するには、税務当局と納税者とが相提携して強調するのてなければ、到底其の目的を達することを得ない。官民相互同情ある態度を以て親善を結ぶにあらざれば決して理想的税務行政を實現することが出来ない。税務当局者の態度に付ては、以上述べたる趣旨に従て必ず其の実行を期する覚悟であるけれども、其の成績の揚がるか否とは、一般国民の後援に俟つ所甚だ多いのである。忌憚なく言へば我が国民の納税観念は之れを欧米各国のそれに比して、遺憾ながら一籌を輸することを拒み得ない。税務官庁が誠実なる申告を採用するの方針を取ると云つても、其の採用せらるゝ申告の幾何もないやうでは甚だ心細いことである。余は此の点に於て一般国民の自覚を促し各納税者が一等国民として跨るに足るの態度を示し、税務当局を後援擁護して税務行政の完璧を見るの日の近からんことを希望してやまない次第である。

『税』第一卷 第一号(大正12年7月、国民租税協会)

54、大正13年 福岡日日新聞記事に付通知

〔本達ニ就テハ署員ニ回覧ヲナシタル上、尚ホ直税課全体ニ対シ特ニ本主題ニ則リ訓示ヲナスト共ニ注意ヲナシ置キ
タリ、十月二十二日〕

職第三二〇号

大正十三年十月十日

熊本税務監督局 〔13・10・10秘熊本税務監督局印〕

税務署長殿 〔13・10・11竹田税務署印〕

本月九日発行福岡日々新聞ニ別紙ノ如キ記事掲載シタル処、同記事ノ全部ハ直ニ首肯シ難キモ、此種ノ不平ハ折々世上ニ伝エラルルコト珍ラシカラス、以テ反省ノ資トスベキモノモ可有之、要スルニ課税ニ対シ異議アルモノノ出署ノ際、事務多忙等ノ為署員ノ応答相手方ノ情意ヲ竭クサシメサルノ結果ニハアラサルカト思料セラルルニ付、今後ハ十分此点ニ留意シ、調査ノ周到課税ノ公平ヲ期スルト共ニ、官民意思ノ疎通ニ尙一段ノ考慮ヲ費シ、苟モ不平不満ノ声ナカラシムル様心得ラルヘシ

展望台から

税務署御中

△△△△△△△△△△
所得額と納税観念と

◇頃来所得額の決定発表と共に一波瀾を惹起したのは、必ずしも納税義務観念とは背馳しなと思ふ、一面から見れば所得税問題は殆んど年中行事の観がないでない、之は総ての人が正確なる申告を欠くことも責任を煩たねばならぬ、けれども税務署の決定も誠に杜撰極るものであることは甚だ遺憾である、元より他人の機軸定を客観的に推定することであるから至難には違いないが、今少し本問題に善処し得る道はないであらうか

◇例を私に採る、私は数年来所得額の決定が常に実収を遙に超過する事に対し、尙に当局の所謂『擇取主義』に忠実なるのに驚いた、処で本年は詳細なる説明を添へて所得の申告を為したが、依然として申告高より二三割多い、是では折角苦心の申告も台なしである、私は決定の根本に対して尠からず疑惑を持ち税務署に行つて説明を求めた、恰も混雑せる駅の改札場の様で寄付ない署員の立場にも同情せないことはないが、其処に大なる欠陥がある事を見

逃す事は出来得なかつた

◇曰く「申告より二三割多い位は当然です。」曰く「不服なら審査の請求をせよ」と、群る衆人を驅逐する唯一の方法かも知れないが、少くとも私は正直に申告した理由が全然解らなくなった、頻りに申告を懲罰して納税義務觀念を善導すると云ふ当局の言葉としては、余りに自家撞着で寧ろ乱暴ではあるまいか

◇正当なる決定に対しては我等は飽まで温順でなくてはならないが、以上の如きは純良なる納税觀念を悪化するとも決して善導する所以でない、私は当局が正確なる申告を要求する前に、先づ自ら今少しく根柢ある調査をなし、而も十分諒解し出来得る材料と親切が欲しい、其処に初めて國家觀念から生れる納税義務の芽生が素直に純真に生長するものではあるまいか

◇國民として納税の大切な事は言ふ迄もない、然しながら所得税の如きは所得に対する課税である以上、所得以上を賦課される理由はない、総てが正鵠なる申立をなすと共に実情と根柢を置いた調査を爲し、以つて健全なる納税觀念を撫育されたいものである（静洋生）

(平5 原本 7)

55、大正14年 霞ヶ浦海軍航空隊納税組合規約案

◎納税上ニ関スル施設ノ件（大正十四年五月龍ヶ崎署申報）

管内滞納者ニ就テハ常ニ憂慮致シ之カ督励ニ努メサセ居リ候、殊ニ第三種所得税ニ関シテハ霞ヶ浦海軍航空隊司令官及主計長ニ会见シ、納税取計方屢々協議致シ候得共其運ニ不至、為ニ毎納期多数ノ滞納者ヲ出シ処理上困難致シ居リ

候処、本月八日又々小官出張致シ主計長ニ面会ノ上親シク協議ヲ重ネ候処、別紙ノ如キ納税組合ヲ組織シ完納ノ実ヲ挙ケントセラレ候ニ付テハ、爾後同隊ニ於ケル滞納者絶無ト相成ルヘキコトノ被存候
右申報候也

(別紙)

霞ヶ浦海軍航空隊納税組合規約案

第一条 本組合ハ土浦阿見方面在住霞ヶ浦海軍航空隊勤務ノ准士官以上有志ヲ以テ組織シ、組合員ノ納税ヲ管理ス
第二条 本組合ノ管理人ヲ航空隊主計長ニ囑託ス
第三条 本組合員ハ一ケ年納税予想額ノ十二分ノ一宛ヲ毎月釀出シ置クモノトス
但、既拠出金ト納税払込金トノ差増ハ、毎月二月又ハ三月拠出金ニ於テ之ヲ更正スルモノトシ、尙會計年度末ニ支払残金ヲ生シタルトキハ之ヲ返付スルモノトス

第四条 拠出金ハ毎月主計長ニ於テ各組合員ノ俸給ヨリ控除シ、適當ノ方法ヲ以テ管理人ノ之ヲ保管ス

第五条 管理人保管中ニ生シタル拠出金ノ利息ハ之ヲ組合ノ所得トシ、其処分ニ関シテハ組合員過半数ノ議決ヲ要ス
ルモノトス

第六条 組合員中途ニシテ脱退シタルトキハ、既拠出金ハ之ヲ返付スルモノトス
但、拠出金ニ対スル利息ハ之ヲ組合ノ所得トス

第七条 組合員ニ対スル納税告知書ハ、收税官序ヨリ直接管理人ニ配付ヲ受ケ、管理人拠出金ヨリ之ヲ納付シ、各領収証ヲ得テ各組合員ニ交付スルモノトス

第八条 本規約ニヨル納税種目ハ当分ノ間所得税及同附加税ノミトス

56、大正14年 所得調査委員当選者氏名

所得調査委員当選者(大正十四年六月改選)

○ 東京 府

神田橋(神田、麴町区)

江沢浦吉 小口米吉 三好麟藏 中川重政 田中茂吉 長島辰五郎 松村金兵衛 高島徳右衛門

上田龜吉

永代橋(日本橋区)

吉井安吉 岡田壮四郎 徳田昂平 佐久間藤吉 伊藤多兵衛 秋庭伊兵衛 中村五郎 法木徳兵衛

大沢留三郎

京橋(京橋区)

岡村岑三郎 吉田幸次郎 田村藤兵衛 鯉沼源作 大久保金太郎 野津勝治郎 川喜多政次郎

幸橋(芝、麻布区)

森安三郎 跡部盛一 高橋幸太郎 関謙吉 津田龍丸 金子富蔵 岡秀宝 尾田源兵衛 奥山茂

四谷(牛込、赤坂、四谷)

杉田武義 神谷与兵衛 大隈福三郎 高橋常三郎 宮川一造 田中栄三郎 島田辰太郎 山崎盛次

山田豊蔵

水道橋(本郷、小石川)

秋本平十郎 本田慶次郎 岡野章二 岡田半兵衛 横井武次郎 田仲忠左衛門 竹中友太 中内彦

次郎 荒井憲

厩橋(浅草、下谷区)

遠藤千元 中村秀三郎 田中貞一 今井真太郎 橋本武四郎 栗田三蔵 大竹太平 吉井友八

鶴田勝重

两国橋(本所、深川区)

芥川万作 関口安五郎 小林文之助 青木弥市 木村澄吉郎 市橋信太郎 堀内福雄 岩田馨

万代庄也

品川(荏原郡)

横山孝次郎 浅井幸三郎 倉本彦五郎 岩井和三郎 大橋清太郎 関根嘉蔵 芹沢新平

淀橋(豊多摩郡)

秋山七老 飯田又右衛門 田辺鉄太郎 斎藤藤三郎 永井龜吉 桑原熊吉 大場運次

板橋(北豊島郡)

猪鼻庄右衛門 駒崎義三 野木三吉 原定良 中川寛 小林鐘次郎 大木金兵衛

龜戸(南葛飾外一郡)

中里民平 小林又一 河合善兵衛 長谷川又造 田部井盛治 下河原金平

青梅(西多摩郡)

森田幸三 野村五兵衛 井上久右衛門 宇津木林蔵 井上倉吉

八王子(八王子市)

李代龍喜 山上武 松本欣三郎 久保田惣右衛門

同(北、南多摩郡)

井野久太郎 桑田佑栄 富沢政賢 原直治 諸江吉五郎

○ 神奈川 県

横浜(横浜市)

上島保 須川多助 植村倉吉 小野俊三 田辺徳五郎 新堀源兵衛 石原菊太郎

シャルマーテン 小泉長左衛門

川崎(川崎市)

太田寛 森三五 平野藤太郎 鈴木庄三郎

同(橋樹、都筑郡)

中西重造 中村六三郎 相原忍 荒井芳太郎 原文次郎 関口半次郎

横須賀(横須賀市)

石渡好交 小倉文司 川崎卯右衛門 北村喜助 川島喜之助

同(三浦郡)

田川平三郎 相沢村次郎 高橋直次郎 飯島卯兵衛

藤沢(鎌倉外一郡)

渡辺三左衛門 原清茂 五島波造 青木寛太郎 河野兼吉 香山新之助

大磯(愛甲、中郡)

原田敬治 小林栄太郎 福井卓爾 佐野儀職 杉崎源蔵

小田原(足柄上、下郡)

小川仙二 鈴木仙蔵 日比谷与八 熊沢裕示 石井定吉 長谷川良輔

○ 埼玉 県

浦和(北足立郡)

高橋伝八郎 橋本喜平 加藤長之助 畑義三 北西龜吉 秋笹重吉 清水武蔵

川越(川越市)

永田保之助 矢沢四郎右衛門 山崎嘉七 対崎長太郎

同(比企、入間郡)

利根川寛十郎 利根川惣三 井上太平 松本太左衛門 関口寿作 小沢久助 柴崎象吉

秩父(秩父郡)

新井源亮 多比羅久吉 菌田頼助 肥土伊惣二 石橋要

熊谷(大里外一郡)

石坂養平 加藤徳平 倉上昌三 高橋守平 清水憲策 戸谷市三郎

忍(北埼玉郡)

シーケー・マー

野本茂基知 儘田勝次郎 戸田敬悦 奥貫賢一郎 江森末之助 石井參四郎
粕壁(南埼玉一郡)

井出門平 榎本善兵衛 田中芳之助 石川伊兵衛 白石貞二 今井晃
○千葉 県

千葉(千葉市)
小池敬三郎 塩田鹿蔵 飯豊幸十郎 松山暢

同(千葉郡外二郡)

関川博道 篠田有徳 鈴木敬介 川村彦三 鈴木莊三 吉野信 飯田鉄之助 山本安一
松戸(東葛飾郡)

浮谷権兵衛 茂木佐平治 後藤泰次郎 吉田甚左衛門 立沢捨五郎
佐原(香取郡)

飯田惣兵衛 石橋保 寺田憲 石毛嘉一郎 八木善助
銚子(海上、匝瑳郡)

大里庄治郎 岩井重兵衛 石上新藤 並木紋次郎 大枝十兵衛
東金(山武郡)

佐瀬篤郎 秋葉谷太郎 高橋源太郎 鈴木祥英 板倉幸進美
茂原(長生、夷隅郡)

猿田寛 浅野文治 星野市太郎 糸井佐太郎 木島義夫

木更津(君津郡)

平野清 吉堀正雄 山本与四郎 吉崎紋造 池田友一

北條(安房郡)

吉田千之助 鈴木作太郎 半沢良助 笹子七郎 真田太之吉

○山梨 県

甲府(甲府市)

細田武雄 大沢伊三郎 名取忠愛 松浦儀兵衛

同(東山梨外二郡)

小野美太郎 小野清兵衛 中込悌三 齋藤午吉 萩原平光

織沢(西八代外一郡)

一瀬伴三 若林鉄造 秋山芳治 天野延太郎 望月善長

韭崎(北巨摩郡)

鈴木泰作 生山若一 横森祐二郎 小尾正人 清水二万

都留(南北都留郡)

渡辺完治 長沼熊太郎 山口延勝 奈良重威 奥孫三郎

○栃木 県

宇都宮(宇都宮市)

篠原定吉 田中利三郎 篠崎龍太郎 福田理二郎

同(河内郡)

大塚虎之助 野口弥六郎 田中菊次 斎藤儀一郎 坪山多一郎

鹿沼(上都賀郡)

福田富士 神上治郎平 石塚孝太郎 渡辺佐平 峰村鍊一郎

真岡(芳賀郡)

平野良一 荒山久三郎 岩村周平 山口平兵衛 樋口貞四郎

栃木(下都賀郡)

小池新作 赤沢喜兵衛 岡田嘉右衛門 松本茂 長谷川調七 芹沢理一郎 五十畑幸作

大田原(那須外一郡)

新井万吉 大野寅三郎 増淵音一郎 高田常四郎 阿久津強平 飯島徳之助

足利(足利市)

荻野万太郎 秋間為八 小島久三郎 新下金四郎

同(安蘇、足利郡)

津久居彦七 島田嘉内 金井良作 津布久新八郎 関田嘉七郎

○茨城 県

水戸(水戸市)

弓削徳次 神永千代吉 川又銀蔵 久保清吉

同(東、西茨城郡)

川崎伝兵衛 笹目宗兵衛 倉品六右衛門 長谷川新兵衛 宮田英二 幡谷弁吉

太田(久慈外一郡)

小祝造酒之介 菊池武保 宮内庄兵衛 外池太一郎 富永剛一郎 猿田仙右衛門

松原(多賀郡)

二田籙 大高馬次 島崎稻之助 遠藤靖

麻生(鹿島外一郡)

戸島敬一郎 久保田義三 額賀豊蔵 磯山源吉 皆藤彦左衛門 小沼哲雄

龍ヶ崎(稻敷外一郡)

関口与右衛門 赤羽房兵衛 石引鼎 高谷芳夫 松田福太郎 鈴木長吉

土浦(新治外一郡)

張谷誠治 久保田平太郎 糸賀庄治郎 岡本儀兵衛 鈴木源太郎 大和田建三郎 鈴木兵吾

下館(結城外一郡)

山中實一 赤荻新太郎 五木田文右衛門 中島寛次郎 為我井賢二 堀江定一郎 増淵彦之助

境(猿島郡)

荒瀬栄次郎 村田文吉 熊木藤左衛門 奥村小三郎 諏訪斎治

○群馬 県

前橋(前橋市)

梅沢恵三郎 横川良助 結城徳蔵 河野要治

同(佐波、勢多郡)

星野源左衛門 大和貞次郎 柳沢竹次郎 下城雄策 高橋愛作 根岸楨太郎

高崎(高崎市)

根岸慶三郎 白田信次郎 原金吾 酒井金次郎

同(群馬外二郡)

清水光太郎 小金沢喜与治 櫛淵浪太郎 山口芳雄 阿部順三 清水岩次郎 吉田直次郎 星野幸次郎

小林彦七

中之条(吾妻郡)

桜井新太郎 増田万作 田村喜八 田中省一郎

沼田(利根郡)

桑原三之助 鈴木喜左衛門 木村政太郎 中島藤兵衛 桑原武一郎

桐生(桐生市)

岩崎誠藏 西山理作 金子清十郎 大島宗太郎

同(山田郡)

須永善輔 阿久津直三郎 小内巳三郎 長山庸平

館林(新田外一郡)

堀越義衛 松沢知司 引間大三郎 鯉沼治平 塚越与市右衛門 千金樂喜一郎

○大阪府

◇東

西(西区、港区)

加藤吉兵衛 筒井民次郎 和田弥兵衛 西川徳三 中田秀次郎 下村仁兵衛 山中清七 片岡孫助

小林吉松

南(南外二区)

大田和助 辻阪信次郎 鍋釜長次郎 小出熊治郎 近藤猶光 井筒政藏 高田音吉 河本幾太郎

新生民藏

北(北区、此花区)

須々木庄平 青田勝晴 黒田亀藏 加藤徳次郎 広谷新太郎 筒井音次郎 豊田保三 津田民藏

玉造(西成外四区)

丸谷外次郎 長尾徳太郎 野村亥之助 瀧川清太郎 池永辰次郎 若野豊造 松村清亀 米田友吉

茨木(三島、豊能郡)

井上真三郎 川端信次郎 郡正光 北村伊三郎 中川幾松

堺(堺市)

益田嘉平 上林栄吉 太田惣太郎 鶴原九一郎 大谷敬次郎

同(泉北郡)

古藤増次郎 久保茂三 船齋松次郎 西野真夫

岸和田(岸和田市)

岸村奇 浅田吉松 金納源十郎 村田宜寛
同(泉南郡)

粟師徳松 古妻嘉藏 脇阪清太郎 田中貞三 川端政繁
蜜田林(南河内郡)

今西勝治郎 戸谷録二郎 白井光次 佐藤省三 杉田密治
住道(中、北河内郡)

西村茂 白井直勝 大川新十郎 林利一郎 田中太一良 加藤庄三郎
○京都府

上京(上京区) 里見新三郎 百木伊之助 林駒次郎 渡部辰三郎 和田卯一郎 田畑庄三郎 中島重治
同(愛宕郡)

池田新兵衛 井口種次郎 高橋龍造
下京(下京区)

松本由之助 福井繁太郎 青木宗五郎 中村喜之助 前田嘉右衛門 高山与三吉 小西弁治郎
小笹弥三郎 北村平三郎

同(葛野郡) 伊藤芳太郎 笹井徳三郎 中原政太郎
伏見(乙訓外五郡)

中野種一郎 北川三右衛門 池本甚四郎 岡田弥一郎 藤永万太郎 井上英次郎 愛川金三
◇園部

福知山(天田、何鹿郡) 大槻參藏 高木半兵衛 片岡鉄之助 芦田佐吉 高倉平兵衛
官津(加佐、与謝郡)

布川徳藏 三上勘兵衛 森下儀助 尾藤庄藏 山内六太郎 土井市兵衛
◇峰山

○兵庫県 神戸(神戸市) 皆木積米 亀井類栄 長谷部真幸 後藤伸一郎 南陽二郎 白崎潤藏 森徳松 井上善吉
天皇順介 岡野貞次郎 有田徳次

西宮(西宮市) 辰馬勇次郎 藤井卯三郎 広井喜章 杉本松三郎
同(武庫郡)

伊丹(川辺、有馬郡) 辰井卯三郎 猿丸吉左衛門 若井茂兵衛 針谷直一郎 矢野武一 新井寅太郎
野路静夫 松本虎之助 粟生徳治郎 井関美海 梶谷清一 伴米太郎

同(尼崎市)

笹部彦太郎 橋本利平 岡沢良雄 岡本太郎兵衛
明石(明石市)

山本鼎一 苅西太助 福田正俊 松井研之亮
同(明石郡、美濃郡)

渡辺鼎 土居相吾 玉置福蔵 前田敬助 小林亀六 橋本梅太郎
同(武庫郡)

辰井卯三郎 猿丸吉左衛門 若井茂兵衛 針谷直一郎 矢野武一 新井寅太郎
社(加東、多可、加西郡)

土肥僧太郎 来住梅吉 宮崎仲藏 藤井滋吉 志方清一郎 岩本勘兵衛
加古川(加古、印南郡)

多木三良 中谷与吉郎 松本増吉 三宅利平 伊東賢
姫路(姫路市)

竹田孝 今井茂次 黒坂克次郎 永井宗三郎
同(飾磨、神崎郡)

平野亀之助 杉田木三二 山下常太郎 伊賀徳三郎 浅田李次
◇龍野

上郡(佐用、赤穂郡)
三上英果 司波尚太郎 本下桂二 松田久太郎 水島英雄

豊岡(城崎外二郡)

山本龜造 河本重利 植田栄助 平尾源大夫 瀧田清兵衛
和田山(養父、朝来郡)

成田貞次郎 田治米吉郎右衛門 浜野延蔵 鎌田三郎兵衛 西村直蔵
柏原(氷上、多紀郡)

須原次郎兵衛 荻野善五郎 片山永吉 樋口達兵衛 山川頼三郎 小林常三郎
洲本(津名、三原郡)

細川清一郎 伊郷長次郎 瀧川半兵衛 原口武一郎 広田和直
○奈良 県

奈良(奈良市)
木本源吉 倉田庄太郎 関甚吉 松井元淳

同(添上、生駒、山辺郡)
越智太兵衛 山中太兵衛 高橋治之 駒井藤平 依田忠一 大江未光

◇葛城
吉野(吉野郡)

岩本武助 木村熊次郎 北村宗四郎 大北源作 尾上六三郎
○和歌山 県

和歌山(和歌山市)

前田辰之助 清水積一郎 中井敷 有地光之助 八幡政吉
同(海草郡)

清水与兵衛 江川質純 田尻林之助 藤田徹 木本主郎

◇粉河

◇湯淺

御坊(日高郡)

湯川登 津村英三郎 湯川熊二郎 津村佐右衛門 岡崎幸次郎

田辺(西牟婁郡)

玉置繁吉 金谷治三郎 富家良造 田島喜人 永野經一

新宮(東牟婁郡)

栗栖平三郎 中口光次郎 尾崎栄之助 草加与兵衛 佐々木源六

○滋賀県

大津(大津市)

谷口賢次郎 藤沢弥三郎 近藤善吉 林治三郎

同(滋賀、栗太、野洲郡)

田原末吉 北村清一郎 里内新助 岩田栄太郎 金沢季三郎 仁志出五右衛門

水口(甲賀郡)

井田常藏 富田理一 奥田要作 渡辺守雄 林甚吉

八幡(蒲生、神崎郡)

山中兵右衛門 山本勝藏 山田平治郎 山中利右衛門 橋本二郎

彦根(大上、愛知郡)

広野織藏 宮内富次郎 西田庄助 藤居秀太郎 藤野嘉平

長浜(坂田外二郡)

杓水清次郎 横田立次郎 高畑友吉 樋口松藏 佐野真次郎 藤田甚左衛門

今津(高島郡)

井花伊右衛門 上原海老四郎 早衛貞一郎 福井万寿吉 前川理平

○福井県

福井(福井市)

吉江多吉 高桑文雄 伊藤由太郎 品ヶ瀬善太郎

同(坂井、吉田、足羽郡)

北野由右衛門 西島教榮 八木継太郎 山田弥三兵衛 池田七郎兵衛

大野(大野郡)

布川寛之助 梅田稔 白木治右衛門 松原五十三 山田三郎

武生(今立外二郡)

西川長治郎 岩堀嘉三郎 京藤長右衛門 湯淺徳太郎 山田仙之助 吉藤宇右衛門 吉川清

敦賀(敦賀、三方郡)

那須吉兵衛 大和田久兵衛 白崎卯太郎 宇野儀左衛門 藤本三佐
小浜(遠敷郡)

尾中理七 中崎源治郎 福井甚兵衛 川村辰之助 井上万次郎
○石川県

金沢(金沢市) 堀内金十郎 市村孫太郎 沢野外茂次 加藤義一郎 角谷儀太郎 清水兼之
同(石川、河北郡)

供田庄助 北潟久左衛門 吉田茂平 南手弥三郎 岩井嘉一 北川小右衛門

小松(江沼、能美郡) 藤岡与次郎 法師覚 山口宗一 坂本弥三郎 園山武平 篠原藤平

七尾(鹿島、羽咋郡) 川島菊太郎 三浦孝造 山岸常次 中谷秀一 宮城吉太郎 平場啓太郎

輪島(鳳至、珠洲郡) 布施丑造 数馬嘉一郎 小西兵五郎 竹端仁作 泉吉太郎

○富山

魚津(中、下新川郡) 藤井弥市 斎藤仁左衛門 島端幸次郎 相沢勘次郎 泉田利宗 板井文治

高岡(高岡市)

越野長二 四津谷貞次郎 荻布宗太郎 藁野権四郎

同(射水、氷見郡) 秋元伊平 堀野与右衛門 本川藤三郎 針山清三 麻生正藏

出町(東、西砺波郡) 小林彦四郎 吉田作助 清都幸次郎 桐山友吉 養島宗平 前川加久 山崎久一郎

○香川県 丸亀(丸亀市) 三谷助四郎 馬場甚三郎 片山伊平 野沢寛

同(仲多度外二郡) 景山熊定 丸井惣右衛門 宮本秋四郎 大石昌一 堀川嘉太郎 福岡一郎 香川金三郎

長尾(大川郡) 山本綾助 赤沢忠太郎 竹内秀輔 井出貢 国方清二

◇土庄 高松(高松市)

中村薫 赤尾好太郎 鎌田運 難波清平

同(香川、木田郡)

徳田源一 奴賀博 村尾文一 中村和七 岸本滋太

○ 徳島県

徳島(徳島市)

真鍋勇次郎 真鍋誠一 三輪正五郎 市橋九平

同(阿波外四郡)

松村泰助 内田阿曾太郎 佐野勇次郎 三並續 川真田万太郎 推野耕二

那賀(那賀、海部郡)

櫻野垣太郎 栗本純一郎 花岡源七 平田利太郎 大田重蔵

撫養(板野郡)

犬伏元貞 磯部昌雄 板東信樹 松浦九平 福田清平

◇勝町

池田(三好郡)

丸浦儀太郎 田岡由三郎 真鍋利三郎 丸浦彦重郎 山本照一

○ 高知県

◇高知

◇中村

◇須崎

◇赤岡

◇安芸

○ 北海道

札幌(札幌市)

本間久三 大瀧林之助 小笠原楠弥 助川貞二郎 奥田良平

同(郡部)

木下静一郎 中山武雄 加藤音五郎 竹村弥蔵 長佐古録太郎

函館(函館市)

太刀川善吉 兵頭榮作 梅本覚太郎 宮沢嘉貞 山口染平

同(郡部)

藤田市五郎 長岡喜作 川口昌三 足達敬太郎 稲川広光

檜山(檜山外五郡)

宮下和平 瀬戸太兵衛 加藤重兵衛 堀井龍太郎

寿都(寿都外三郡)

土谷重右衛門 荒谷福松 斎藤文兵衛 後藤春次郎

小樽(小樽市)

宮越伊七郎 岡田市松 土肥順太郎 稲葉林之助 笹田岩次郎

同(郡部)

阿部半平 中村穂吉 高野常吉 高田太八郎 本間重策

空知(空知外二郡ノ内)

多田源太郎 深見松太郎 小林米三郎 桜井良三 鈴木初次郎
 瀧川(空知外三郡ノ内) 五十嵐太郎吉 早川由太郎 根井清作 扶沢通正 春田弁瑞
 上川(旭川市) 岡田重次郎 齋藤仙次 伏見新太郎 桜井定市 齋藤弥三郎
 同(郡部) 奥野鹿之助 安井慎一 大西今太郎 杉本松次郎 山下甚藏
 名寄(上川、中川郡) 寺本辰次郎 土橋信江 荒木太三 中山寿太郎
 増毛(増毛外三郡) 浜本七左衛門 若林与三吉 浜本又一 中田鶴吉
 宗谷(宗谷、利尻、枝幸郡) 渡辺勝重 崎谷茂平 広沢惣吉 後衛佐吉
 室蘭(室蘭市) 坂北斗一 中島健次郎 宮幸助 栗林探吉 幸松秀三
 同(郡部) 林理作 坂豊吉 宮武藤之助 元岡嘉藤太 表和平
 浦河(幌泉外六郡)

西川岩二郎 奥田武夫 加地幸次郎 三島八郎
 網走(網走外三郡) 伊谷半次郎 伊藤伝右衛門 生駒保足 福永保次郎 楠瀬留次郎
 釧路(釧路市) 本山章一 中西六太郎 佐々木米太郎 両角栄治
 同(郡部) 金沢浜次郎 愛川雄次郎 秋葉又吉 三井玉三郎
 河西(河西、中川、上川郡) 佐藤喜代丸 宮本富次郎 作田太七郎 植村包栄 杉浦藤十郎
 根室(根室国) 兼古万吉 八木安太郎 西垣蕙一 佐々木亀吉
 ○ 宮 城 県
 仙台(仙台市) 針生久助 山田久右衛門 熊谷泰事郎 鈴木英三郎 菱沼清吉
 同(宮城外三郡) 平間弥五郎 松本健吉 大泉権太郎 佐藤松三郎 奥野太郎兵衛 阿部勘九郎
 古川(加美外三郡) 齋藤懐七 坂本敬一郎 森嘉太郎 佐々木吉四郎 富士東七 菅原東吾

築館(栗原、登米郡)

山田武四郎 佐藤義助 中島徳治 尾形季陽 伊藤三郎 伊藤秀治郎

◇志津川

石巻(牝鹿、桃生郡)

鈴木源助 武山一郎 松田義勝 木村泰 安倍龜治 西條軍一郎

大河原(柴田外二郡)

加川直吉 渡辺彦四郎 鈴木富太郎 大沼源太郎 竹川重右衛門 大沼万兵衛

○岩手県

盛岡(盛岡市)

金田一団士 山辺英太郎 中村省三 大矢馬太郎

同(岩手、紫波郡)

高橋百次郎 田沼甚八郎 菊池慶次郎 昆清藏

花巻(稗貫、和賀郡)

宮沢直治 吉田庄四郎 瀬川弥右衛門 照井源之丞 及川久次郎

水沢(胆沢、江刺郡)

大坂愛三 出口貞七 佐々木勝一郎 佐伯信 佐々木忠作

一関(西、東磐井郡)

人見鉄太郎 佐藤弥吉 佐藤喜八 佐藤秀平 皆川虎之助

盛(氣仙郡)

興津吉衛 伊東弥助 戸羽一 泉田伝治郎

遠野(上閉伊郡)

佐々木謙吾 村上順吉 丸木栄之助 吉田義雄 新里清十郎

下閉伊(下閉伊郡)

八重樫市右衛門 熊谷平次郎 山田庄助 菊池長右衛門 中村喜助

久慈(九戸郡)

中野清吉 松橋板五郎 久慈清輔 田高貴次郎

二戸(二戸郡)

小田島五郎 国分市郎 米津吉之助 田村茂一郎

○福島県

福島(福島市)

佐藤和右衛門 斎藤利助 阿部佐市 田鎖才治

同(伊達、信夫郡)

佐藤善右衛門 矢吹友右衛門 菅野五郎治 熊坂六郎兵衛 佐藤利助 武藤茂平

二本松(安達郡)

大河内千代太郎 鈴木久次郎 伊藤織 小松茂藤治 根本清左衛門

郡山(郡山市)

根本祐太郎 橋本万右衛門 福田和介 高田熊吉
同(田村、安積郡)

松永高之助 和高秀良 川又四郎 今泉与喜衛 青山政治

◇須賀川

◇田島

若松(若松市)

齋藤伍吉 横田平助 本田清吉 谷三兵衛

同(北会津郡、耶麻郡)

古川英之 石井清吾 矢部善兵衛 佐藤治郎兵衛 遠藤染藏

坂下(河沼、大沼郡)

高久源右衛門 荒川勝次 松本英一 佐治幸八郎 坂内丹四郎

白河(西白河、東白河郡)

瀬谷善藏 服部宗次郎 大谷五平 宗田利八 古市与平

平(石城郡)

青沼峰太郎 永山和平 谷口仁太郎 平松武 赤津庄兵衛

相馬(相馬外一郡)

大橋勝治 太田秋之助 小野貞吉 猪狩雄祐 齋藤龜作 馬場房時

○秋田県

秋田(秋田市)

戸島愿太 片屋永之助 田口松太郎 吉沢雄蔵

同(河辺、南秋田郡)

佐々木義久 村山喜一郎 渡辺全之助 三浦兼藏 沢木再吉

大館(北秋田、鹿角郡)

中田直哉 齋貞吉 木村作右衛門 田中伝吉 石川正治

能代(山本郡)

市川節治 三浦胖 安岡長四郎 島田豊三郎 杉本国太郎

本荘(由利郡)

猪股徳園 須貝久平 齋藤弥太郎 尾留川安彦 須田織之助

大曲(仙北郡)

板谷五郎左衛門 池田龜治 後藤高徳 佐藤金作 京野孝之助

横手(平鹿、雄勝郡)

片野重脩 土田万助 佐藤与五兵衛 柴田菱助 小川長右衛門

○青森県

青森(青森市)

上田幸兵衛 奈良左市 板倉嘉吉 淡谷忠蔵

同(東津軽郡)

德差敷 小倉十兵衛 津幡文長 竹内秋徳
鎌ヶ沢(西津軽郡)

長内長五郎 葛西麟平 原田豊次 島川一覚 三宅良臣
弘前(弘前市)

斎藤徹 宮川徳一郎 東海健蔵 桜庭秀輔
同(中津軽、南津軽郡)

高谷英城 佐藤清吉 後藤善三 西谷寿徳 長谷川宗一
五所川原(北津軽郡)

佐々木嘉太郎 津島文治 安田才助 阿部良一 長尾角左衛門
野辺地(上北、下北郡)

伊藤吉五郎 盛田徳太郎 益川東太郎 河野栄蔵 森又四郎
八戸(三戸郡)

松橋宗吉 山浦武夫 矢幅三次郎 石橋要吉 高橋庄七
○山形県

山形(山形市)
伊東清兵衛 稲田善三郎 高島潜五郎 大沼保吉

同(東村山、西村山郡)
相沢十市郎 金子仙太郎 柏倉九左衛門 押野源吉 鈴木英夫 鈴木与右衛門

楯岡(北村山郡)

大石郁太郎 須藤孝太郎 庄司信吾 森直秀 有路清蔵
新庄(最上郡)

近岡卯吉 小屋重蔵 川崎吉治 佐藤理吉 井上叔蔵
酒田(飽海郡)

荒木幸吉 青山嘉左衛門 須藤徳之助 佐々木朝吉 池田藤弥
鶴岡(鶴岡市)

小泉政宣 鈴木佐次平 江部大八 松井新蔵
同(東、西田川郡)
石川長右衛門 神尾政吉 加藤千代鶴 岩浪安蔵 原田与治兵衛 土門文吉

長井(西置賜郡)
長沼忠兵衛 丸川作平 青木源三郎 奥山源太郎 鈴木文右衛門

米沢(米沢市)
青木久吉 西沢徳太郎 鹿俣忠次郎 浜田忠喜

同(東、南置賜郡)
浜田五左衛門 安部芳作 石黒七三郎 増淵武兵衛 後藤卯左衛門

○愛知県
名古屋(名古屋市)

後藤新十郎 梅沢辰藏 大須賀源次郎 木村波三 葦沢陳平 荒川豊蔵 山田八十吉
後藤太助 渡辺福三郎 柴田祐一郎 栗本又次郎

同(西春日井、愛知郡)
水谷源助 天竺三郎 松沢清次郎 竹田馨太郎 寺島彦一郎

◇小牧
一宮(一宮市)
小島太左衛門 土川弥七郎 森林右衛門 田中利左衛門

同(中島、葉栗郡)
森政吉 山田佑一 後藤辰一郎 岩田吉兵衛 池田善之助 天野喜三郎

津島(海部郡)
友松信次郎 大橋菊次郎 服部治郎助 甚目秀治郎 富田岩吉 内藤守正

半田(知多郡)
瀧田貞一 川田兵三 鈴木市兵衛 間瀬富太郎 梅原半兵衛 竹内佐治

大浜(幡豆、碧海郡)
水野芳太郎 岩田以手紙 本多吉郎 神谷賢造 平岩安五郎 間瀬仲吉

岡崎(岡崎市)
深田三太夫 御宿喜太郎 千賀千太郎 早川久右衛門

同(須田、西加茂郡)

伊藤正道 小林作次郎 都筑峯太郎 橋本松次郎 深見林右衛門

田口(北設楽郡)
丸山嘉平 関谷守男 古橋源六郎 熊谷皓平

豊橋(豊橋市)
榊原弁吉 神野三郎 原田寛次郎 黒柳清次

同(渥美外三郡)
杉浦治六 野村重兵衛 中尾十郎 後藤長三郎 竹本長三郎 権田善 尾崎幸助

○ 静岡県

静岡(静岡市)
原木由蔵 平尾久晴 稲森誠次 白鳥健治 中村嘉十

同(清水市)
山田勝四郎 原田実 丑永重太郎 山本惣吉

同(庵原、安倍郡)
原保太郎 池田義太郎 山内順吉 山梨梅吉 狩野闔八郎

下田(加茂郡)
山本安一郎 鈴木忠吉 黒田重兵衛 依田四郎 真野巳之助

沼津(沼津市)
宇野秀吾 桑原雄平 森田泰次郎 長沢林平

同(富士、駿東、田方郡)

時田弘太郎 塩川太三郎 鈴木新作 森六郎 内田市郎左衛門 直井惣兵衛 平川信太郎

藤枝(志太、榛原郡)

加藤利八 鈴木義江 山口忠五郎 中村直次郎 小山儀助 池ヶ谷栄太郎

◇見付

浜松(浜松市)

鈴木幸作 村松茂友 市川安平 浅倉龜作

同(浜名、引佐郡)

次広小三郎 鈴木米太郎 石川沢太郎 棚木伸 鈴木長一

○三重県

津(津市)

川喜田四郎兵衛 田中林助 太田茂兵衛 橋井政吉

同(一志外二郡)

下津藤藤 永納良雄 岩崎鼎吾 稻垣勘四郎 奥井伊兵衛 村田源七

桑名(桑名郡、員弁郡)

平野助右衛門 伊藤長兵衛 森茂生 藤谷伝平 林邁

四日市(四日市市)

西口利平 三崎綏 森寺喜兵衛 九鬼紋十郎

同(三重、鈴鹿郡)

片岡徳松 田中善太郎 伊藤三郎 平井利一 森為吉

松坂(飯南、多気郡)

東谷泰 弓矢茂三郎 辻直吉 三宅平蔵 油田篤太郎 竹川信太郎

宇治山田(宇治山田市)

西田周吉 村田仙右衛門 河村清兵衛 杉本八郎兵衛

同(志摩、度会郡)

角佐五右衛門 喜多大郎右衛門 松田茂雄 喜多喜久次 作田久一

上野(阿山、多賀郡)

木津慶次郎 富島庄 安倍多計志 関田義臣 吉岡健三郎 松田金松

尾鷲(北牟婁郡)

遅水健治郎 西田常藏 土井忠兵衛 栗原実也

木本(南牟婁郡)

南為太郎 鈴木長九郎 森本丑太郎 池田忠寛

○岐阜県

岐阜(岐阜市)

千種治平 箕浦宗吉 中川三右衛門 林六蔵

同(稲葉、羽島、本巢郡)

村沢源市 平光四郎 大野鏝二 杉山銓二郎 大野権右衛門 土屋小六 野々木佐一郎
大垣(大垣市) 石井駒次郎 鈴木利太 国枝嘉一 赤尾三之丞

同(不破外四郡)

細井孝太郎 棚橋五郎 広瀬武一 松原純一 石原敏雄 菱田尚一
關(武儀、加茂郡)

村井貞助 吉田常三郎 木村泰助 梅田小兵衛 大川金吾 福井兵十郎
郡上(郡上郡)

鷲見源四郎 中島金治郎 鷲見甚造 武藤互三 仲上忠平
多治見(可児、土岐郡)

林伊兵衛 加戸徳三郎 加藤敬一 近藤匡文 若尾正兵衛
惠那(惠那郡)

田口伊三郎 間鶴助 鶴見敬五郎 早川定四郎 三宅弁次郎
高山(益田外二郡)

村沢伊三郎 天木安之 宇野増次郎 土川宗左衛門 福田吉郎兵衛 住幸謙
○長野県

長野(長野市) 横田文五郎 新井昇 楠木正慶 松橋久左衛門

同(更級、上水内郡)

宮崎万平 増田要松 高橋休三郎 酒井謙助 山本音十 南沢源之助
岩村田(南、北佐久郡)

井出今朝平 森泉三代太 柳沢禎三 島田喜助 黒沢剛 小林喜三郎
上田(上田市)

伊藤伝兵衛 港沢一郎 石森治三郎 柳沢寛八
同(小県、埴科郡)

山崎幸助 小井土周造 児玉糸一 伴雄三郎 柴崎新一 遠藤用治郎 田中忠兵衛
上諏訪(諏訪郡)

上田晴雄 宮坂作衛 永田五七 小口今朝太郎 大久保要四郎
伊那(上伊那郡)

林譲 小野三雄 埋橋桑衛 樋代準平 大槻文雄
飯田(下伊那郡)

代田二郎 柳沢賢宗 浜島諒 中島鉄二郎 野原文四郎 市瀬泰一
西筑摩(西筑摩郡)

川合勤助 中村豊八郎 大島伝八 湯川寛雄 塚本清一郎
松本(松本市)

細萱茂一郎 平林荘治 小松伝次郎 折井政之丞

同(南安藝、東筑摩郡)

中村峻作 伴政治 望月國俊 百瀬義政 飯田慶司 堀内實一郎 滝沢久馬雄

大町(北安藝郡)

清水鎮雄 内山正次 福島幸重 太田与平 薄井貞一郎

中野(上高井外二郡)

田中邦治 宮崎与平 宮沢貞助 小林万次郎 牧野長蔵

○新潟県

新潟(新潟市)

幸田慶三郎 花沢平次 斉藤庫四郎 富岡弥八郎 知野勝弥

同(中蒲原、東蒲原郡)

鈴木實五郎 島山恭助 関塚惣吉 平田豊次郎 野沢吉太郎 服部暢平

新発田(北蒲原郡)

近實一郎 吉川正作 白井秀吉 永井庄吉 本間百在門 八田三代志

巻(西蒲原郡)

森山耕田 伊藤栄一 多賀芳延 松井広 山田助作 伊藤丑二郎

三条(南蒲原郡)

源川万吉 田下政治 浅野龍平 佐野貞助 渡辺貞一

◇長岡

小千谷(北、南魚沼郡)

西脇新次郎 中野為治 桜井庄平 鈴木峻三郎 目黒徳平

十日町(中魚沼郡)

関口詳次 岡田正平 田口米蔵 内山之内 古沢彦策

柏崎(刈羽郡)

二宮伝右衛門 田中健吉郎 安沢正治 近藤友一郎 大塚国威

高田(高田市)

丸山庄五郎 吉田休治郎 有沢富太郎 山下五郎三郎

同(東、中頸城郡)

大島文治郎 塚田三太郎 青山市治 大塚吉太郎 服部正健 内山豊八

糸魚川(西頸城郡)

白石吉蔵 田原与吉 高島順作 白沢治太右衛門 伊藤建蔵

村上(岩船郡)

吉田吉左衛門 瀧波重平 本間治右衛門 斉藤龍弥 渡辺三左衛門

相川(佐渡郡)

村岡幸蔵 本間長治 金子太郎平 佐々木查 椎野広吉

○広島県

広島(広島市)

奥本鉄漢 大石長次郎 久保田栄次郎 井上勝美 岩崎永助 栗勝一郎 吉村伊三郎
同(佐伯郡)

吉田五一 伊藤只一 梅林義一 山西鴻三 一本杉喜代造
吳(吳市)

山崎幾松 井上弥三郎 足利寛一 原山直兵衛 福島三治
同(安芸郡)

野間八郎 村井政一 水野関松 白倉徳三郎
可部(安佐、山県郡)

戸田宗三郎 小野保五郎 中田雅一 木下洋介 栗元宝
吉田(高田郡)

稲田一城 西名義之助 黒川静 河野貞雄 日野易造
西条(加茂郡)

神笠一馬 渡辺精雄 大石菊次郎 原田有恒 堂面文衛
忠海(豊田郡)

丸尾坂之助 古玉寿太郎 池田嘉太郎 柴田武一郎 望月都吉
尾道(尾道市)

富永寅一 手塚虎藏 西原善平 藤田伊太郎
同(御調郡、世羅郡)

柏原虎太郎 瀬尾吉兵衛 定森違 小川喜一郎 中川松吉

福山(福山市) 河相三郎 大平要太郎 坂本政七 安部和助

同(深安、沼隈郡) 重政近太郎 三吉奎右衛門 石井英雄 平櫛又策 門田兵右衛門

府中(芹品外二郡) 福原寅吉 安原清三郎 小川利八 小坂正夫 柳父治太郎

三次(双三郡) 長岡純一 和田英逸 榎永鉄之助 加藤戸一 中本又市

◇庄原 ○山口県

山口(吉敷郡) 河崎島一 鰐石信一 重富禎藏 林市五郎 升本九一 山下主税

岩国(玖珂、大島郡) 福田清一 新納新吉 森生権輔 松井藤吉 塩屋直三郎 嘉川兼藏

徳山(都濃、熊毛郡) 玉井延一 山本庸彦 中村保一 岩山清三 田原清助

三田尻(佐波郡)

吉武繁一 森川房太郎 山根壯太 佐藤直作 片山伝助
厚狹(宇部市)

新川元右衛門 国吉信義 金野庄吉 真宅正一
同(厚狭郡・美祢郡)

野田忠治郎 三浦吉次 田辺謙 長田吉良 萩野源四郎 村谷喜市郎
下関(下関市)

小川晋之輔 松尾由介 三井潔 中土屋伝太郎 松永幸作
同(豊浦郡)

林彦一 富田恒祐 藤村嘉右衛門 吉村政次郎 磯部国四郎
萩(阿武、大津郡)

浅海半助 厚東常吉 南方良輔 大永与右衛門 白木清吉 阿川与作
○岡山県

岡山(岡山市)
赤木金三郎 福岡末造 大江寿三郎 山上岩二 島山丈太郎
同(御津郡)

佐藤馬之丞 大森喜市 後藤伸太郎 黒住豊四郎
瀬戸(和氣、赤磐郡)

玉野知義 延原洞策 吉岡京平 菅形恵之治 原田重吉

西大寺(上道、邑久郡)

伊原利七 日下部昇 斎藤伝三郎 石井卯次郎 小箕順二

◇味野

倉敷(都窪、吉備郡)

船曳貞治郎 綱島吉一郎 森安熊吉 角野要平 大森本衛

玉島(浅口郡)

山本久一郎 龜山直三郎 佐藤恒夫 金光文孝 矢部甚平次

笠岡(小田、後月郡)

内海章二郎 石井始三郎 三浦益一郎 柳本貞策 片山茂久太

高粱(川上、上房郡)

難波又四郎 池上仙二郎 大月荘太郎 難波五郎一 長尾佐助

新見(阿哲郡)

宮田重五郎 萩野繁太郎 太池百治 田原仙太郎 前田嘉次郎

◇久世

津山(苫田、久米郡)

岸忠佐久 苅田静二郎 岸本種次郎 北敏行 小山伊三郎

英田(勝田、英田郡)

池上慶太郎 皆木菊作 額田治郎 武田林治郎 香山巖

○鳥取県

鳥取(鳥取市)

松谷幸之亮 福田勝藏 小谷信行 楠城嘉一

同(八頭、岩美、気高郡)

石谷源十郎 西尾柳右衛門 安東哲次郎 尾崎喜衛 三谷富藏 森十治

倉吉(東東伯郡)

榎友太郎 竹藏万藏 小椋重朗 山里千賀藏 酒井虎藏

米子(西伯、日野郡)

石原以波保 近藤順一郎 入沢廉 門脇才藏 神庭政七 矢木賀市 永見億次郎

○島根県

松江(松江市)

土谷連之助 田中助次郎 福村弥一郎 森山勇助

同(八束、能義郡)

野津運一 斎藤源之助 奥野政次郎 松本雄市 前田忠一

大東(仁多、大原、飯石郡)

速水文太郎 藤井信之助 岡崎喜一郎 原秀 田部權之助

今市(鏡川郡)

吉田省三 江角興義 久津名為次郎 大谷弥吉 今岡照次郎

大森(安濃、瀨摩郡)

揖野脩常 木村尚徳 恒松謙介 土江忠治郎

川本(邑智郡)

三上隣之助 三上五一郎 神田富太郎 洲浜小市

浜田(那賀郡)

染田順三郎 戸津川秀夫 岡本俊人 佐々田亮一 山藤卯太郎

益田(美濃、鹿足郡)

増野正 右田三吉 又賀善助 河村七右衛門 村上定次

西郷(周吉外三郡)

奥村友太郎 高井貞治 尾関由若 斎藤次夫

○愛媛県

松山(松山市)

岡田源之助 石丸富太郎 岡野音弥 福島忠太郎

同(温泉外二郡)

仙波茂三郎 松岡万三郎 茂川啓次郎 本多敏 近藤正平 伊賀亀吉 二宮伊十郎

今治(今治市)

原島鑑吉 深見為之助 八木春樹 野間岩造

同(越智郡)

猪野伝太郎 今井朝之 口玄作 村上紋四郎

◇新居

◇大洲

八幡浜(西宇和郡)

高橋万太郎 浅井重平 佐竹岩松 得能種蔵 田原宇之助

◇卯之町

◇宇和島

○熊本県

◇熊本

◇高瀬

◇山鹿

◇宮地

◇八代

◇人吉

◇天草

○福岡県

福岡(福岡市)

木梨久太郎 山本次三郎 関佐介 真鍋甚計 許斐儀助 吉安源太郎

同(筑紫外四郡)

中村堅太郎 土斐崎三右衛門 安河内藤太 三島藤太 箱崎甚一郎 榎崎頭三 河辺精一 河辺文

二郎 有吉勝三郎

遠賀(若松市)

平野幸太郎 金庭治良兵衛 吉田伝七 高梨二郎

同(八幡市)

小田一一 尾郷角太郎 芳賀茂 金森善太郎 諸藤静雄

同(戸畑市)

小林為之助 竹内助四郎 小林太作 前田仁太郎

同(遠賀郡)

望月康太郎 岡部龍太郎 野村利助 嶺要一郎 清水吉之助

直方(嘉穂、田川、鞍手郡)

渡辺胤築 日高政太 許斐安太郎 村上福太郎 戸渡昇 篠崎田之助 石井徳久次

久留米(久留米市)

中川喜次郎 井上芳太郎 金原茂太郎 近見芳太郎

同(浅倉、浮見、三井郡)

平田千代松 林田隆寿 杉田寛一 石橋襄 河原猪助 大場謙造 大隈清孝 多田勇雄

◇大川

八女(八女郡)

高橋益造 川島忠三郎 野田実 吉田重実 鶴田邦太郎
大牟田(大牟田市)

藤村鏡 白田久内 田仏七藏 平山喜緑
同(三池、山門郡)

猿渡政一郎 目野忠治 村石慎一 中村敏止 江頭次平
小倉(小倉市)

野島寅八 萩原助太郎 西川嘉吉 尾渡力
同(門司市)

安田攀二 中村新吾 安藤勇四郎 梅月口太郎 高村安治
同(企救郡)

富士本登一 清水茂 生井太郎吉 中村新吾 唐生惟義
行橋(京都、築上郡)

龜山清太郎 大木熊太郎 織田瀧次郎 定村匡祥 和田謙二 島益次郎
○ 大分県

大分(大分市)
中村守 磯崎徳三郎 福崎武三郎 清水準一郎

同(大分郡)

小野猪六 帆足俊作 得丸善三郎 横山吉五郎 宮崎龍平
国東(東国東郡)

重光信男 一井源吉 土谷助市 溝部潤策 岡村万吉
日出(別府市)

岩尾米造 安達仲藏 池部守松 平尾謙平 片山民治
同(速見郡)

大塚安雄 小野善一郎 高野順一 高橋弥吉 綾部嘉七
臼杵(南、北海郡)

染矢恬次郎 清田発藏 高見嘉次郎 出納甫吉 仲野時太郎 河野喜一 久家常藏
三重(大野郡)

玉田弥市 赤嶺益喜 後藤善三郎 秦種親 鶴原勝三郎
竹田(直入郡)

大津音一 龜島清太郎 工藤武馬 川口万吉 志賀二三
日田(玖珠、日田郡)

橋爪安彦 岩尾昭太郎 古賀章吉 中島竹藏 森島繁七郎 梅木房吉
中津(下毛郡)

百留休次郎 東岩二郎 山口繁吉 白岩行太郎 江洲栄
四日市町(西国東、宇佐郡)

野村力蔵 高橋常市 渡辺達也 久次茂六 佐藤尊五郎 了戒理一

○長崎県

長崎(長崎市)

山田耕 高見松太郎 高村万作 益崎滋 有川吉之助 中村嘉一郎 相川宅十郎

佐世保(佐世保市)

石橋信雄 一ノ瀬静夫 飯盛信雄 矢次喜三郎 寒村寿吉 山口寛

同(東彼杵郡)

平岡仁三郎 長与四治 上野門造 立石弥右衛門 中山内隆

島原(南高来郡)

品川幸四郎 松尾彦雄 塚島吉三郎 馬場喜一郎 本多市郎

◇平戸

福江(南松浦郡)

西村久之 小川善兵衛 榊田富三 平山政八 田中文助

武生水(老岐郡)

目良信助 原田卯八郎 松島康夫 田口貞十郎

厳原(上、下県郡)

太田伝三郎 朝鍋信一 小島卯吉 竹田次太郎

○佐賀県

◇佐賀

唐津(東松浦郡)

山村直太 池田善太郎 吉村耕太郎 平松与市 松本正秋

武雄(杵島外二郡)

大串又左衛門 牧瀬再市 野口勇 井手又次郎 井手虎治 梅崎繁馬

○鹿児島県

鹿児島(鹿児島市)

田中慶次郎 黒木正之助 市来彦吉 稲松貞一郎 中村与吉

同(日置、鹿児島郡)

中尾金八 塀金光 元山藤太郎 伊牟田良之助 四元泰治

知覧(指宿、河辺郡)

中村猪之助 山之内嘉也 松崎矢市 中村雄助 児玉栄樹

◇隈之城

加治木(伊佐、始良郡)

新名忠 国生周内 川畑熊太郎 白井平一郎 竹之内十八 宮原栄彦

岩川(贈於郡)

和田平次郎 新堂栄吉 大津大助 池田源太郎 藤島盛蔵

鹿屋(肝属郡)

峰崎經吉 田野辺信義 川畑銀藏 市來武彦 小野善吉
◇種子島

大島(大島郡)

宮原清二 積富長碩 生駒勇 児玉平 池田敏之

○宮崎県

宮崎(宮崎市)

小野原弘 住江誠秀 中村常三郎 多田有機

同(宮崎、東諸縣郡)

杉田英逸 弓削則方 川越一二 大川弥平次 横山安太郎

飫肥(南那珂郡)

隈本所平 川添勇太郎 杉本房吉 木村謙一郎 水元信一

都城(都城市)

瀬戸山豊吉 江夏岩吉 小林熊太郎 熊原重太郎

同(西、北諸縣郡)

鶴丸實一 森長興 後藤宗助 原口嘉右衛門 持永善市 谷口直右衛門

高鍋(児湯郡)

村山捨次郎 黒岩正 黒木福次 児玉亀太郎 多田藤吉

延岡(東臼杵郡)

橋口隆吉 高森藤市 三宅忠巳 甲斐鹿治 工藤文三郎

高千穂(西臼杵郡)

佐藤拙也 田中米吉 小手川善次郎 甲斐勝美

○沖繩県

那覇(那覇市)

久高喜頭 浜田弥十 城内恒薄 平尾巳之吉

同(郡部)

比嘉龜舜 粟國永伝 知念誠助 仲吉朝助

国頭(国頭郡)

井料利右衛門 高尾野和七 平良真順

宮古

渡山愛潤 上原仁徳 大野八十六

八重山

与那原孫慶 浦添為良 宮良当明

〔税〕第三卷 第八号、第一一号、大正一四年八、十一月

〔第三卷第九号は、国立国会図書館所蔵〕

57、大正14年 所得審査委員・補欠員選挙状況 (東京税務監督局)

◎所得審査委員選挙状況

当局所轄内所得審査委員及補欠員ノ選挙ハ、七月二十九日当局ニ於テ之ヲ執行セリ、選挙状況左ノ如シ

- 一 投票時間 七月二十九日 自午前十時 至午後三時
- 二 開票時刻 同日午後三時十分
- 三 立会人 永代橋税務署所轄内 所得調査員 徳田昂平
京橋税務署 同 吉田幸次郎
- 四 選挙有権者数 四百六人
- 五 投票人員 三百八十八人 外、使ヲ以テ投票ヲ送致シタル者一名アリ
- 六 投票ノ総数 審査委員 三百八十八票
補欠員 三百八十二票
- 七 無効投票 ナシ 但シ郵便ニ依ルモノニシテ投票時間後配達トナリタルモノ四通アリ
- 八 被選挙人毎ノ得票

府 京 東	府 東 京	府 東 京	府 東 京
得票数 八八	得票数 一七	得票数 一七	得票数 一七
氏名 田村藤兵衛 栗田三蔵 松村金兵衛 岡野幸二	氏名 田辺徳五郎 佐野義順 小野俊三 中村六三郎	氏名 田村金兵衛 徳田勝重 栗田三蔵 猪俣庄右衛門 小林文之助 万代庄也 法木徳兵衛 田村藤兵衛 徳田昂平 島田辰太郎	氏名 松村金兵衛 松村金兵衛 猪俣庄右衛門 小林文之助 万代庄也 法木徳兵衛 田村藤兵衛 徳田昂平 島田辰太郎
得票数 八八	得票数 一七	得票数 一七	得票数 一七
氏名 田村藤兵衛 栗田三蔵 松村金兵衛 岡野幸二	氏名 田辺徳五郎 佐野義順 小野俊三 中村六三郎	氏名 田村金兵衛 徳田勝重 栗田三蔵 猪俣庄右衛門 小林文之助 万代庄也 法木徳兵衛 田村藤兵衛 徳田昂平 島田辰太郎	氏名 松村金兵衛 松村金兵衛 猪俣庄右衛門 小林文之助 万代庄也 法木徳兵衛 田村藤兵衛 徳田昂平 島田辰太郎

府 東 京	府 東 京	府 東 京	府 東 京
得票数 二二	得票数 一七	得票数 一七	得票数 一七
氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛	氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛	氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛	氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛
得票数 二二	得票数 一七	得票数 一七	得票数 一七
氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛	氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛	氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛	氏名 名取忠愛 松浦儀兵衛

九 当選者ノ住所氏名

所得審査委員

東京府東京市京橋区三十間堀二ノ九
 神奈川県横浜市神奈川一〇八四
 埼玉県南埼玉郡久喜町久喜新三七〇
 千葉県長生郡長柄村国府里二二八
 山梨県甲府市山田町八
 栃木県宇都宮市押切町一八
 茨城県久慈郡久米村大里一一〇
 群馬県前橋市諏訪町五七

田村 藤兵衛
 田辺 徳五郎
 榎本 善兵衛
 木島 義雄
 名取 忠愛
 篠原 定吉
 富永 剛一郎
 梅沢 恵三郎

補選員

東京府東京市神田区佐久間町二ノ八
 神奈川県川崎市東町二ノ八
 埼玉県秩父郡高篠村定峯一三六
 千葉県君津郡竹岡村竹岡一
 山梨県甲府町桜町六五
 栃木県芳賀郡益子町益子九九
 茨城県真壁郡下館町甲八七四

松村 金兵衛
 鈴木 庄三郎
 新井 源亮
 池田 友一
 細田 武雄
 平野 良一
 中島 覚次郎

群馬県高崎市宮元町八八

根岸 慶三郎

(昭43 東京 70 15)

58、大正14年 法人講習会状況

◎淀橋署法人講習会状況ノ件

法人講習会状況(大正十四年八月廿一日、淀橋署申報)

一、講習要目 会社帳簿ノ記載方法及第一種並第二種所得税法

一、会 期 自八月十三日 至二十日 毎日自午前八時 至同十時半

一、会 場 在淀橋町豊多摩郡役所楼上

一、会 員 淀橋署管内会社ノ代表者事務員七十名

一、講 師 楠田局属

一、概 況

本講習会開催ノ趣旨ハ、従来各署ニ於テ試ミタルモノト同様、第一種及第二種所得税法ノ大要、課税標準並税額ノ計算方、申告並支払調書ノ提出方ヲ周知セシムルハ勿論、主トシテ帳簿不備ノ会社ニ対シ帳簿ノ記載方ヲ知得セシメントスルニ在リタルナリ

当署ニ於ケル会社帳簿ノ不備ニ基ク第一種所得ノ認定決定件数ハ毎年度総決定件数ノ三割乃至四割ヲ占メ、其ノ実地調査ニ要スル手数決定後ノ苦情ニ対スル応対ニ依リ、事務能率ヲ害スルコト尠ナラサルノミナラス、

近來稅務代弁ノ簇出ニ依リ斯ル帳簿不備ノ会社ニ在リテハ、甘言ヲ以テ多額ノ手数料ヲ徴セラレ、其ノ負担ノ倍加ニ苦シミ、弥々稅務ニ對スル反感ヲ助長スルノ傾向アリ、依テ事務處理上及官民意思ノ疎通上稅務署力進シテ会社ヲ指導誘掖シ、以テ完全ナル帳簿ヲ整備セシムルコトノ極メテ緊急事ナルヲ認メ、先ツ其ノ二歩トシテ帳簿記載方ノ講習會ヲ開催スルニ至リタルモノナリ

当初本講習開催ノ趣旨ヲ各会社ニ通知スルヤ、出席ヲ希望スルモノ百十余会社ニ達シタルモ、會期變更等ノ都合ニ依リ事實出席者ハ其ノ七割ニ過キサリシハ遺憾トスルトコロナルカ、出席者ノ聴講振ハ終始極メテ熱心ニシテ、講師モ亦講演要領二冊ヲ配布シ講述スルトトモニ、時々練習問題ヲ謄写配布シ説明スル等努力ノ結果、簡單ナル帳簿ノ記載方法及稅法並取扱ノ要旨ハ略之ヲ了解シタルカ如ク、今後ノ申告並支払調書ノ提出等ニハ相当ノ効果ノ見ルヘキモノアリト信ス

(昭43 東京 70・15)

59、大正14年 町村に對する稅務通信

◎町村ニ對スル稅務通信ノ件(大正十四年九月二十四日八幡稅務署長)(大阪局報ヨリ転載)

稅務行政ヲ町村當局者ニ諒解セシムルト同時ニ、稅務署ト町村役場トノ連絡ヲ図リ、以テ稅務執行ノ円滑ヲ期スル為メ、大要左ノ要項ニ依リ稅務ノ秘密ニ関セサル事項ヲ「稅務通信」ノ名ヲ以テ隨時町村役場ニ通信スルコトトシ、其ノ第一信トシテ別紙通信致候

右為御參考及申報候也

町村役場ニ對スル稅務通信ノ件

稅務行政ヲ町村役場ニ諒解セシムルコト、同時ニ稅務署トノ稅務執行上ノ連絡ヲ図ル為メ、大要左ノ各項ニ依リ町村役場ニ對シ隨時稅務通信ヲ為スコト

- 一 稅務通信ハ大体左ノ事項ニ付テ為スコト
- イ 直接國稅ニ関スル申告申請ノ狀況
- ロ 間接國稅ニ関スル申告及犯則者ノ狀況(主トシテ自家用醬油及印紙稅等)
- ハ 各納期ニ於ケル納稅ノ狀況
- ニ 稅務行政ニ関スル施設又ハ其ノ成績ノ狀況
- ホ 稅務行政ニ関シ一般ノ注意ヲ喚起セシムル要アル事項
- ヘ 統計其他稅務ノ秘密ニ屬セサル事項ニシテ有益ト認ムル參考事項
- 二 稅務通信ハ平易ナル文章ヲ用ヒ謄写版ニ付シ、其ノ時々町村役場ヘ送付スルコト
- 三 各課長ヲ以テ通信主任ニ充ツ、通信主任ハ隨時其ノ課ニ屬スル通信ヲ起案シテ署長ニ提出スルコト
- 四 稅務通信案ハ庶務課長ニ於テ保管スルコト

稅務通信 第一信(大正十四年九月二十四日)

石野八幡稅務署長

はしがき

稅務行政の上から見れば、國家の徵稅機關である稅務署と、自治体の行政機關である町村役場とは、實に唇齒輔車の關係があるのであります。今日の稅務行政は町村役場の協助に俟つ處が尠くないのであります。又思想問題として

重大である国民納税思想の涵養と云ふ点から見ましても、町村当局と税務当局とは俱に手を携へて事に膺らなければならぬことは、謂ふ迄もなりこととあります。夫れにはお互に意思が良く疎通してゐなければならぬので、意思を疎通させるにはまづ税務行政の実際の有様を知つて戴くことが捷徑だと存じまして、今後は税務行政上参考になる事柄を随時お知らせすることに致します。「税務通信」は此使命の一端を果すために生れたのであります。之に依つて税務を御諒解下さる処がありましたならば、為邦家満足に堪へない次第であります。

○所得申告の状況 本年は調査委員の選挙があつたので、比較的申告が多かつたのであるが、未だ左表に示す如く其の成績は良好ではありません、殊に申告者の数に於て良好でない許りてなく、申告の内容を見ると誠実な申告が甚だ少いのであります、所得額を決定するには成るべく申告を尊重する方針を採ておますから、将来は正直に實際を計算して申告する様に一般の自覚を望みます。

大正十四年第三種所得申告の状況

決定納税人員	申告人員		決定人員ニ対スル 申告人員ノ割合
	四期限迄ニ申告ノ者	期限後申告	
三、三六八	二、八五六	三九	計
		二、八九五	八五九
			百分割

○家族及保険料控除申請の状況（本年の成績）

所得納税者の家族で六十歳以上の者、十八歳未満の者及不具者等がある場合、並に生命保険料の払込を為す者は、四

月中に所得の申告を為し同時に控除の申請を為せば、所得軽減の特典に浴することは御承知の通りであるが、本年の成績は左表に示す通りであります、未だ此規則のあることを知らなかつたり、失念してゐたり、或は前年一回出せば本年は必要がないと誤解したり、又所得金額八百円未満の無効の申告をしたり、實際に所得を計算して見ずに自分は八百円の所得が無いからと云ふ様な考で申告を出さなかつたりしたりした為めに、此特典に浴することが出来なかつた気の毒の人もあります、税務署では税法の趣旨を広く知らしめて法の特典に浴せしめたいと努力してゐるのでありますから、機会ある毎に一般にお知らせを乞ふ次第です。

(イ) 控除の結果、納税義務なきに至りたる者	七七八人
此所得金額	五七六、三〇九円
(ロ) 控除の結果の軽減せられたる者	二、一七六八
軽減された所得額	二五九、七二二円
合計（特典に浴したる者）	
納税人員	二、九六三人
所得金額	八三六、〇三〇円

○土地測量法講習会の状況

予て御賛同を得ました土地測量法講習会は、開催地町役場の非常なる御配慮により、予定の如く左の日数と科目にて開催しましたが、講習員は二百十六名に上り熱心に講習を受けまして、相当の成績を挙げることが出来ました、今後は土地の異動申告其他の測量に該講習生を利用して欲しいことを希望します、殊に青年団より選抜せられた講習員諸君を利用して一部落又は大字の地図の完成を期する等は、青年団の記念事業としても最も有益と信じます。

土地測量講習会開催地其他

開催月日	会場	講習期間	科目及講師
自九月七日 至 九日	八幡町	三日	地租法概念 石野署長
自九月十二日 至 十四日	八日市町	三日	測量法 浜村属 奥田属
自九月十五日 至 十七日	日野町	三日	申請申告書作製方法 小川属
講習生内訳			
町村吏員	土地整理委員	青年会員	其他
三四人	二〇	一六一	計
			二一六

(昭43 東京 70-15)

60、大正14年 所得申告書に見る税務署への希望事項

◎所得申告書二頭ハレタル税務署へノ希望事項(大正十四年九月 淀橋署長申報)
納税者ノ声ヲ聞カントスル一試トシテ、本年分第三種所得申告書中税務署へノ希望事項欄ニ記載ノモノヲ内容ニ依リ分類致シ候処、大体左記ノ通ニ有之候、御参考迄ニ右及申報候也

追而、記載事項ニハ本人ノ誤解或ハ無智ニ基クモノ、又ハ其自体ニ於テ矛盾セルモノ、不能不当不正ニ属スルモノ等種々有之候モ、之ヲ取捨ヲ為サス大体原文ノ儘ニテ忠実ニ全部ノ意見ヲ網羅登載致シ置キ候ニ付申添候

四月中所得申告総件数

一七、七〇八

内 税務署へノ希望事項記載ノモノ

二、四二九

内訳

- 一 前年決定額ニ対スル異議其他 一七三
- 二 所得内容ニ対スル説明及決定ニ対スル希望歎願 一、四六五
- 三 住居所地(納税地)ニ就イテ 一一四
- 四 氏名誤記家族異動其他ニ就テ 一一二
- 五 申告・申請用紙ニ就イテ 八二
- 六 税務署事務ニ対スル改善其他希望事項 六九
- 七 徴収事務ニ就イテ 一四〇
- 八 法令改廃ニ関スル事項 四三
- 九 其他雜件 二三一

一 前年所得決定額ニ対スル異議其他

一 所得カ多過キマス、〇〇位ニ減シテ下サイ

一 前年ハ何々ノ誤謬カアリマシタ、本年ハ左様ナ事ノナイヤウ

一 誤謬訂正ノ場合ハ所得減ノ通知バカリデナク、其レニ対スル税金ハドウナルノカ御知ラセ下サイ

一 前年誤謬訂正ヲシテ頂キマシタカ、税金ハ未タニ下戻シニナリマセン、トウナルノテセウ
所得内容ニ対スル説明及決定ニ対スル希望或ハ歎願

二 震災デヤラレタモノデス、手心シテ下サイ

所得ハ前年ト變リアリマセン

所得ノ前年ト相違シテルノハ何々テアリマス

一 營業税ノ決定ハ不当デシタ、所得ニ就イテハ考ヘテ下サイ

病人ガアルカラ、マケテ下サイ

一 正直ナ申告ダカラ是認シテ下サイ

一 予算ガ解カリマセヌカラ、ヨロシク

一 職人デ審方ガ解カラヌカラ、間違ツテ居テモカンベンシテ下サイ

一 家賃幾何、間口何間、奥行何間位デス

一 本年デ負債ハ済ミマス、今年ダケ大目ニミテ下サイ

一 年三〇円位ナラバ税金ガ納メラレマス、其位ニシテ下サイ

一 不景氣デスカラ・・・

一 小供カ多クテ困ツテ居リマスカラ

一 昨年クビキラレマシタ

一 其他所得税内訳ニ就イテノ説明(各自各個ノ問題ニ付省略)

一 家ダケハ大キイデスガ、貸間ヲシテ居ルノデス

一三

多数

(最多数)
(多数)

三 住居所地(納税地)ニ就テ

一 御不審ノ点ガアリマシタラ御呼ビ出シ下サイ

一 御不審又ハ御用ノ際ハ電話〇〇番(勤先)ニテ呼出シテ願ヒマス

一 前年ハ何処ト重複決定ヲ受ケマシタ

一 本年何月頃何処ニ転居ノ予定デス

一 決定通知令書ハ勤先ニ下サイ、ヨク家ヲ變リマスカラ

一 前年何処デ決定ヲ受ケ、本年△△ニ参リマシタモノデス

一 ▲▲番地デハアリマセン、△△番地デス、御訂正下サイ

一 前年ハ營業所ノ何処デ納税シマシタガ、本年ハ上記住所デ納メタイト思ヒマス

一 本年〇月ヨリ税法施行地外ニ転勤ノ予定デス

四 氏名誤記、家族、異動其ノ他ニ就テ

一 姓名ガ間違ツテ困リマス、氣持ガ悪イカラ直シテ下サイ、〇〇デハアリマセン△△デス

一 同番地ニ同姓ノモノガ何人アリマス、御間違ノナイヤウニ

一 〇〇ハ私ノ家族デハアリマセン

一 △△ニ自分ト同姓同名ノモノガアリマス

一 ▲▲ハ私ノ雅号(又ハ通称)デシテ、本名ハ△△デス

一 △△ハ本年(又ハ前年)何月何処ノ何某ニ嫁(養子)ニヤリマシタ、或ハ死亡シマシタ等

ノ家族異動

五 申告、申請用紙ニ就イテ

- 一 申告書ハ半紙位ノ小形ニシテ下サイ
- 一 申告ノ用紙ハ毎年度々変ヘナイヤウニシテ下サイ
- 一 用式ハ別ニ説明書ヲ付セラレタシ
- 一 税則抜粋ヲ控ニ付セラレタシ
- 一 控ノ分ト提出ノ分ハ同一様式ニ願ヒマス
- 一 収入額ト所得額トノ意味ガ解リマセン
- 一 モット平易ニ解カリ易ク
- 一 審方ヲ読ムト「マルクス」ノ原審ヲ読ムヨリムツカシイ
- 一 三頁ノ各欄ニアル円ノ字ハナイ方カ宜敷シイヤウニ思ハレマス、如何テセウ、円以下切捨ト注意書シテ
- 一 二頁「所得ノ生スル場所」ト「所得者名」ノ欄ハ、今少シク長ク（二分程）シテ、所得ノ種目ト下部説明欄ハ少シ短カクシタラ便利ト思ヒマス
- 一 此書式転載ノタメ多少解リ難キ所アリ、即チ第二頁ノ備考欄ノ如シ
- 一 小生ニハ響キ方カ「ワカリ」マセン、御尋ニ行ク「ヒマ」モアリマセン、理髪店タケノ用紙ヲコシラヘテ下サイ
- 一 第五表貸家欄ニ於テ借地カ自己所有地カ区分カナクテハ、税務署トシテ御決定ニ苦シミマセウ

二 一 七 一 三 一 四 五 一 四

- 一 清書ノ「何表」ノ表示ヲ申告書ニモ亦同様「何表」ト印刷シ、内容ノ一致ヲ期セラルルニ於テハ、一般ニ一層平易ニ解セシムルヲ得テ歓迎セラルル事ト信シマス
- 一 控除金額ニ対スル適用条項又ハ罰則ノ大略ヲ掲記セラレタシ
- 一 借金利子支払欄ヲ設ケラレタシ
- 一 合計以外ノ計算誤算ヲ生シ御署ニテモ御検算ヲ要セラルヘシ、申告者ニ計算セシムルハ手数ヲ省ク事無之ト存候
- 一 控書合計欄中所得カ勤勞所得即チ第一表ノ所得ノミノ場合ニ於テ、○印ニハ如何ニ書入スルカ明示スルヲ要ス、△印ト同様ノ数字ヲ列記スルモノナルヤ、或ハ空欄トナシ置クモノナルヤ、若シ空欄トナスモノトセハ本書合計欄摘要中「控書ノ○印ノ金額ヲ書ク」トノ一項ニ抵触ス
- 一 第三頁ノ保険料控除額並再差引所得ノ二項ヲ了解セス
- 一 被保険者ト保険契約者トノ關係ヲ全然度外視シテ差支ナキモノナリヤ明記サレタシ
- 一 生命保険控除申請書ノ保険期間ハ保険料払込期間トセラレタシ、又保険受取人欄ハ必要ノ度少カルヘシ

六 税務署事務ニ対スル改善、其他希望事項

- 一 悪平等モ悪イカ悪差別モ悪イ、平均的差別カヨイ
- 一 オ互ニ国家ノ一員トシテ
- 一 低イ所得者ヲ緩ニシテ富強階級ノ脱税ヲ防クヘシ

三 一 一

- 脱税者ヲ尤モ嚴重ニ取締ラレタシ
- 香舟ノ魚ヲ逃カサヌヤウニ
- 無資産者ニハ負担輕ク
- 公平ニ、、、、親切ニ
- 間違ノナイヤウニ
- 決定方申告ト相違スル場合ハ内容ヲ明示サレタシ
- 決定通知ニ納期及附加税ヲ明記セラレタシ
- 決定通知ニ税額明記又ハ算出法記載セラレタシ
- 決定通知ニ決定内容ヲ明示サレタシ
- 農村ノ負担ハ都会人ニ比較シ、ハルカニ過重ナリ
- 税務署ノ位置不明ニ付、略図ト町名番地ヲ記入セラレタシ
- 選挙資格者ニ八月日時間ヲ通知セラレタシ
- 決定通知書ヲ早ク発送シテ下サイ、異議申立カ一期ノ間ニアイマセン
- 署員調査ノ際ハ身分ヲ明ラカニスル名刺ヲ所持セラレタシ
- 申告書ハ三月中ニ送付セラレタシ
- 呼出ハ避ケテ可成書面テ照会シテ下サイ
- 僅カナ署員ニテハ多數ナ事故、粗漏ヲ調査ハ止ムヲ得スト存シ候得共、訂正申出ノ節ハ
- 一期納税ニ間ニアフヤウ速カニ処理相成度

七
三八

- 御互ニ手数テス、間違ノナイヤウニ
- 税務署ノ方ハ尤モ親切丁寧テアツテホシイ
- 申告セシメタル後ノ態度ニ於テモ、申告セシムル迄ノ当局ノ親切ナル態度ヲ以テ臨マレ
ン事ヲ
- 世間ニハ往々有産階級ニテ多大ノ所得アルモノニテモ、不正ナル行為或ハ手段ヲ用ヒテ
脱税ヲハカル者アリトサヘ聞ク、我等ノ如キ少額ニシテシカモ零細ナル勤勞所得ヲ正直
ニ申告スル者カ、カ、ル事ヲ聞キテハ衷ニ不快ナラサルヲ得ス、宜敷当局ノ諸賢ハ監督
ヲ嚴調査ヲ密ニシテ公平ヲ保タレン事ヲ希望ス
- 七 徴収事務ニ就テ
 - 町村役場ハ納税不便テスカラ、市内同様郵便局ニ納付テキルヨウニ願ヒマス
 - 納付場所ヲ銀行ニシテ下サイ
 - 同 小学校ニシテ下サイ
 - 集金郵便ノ方法ニ依リ徴収セラレタシ
 - 町村役場ノ振替番号ヲ告知書ニ明記セラレタシ
 - 振替ニシテ納付出来ルヤウ願ヒマス
 - 集金人ノ来ル月日ヲ通知セラレタシ
 - 集金人ヲ派セラレタシ
 - 告知書カ来ナイテ督促カ来マシタ

二
五

- 御互ニ手数テス、間違ノナイヤウニ
- 税務署ノ方ハ尤モ親切丁寧テアツテホシイ
- 申告セシメタル後ノ態度ニ於テモ、申告セシムル迄ノ当局ノ親切ナル態度ヲ以テ臨マレ
ン事ヲ
- 世間ニハ往々有産階級ニテ多大ノ所得アルモノニテモ、不正ナル行為或ハ手段ヲ用ヒテ
脱税ヲハカル者アリトサヘ聞ク、我等ノ如キ少額ニシテシカモ零細ナル勤勞所得ヲ正直
ニ申告スル者カ、カ、ル事ヲ聞キテハ衷ニ不快ナラサルヲ得ス、宜敷当局ノ諸賢ハ監督
ヲ嚴調査ヲ密ニシテ公平ヲ保タレン事ヲ希望ス
- 七 徴収事務ニ就テ
 - 町村役場ハ納税不便テスカラ、市内同様郵便局ニ納付テキルヨウニ願ヒマス
 - 納付場所ヲ銀行ニシテ下サイ
 - 同 小学校ニシテ下サイ
 - 集金郵便ノ方法ニ依リ徴収セラレタシ
 - 町村役場ノ振替番号ヲ告知書ニ明記セラレタシ
 - 振替ニシテ納付出来ルヤウ願ヒマス
 - 集金人ノ来ル月日ヲ通知セラレタシ
 - 集金人ヲ派セラレタシ
 - 告知書カ来ナイテ督促カ来マシタ

五七
一
二
七
一
一
一
一
五

- 一 停車場其他、町村ノ関門ニ出張徴収シテ下サイ
- 一 税金デーヲ三日間位

税金「ウィーク」ヲ設ケル事

但シ二十五日頃力三十日頃ノ給料日、市内会社銀行員ノ集マル処ニ臨時出張所ヲ出シテ下サイ

一 自分ノ税ヲ忘レル者甚タ多シ、督促状財産差押テ感情ヲ悪クサセナイデ、「あなたの税金は」ノ見出テ

第一期	○円支払済	支払期日	月	日
第二期	○円未済	同	同	同
第三期	同	同	同	同
第四期	同	同	同	同

- 一 納期ヲ五月十日・十一月十日ノ二期ニシテ下サイ
 - 二 二十二日ヨリ末日マテニセラレタシ
 - 三 二十五日ヨリ月末マテ
 - 四 税金ハ日曜日ニモ取扱ハレタシ
 - 五 一年ノ税金ヲ半年位テ納メナイテ、一年中ニ平均シテ納メルヤウニシテ下サイ
- 拙宅ヨリ町役場マテ約一里半位、而モ人家ノナイ野路デス、女房ハ二人ノ幼児ヲ抱ヘテ税金ヲ納メニ行ク事ハ出来ナイノデス、近処ニ郵便局カアリマスカ代理徴集シテ呉レマセン

一
九
〇
二
五

書留テ返信料ヲツケテ為替テ送ルナンテ事ハ、云フヘクシテ行ヒ難イモノデス
 不得已金ハ用意シテ居テモ期限力経過シテ滞納ニナリマス、コレハ制度ノ罪デス
 鐘ヤ太鼓テコンナ申告書マデ配布スル稅務署トシテ、愉快ニ簡便ニ納入出来ルヤウナ方法ヲ講スル位ハ、ナンテモナイテショウ
 頑迷ナ町役場ノ人達ニ任セテ置カス徴収方法ヲ御研究下サイ、コンナ風テスト滞納シテ置イテ現金ヲ差押ヘテ戴ク方カ、結局面倒カナイ事ニナリマス

八 法律勅令改廃ニ干スル事項

- 一 所得最低ノ引上ヲ望ム
- 一 俸給及賞与ハ三割控除セラレタシ
- 一 恩給ハ二割乃至三割控除セラレタシ
- 一 株式ヲ買ツタモノノ買入金利子ヲモ引イテ下サイ
- 一 学校ハ貸費テ出タノタカラ経費トシテ返金タケ引イテ世ヒタイ
- 一 俸給者ノ恩給法ニヨル百分ノ一ノ國庫納金ヲ差引イテ下サイ
- 一 扶養控除千円以下百円ヲ、千五百円以下百円ニ改正セラレタシ
- 一 義務教育費ヲ控除セラレタシ
- 一 中学校卒業迄ハ小供ノ授業料タケ控除サレタシ
- 一 勤勞所得ノ控除額ハ二割ト四割位ニセネハ他ト鈞合カトレマセン
- 一 通勤ノ電車賃ハ必要経費トサレタイ

七
一
一
二
一
一
一
三
二
三
二

- 一 年令ノ如何ニ不拘、妻ニ対スル控除ヲ認メテ下サイ
- 一 調査委員ニ調査シタル成績ヲ報告セシメラレタシ
- 一 妻ノ母其他、扶養セルモノハ孤児其他親類ノ子供等全部控除セラレタシ、国ノ母モ同様ニ
- 一 女教員カ勤メルタメ子守ヲオク、ソレハ経費トシテ差引イテ下サイ
- 一 給料モ実績課税ニセラレタシ、日給者ナドハコトニソウテス
- 一 同一家族ノモノ、令書ハ一ニシテ貰ヒタイ、別々トオ互ニ面倒テス、又別々ニスルノナ
ラハ別ニ合算シナクトモヨイト思ヒマス
- 一 保険控除ハ不快ナリ、特別運動シタタメカ
- 一 簡易保険ノ御相伴テセウカ、慈善事業ノ寄付金モ引イテ下サイ
- 一 生命保険ヲ控除シテ他ノ保険料ヲ控除セサルハ不当ナリ
- 一 私ハ人ノ親トシテ保険ノ必要モ痛切ニ感シマスケレトモ、余裕ナキ生計ハ其ノ加入ヲ赦シ
マセン、ムシロ家賃ヲ引イテ下サイ
- 一 生命保険ヲ控除セス家賃ヲ控除セラレタシ、然ルトキハ家主ノ不正ナル家賃報告モ防キ得
ヘシ

九 其ノ他雜件

- 一 下欄御注意事項ハ如何ニモ御親切ナレトモ、擬テハ思案ニ能ハスノ感カアリマス
納税休論国民負
税額遂増収入下

義務恩恵何矛盾
務欲良民奈吾苦

税金ハ是非金ナリト悟レドモ、納ムル資金ナキノウタテキ
毎々御手教ノ段深謝
同情ト便宜トヲ望ム

無 歌 口 集

- 一 本年ハ百円以上ノ人ハ月給ノ上ラヌ年ナリ
- 一 申告書ハ結構テシタ
- 一 控書ヲ下サツテ有難ウ
- 一 サラリーマンノ悲哀サヨ、妻子モ養ヘヌノニ税金ヲ払ハネハナリマセン、全ク泣ク泣
クテス、御用ノ節ハ大手ノ七九七九番ヘ
- 一 恩給証書カ未タ下付サレマセン

(昭43 東京 70、15)

61、大正15年 所得税法の改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル所得税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム
御 名 御 璽

大正十五年三月二十七日

内閣総理大臣

若槻礼次郎

大蔵大臣

浜口 雄幸

法律第八号(官報号外)

所得税法中左ノ通改正ス

第一条ノ二ヲ削ル

第三条 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲 法人ノ普通所得

乙 法人ノ超過所得

丙 法人ノ清算所得

第二種

甲 本法施行地ニ於テ支払ヲ受ケタル公債、社債若ハ銀行預金ノ利子、又ハ貸付信託ノ利益

乙 第一条ノ規定ニ該当セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受ケル利益、若ハ利息ノ配当、剰余金ノ分配又ハ利益、若ハ剰余金ノ処分タル賞与、若ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与

第三種

第二種ニ属セサル個人ノ所得

第三条ノ三 本法ニ於テ貸付信託ト称スルハ信託会社ノ引受ケタル金銭信託ニシテ、信託財産ノ運用方法ヲ預入又ハ

貸付ノミニ限定シタルモノヲ謂フ

第四条中「法人ノ所得」ヲ「法人ノ普通所得」ニ改ム

第五条中「法人ノ各事業年度ノ所得」ヲ「法人ノ普通所得」ニ、「同年度」ヲ「当該事業年度」ニ改ム

第八条中「所得」ヲ「普通所得」ニ改ム

第九条 削除

第十条 削除

第十一条中「払込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額」ヲ「払込株式金額又

ハ出資金額」ニ改ム

第十四条 第三種ノ所得ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一 営業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ属セサル公債、社債及預金ノ利子ハ前年中ノ収入金額

二 山林ノ所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

三 賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額

四 法人ヨリ受ケル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ハ、前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額(無

記名株式ノ配当ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

五 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等ノ性質ヲ有スル給与ハ前年中ノ収入金額、但シ前年一月一日ヨ

リ引続キ支給ヲ受ケタルニ非サルモノニ付テハ其ノ年ノ予算額

六 前各号以外ノ所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額、但シ前年一月一日ヨリ引続キ有シタルニ非サル資産、営業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ予算額

株式ノ消却ニ因リ支払ヲ受クル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ払戻トシテ受クル金額カ、其ノ株式ノ払込済金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配当ト看做ス

第一項第一号、第二号及第四号ノ所得ニ付テハ、被相続人ノ所得ハ之ヲ相続人ノ所得ト看做シ、第六号ノ所得ニ付テハ相続シタル資産又ハ營業ハ相続人カ引続キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

第十五条 前条ノ規定ニ依リ算出シタル所得総額一萬二千元以下ナルトキハ、其ノ所得中勤勞所得（前条第一項第三号及第五号ノ所得）ニ付左ノ金額ヲ控除ス

- 一 所得総額六千元以下ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ二
 - 二 所得総額中勤勞所得以外ノ所得六千元以上ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ一
 - 三 所得総額六千元ヲ超エ勤勞所得以外ノ所得六千元未満ナルトキハ、勤勞所得中勤勞所得以外ノ所得ト合算シテ六千元ニ達スル迄ノ金額ノ十分ノ二、其ノ他ノ金額ノ十分ノ一
- 戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ、其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス、戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十六条第一項ヲ左ノ如ク改ム

前二条ノ規定ニ依リ算出シタル所得総額三千元以下ナルトキハ、其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ、其ノ所得ヨリ其ノ年三月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未満者ハ六十歳以上ノ者、又ハ不具廢疾者一人ニ付百円ヲ控除ス、但シ第二条ノ規定ニ依リ納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第三項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅義務者ノ一人又ハ数人ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

第十七条中「郡」ヲ削ル

第十八条第七号ヲ削ル

第二十条中「八百円」ヲ「千二百円」ニ、「第十五条及第十六条」ヲ「第十五条、第十六条及第十六条ノ三」ニ改ム

第二十一条 第一種ノ所得ニ対スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 普通所得

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

百分ノ五

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人

百分ノ十

乙 超過所得

超過所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各稅率ヲ適用ス

普通所得金額中資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ四

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ十

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ二十

丙 清算所得

清算所得金額ヲ左ノ如ク区分シ各稅率ヲ適用ス

積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレサル所得ヨリ成ル金額

百分ノ五

其ノ他ノ金額

百分ノ十

法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル第二種ノ所得ニ対スル所得金額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ当該事業年度ノ第一種ノ所得ニ対スル所得稅額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ第二種ノ所得ニ対スル所得税ハ、第一種ノ所得計算上之ヲ換金ニ算入セズ

第二項ノ規定ハ法人ノ清算所得ニ対スル所得税ニ付之ヲ準用ス

第二十一条ノ二 同族会社カ各事業年度ニ於テ留保シタル金額中左ノ各号ノ一ニ該当スル金額アルトキハ、政府ハ其ノ事業年度ノ普通所得ヲ年額ニ換算シタル金額中五万円以下ノ金額ニ百分ノ十、五万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ十五、十万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ二十、五十万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ二十五、百万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ三十ヲ乗シタル合計金額ノ普通所得年額ニ対スル割合ヲ求め、之ヲ税率トシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル金額(各号共ニ該当スル場合ニハ其ノ多額ナル一方)ニ付適用シテ算出シタル税額ヲ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スルコトヲ得

一 事業年度ノ普通所得中留保シタル金額カ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ三ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

二 事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ノ普通所得中留保シタル金額ノ合計カ、其ノ事業年度末ニ於ケル払込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額、但シ其ノ事業年度末ニ於ケル積立金カ払込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ控除ス

本法ニ於テ同族会社ト称スルハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ株式金額、又ハ出資金額ノ合計カ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相当スル法人ヲ謂フ

第二十二条ニ左ノ二項ヲ加フ

信託会社カ其ノ引受ケタル貸付信託ノ信託財産ニ付納付シタル第二種ノ所得ニ対スル所得税額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ当該貸付信託ノ利益ニ対スル所得税額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スヘキ第二種ノ所得ニ対スル所得税ハ、其ノ貸付信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

第二十三条中「八百円以下ノ金額百分ノ〇・五、八百円ヲ超ユル金額百分ノ一、千円ヲ超ユル金額百分ノ二」ヲ、「千二百円以下ノ金額百分ノ〇・八、千二百円ヲ超ユル金額百分ノ二」ニ改メ、第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ山林ノ所得ハ山林以外ノ所得ト之ヲ区分シ、其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ対シ、此ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ税額トス

第二十五条中「四月中」ヲ「三月十五日迄」ニ、「第十六条」ヲ「第十六条又ハ第十六条ノ三」ニ改ム

第三十一条中「前年第三種ノ所得税ヲ納メ其ノ年第二十五条ノ申告ヲ為シタル者」ヲ、「第三種ノ所得又ハ個人ノ営業ニ付其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告ヲ為シ、且其ノ決定ヲ受ケタル者」ニ、「第七十六条」ヲ「第七十六条又ハ営業収益税法第二十八条乃至第三十条」ニ、「前項」ヲ「前二項」ニ改メ、第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

其ノ年分ノ所得金額及純益金額ノ決定前選挙ヲ行フ場合ニ於テハ、前年第三種ノ所得又ハ個人ノ営業ニ付所得税

又ハ営業収益税ヲ納メタルコトヲ以テ、其ノ年所得金額又ハ純益金額ノ決定ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十一条 調査委員及補欠員ノ任期ハ選挙期日ノ属スル月ヨリ四年トス

選挙区域ノ変更ニ因リ其ノ区域内ニ於ケル第三種ノ所得ニ付、其ノ年所得金額ノ決定ヲ受ケタル者及個人ノ営業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受ケタル者ノ合計數ニ五分ノ一以上ノ増減ヲ来シタル場合ニ於テハ、調査委員及補欠員ノ任期ハ選挙区域ノ変更アリタル月ヲ以テ終了スルモノトス、但シ其ノ選挙区域ノ変更ノ月カ一月又ハ二月ナルトキハ三月、四月乃至八月ナルトキハ九月、十二月ナルトキハ翌年三月ヲ以テ終了スルモノトス

第三十一条第二項ノ規定ハ、其ノ年分ノ所得金額及純益金額ノ決定前選挙区域ノ変更アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十五条中「第三種ノ所得ニ付」ヲ「第三種ノ所得ニ対スル所得税若ハ営業収益税ノ何レニ付テモ」ニ改ム

第五十一条中「八月三十日」ヲ「五月三十一日」ニ改ム
第五十九条第一項ヲ左ノ如ク改ム

第二十六条、第五十一条若ハ第五十二条ノ規定ニ依リ、第一種若ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキ、又ハ第二十一条ノ規定ニ依リ税額ヲ加算シタルトキハ、政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

第六十条中「所得金額」ヲ「所得金額又ハ加算税額」ニ改ム

第六十四条中「収入予算年額四分ノ一」ヲ、「第十四条第一項第五号及第六号ノ所得額二分ノ一」ニ、「贈与ヲ為シタル為」ヲ「相続、贈与又ハ營業継続ニ因リ」ニ改ム

第六十五条中「収入予算年額ニ対シ四分ノ一」ヲ「二分ノ一」ニ改ム

第六十七条中「九月一日ヨリ三十日限」ヲ「七月一日ヨリ三十一日限」ニ、「十一月一日ヨリ三十日限」ヲ「十月一日ヨリ三十一日限」ニ改ム

第七十三条ノ二 同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ其ノ所得又ハ株主社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ所得ニ付、所得税遁脱ノ目的アリト認めラルルモノアル場合ニ於テハ、其ノ行為又ハ計算ニ拘ラス政府ハ其ノ認めル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

第七十三条ノ三及第七十三条ノ四ヲ削ル

附則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正十五年分所得税ヨリ本法ヲ適用ス、但シ第二十五条、第五十一条及第六十七条ノ改正規定ハ大正十六年分所得税ヨリ之ヲ適用ス

第十四条第一項第三号又ハ第四号ノ所得ニシテ大正十四年三月中ノ収入ニ屬スルモノハ、之ヲ大正十五年分第三種所得トシテ計算セズ

第十六条第一項ノ改正規定中三月一日トアルハ、大正十五年ニ限り四月一日トス

本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得及本法施行前ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル清算所得ニ付テハ、仍従前ノ例ニ依ル

所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十五年九月三十日迄ハ仍従前ノ例ニ依ル

従前ノ規定ニ依ル所得調査委員及補欠員ノ任期ハ、大正十五年九月三十日ヲ以テ終了ス

第三十一条、第四十一条及第四十五条ノ改正規定中營業收益税ニ關スルモノハ、大正十五年分ニ付テハ之ヲ營業税ニ關スルモノトス

〔法令全書〕

62、大正15年 所得税法施行規則の改正

朕所得税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

撰政名

大正十五年三月三十一日

内閣総理大臣

若槻礼次郎

大蔵大臣

浜口 雄幸

勅令第二十九号(官報号外)

所得税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条ヲ第一条ノ二トス

第一条 法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ、其ノ事業年度ノ所得計算上益金又ハ損金ニ之ヲ算入セス
第四条 所得税法第二十一条ノ規定ニ依リ清算所得中百分ノ五ノ税率ヲ適用スヘキ金額ハ、解散當時ノ積立金(最後ノ事業年度ニ於テ留保シタル金額ヲ含ム)及清算期間中ニ生シタル所得税法、其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル所得ニ相当スル金額ノ合計ニ依ル

前項ノ所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレサル所得ニ相当スル金額ノ計算ニ付テハ、所得税法第四条ノ規定ヲ準用ス

第五条 所得税法第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ヲ年額ニ換算スル場合ニ於テハ、普通所得ヲ十二倍シタルモノヲ当該事業年度ノ月数ヲ以テ除シ之ヲ計算ス

前項ノ月数ノ計算ニ付テハ第一条ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第六条 所得税法第二十一条第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ第一種ノ所得税額ヨリ控除スヘキ第二種ノ所得税額中、公債又ハ社債ニ対スルモノハ其ノ公債又ハ社債ヲ所有シタル期間ノ利子ニ対スルモノニ限ル

前項ノ公債又ハ社債ヲ所有シタル期間ノ利子ニ対スル第二種所得税額ハ、其ノ納付シタル第二種ノ所得税額ヲ其ノ公債又ハ社債ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セサリシ期間ノ利子額トニ案分シテ之ヲ計算ス

第六条ノ二 所得税法第二十一条第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ第一種ノ所得税額ヨリ第二種ノ所得税額ノ控除ヲ受ケムトスル者ハ、所得税法第二十四条ノ申告ト同時ニ其ノ官所轄税務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ第二種ノ所得ノ種類別ニ其ノ利子又ハ利益、納付シタル税額及控除ヲ受クヘキ税額ニ関スル明細書ヲ提出スヘシ

第六条ノ三 所得税法第二十二條第二項ノ規定ニ依リ貸付信託ノ利益ニ対スル所得税額ヨリ控除スヘキ第二種ノ所得税額ハ、信託会社ニ於テ貸付信託ノ利益ニ対スル所得税徴収ノ際之ヲ控除スヘシ

第六条ノ四 税務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、第六条ノ二ノ規定ニ依リ申請ヲ為シタル者又ハ前条ノ規定ニ依リ控除ヲ為シタル信託会社ニ対シ、其ノ計算ヲ証明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第八条第二項ヲ左ノ如ク改ム

所得税法第十四條第一項第六号ノ規定ニ依リ所得計算ニ付損失アルトキハ、同条第一項第五号ノ規定ニ依リ所得ヨリ之ヲ差引キテ計算ス

第八条ノ二 所得税法第十五條第二項ノ場合ニ於テ所得ヨリ控除スヘキ金額ハ、各納税義務者ノ勤勞所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

第九条ノ二 所得税法第十六條第二項ノ場合ニ於テ所得ヨリ控除スヘキ金額ハ、所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ各其ノ控除額ヲ定ム、但シ其ノ申請額ノ合計力控除スヘキ金額ヲ超過スルトキ若ハ之ニ達セサルトキ、又ハ其ノ申請額不明ナルトキハ税務署長ニ於テ各其ノ控除額ヲ定ム

第十条中「所得税法第二十五條第二項ノ申請書」ヲ「所得税法第十六條ノ規定ニ依リ控除ノ申請書」ニ、「及不具廢疾ノ事實」ヲ、「及不具廢疾ノ事實及控除金額」ニ、「五月一日」ヲ「三月十六日」ニ改ム

第十一条ノ二中「前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日迄」ヲ「前年中」ニ改ム

第十一条ノ三 所得税法第十六條ノ三ノ規定ニ依リ控除ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ、之ヲ所轄税務署ニ提出スヘ

シ

一 保険者ノ住所及名称

二 保険ノ種類

三 保険金額

四 保険金受取人ノ住所、氏名及保険契約者トノ続柄

五 前年中ニ払込ミタル保険料金額

其ノ年三月十六日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納税義務アルニ至リタル者、所得税法第十六条ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスルトキハ、所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スヘシ

第十二条ノ四 税務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、前条ノ規定ニ依ル申請ヲ為シタル者ニ対シ保険料領収証書其ノ他必要ナル書類ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第十一条ノ五ヲ削ル

第十二条中「郡組合、」ヲ削ル

第十五条中「五月一日」ヲ「三月十六日」ニ改ム

第二十条 所得税法第五十六条第一項ノ規定ニ依リ支払調書ヲ提出スル義務アル者ハ、左ノ期限ニ從ヒ之ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

一 賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、前年三月一日ヨリ十二月末日迄ノ分ニ付テハ毎年一月末日限、其ノ年一月一日ヨリ二月末日迄ノ分ニ付テハ毎年三月十五日限

二 法人ノ利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ付テハ、配当金額又ハ分配金額ノ確定シタル日ヨリ三十日限、

但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支払ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ毎年三月十五日限

三 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、前年一月一日ヨリ引続キ支給ヲ受クル者ノ分ニ付テハ毎年一月末日限、其ノ他ノ者ノ分ニ付テハ毎年三月十五日限

第二十一条 前条ノ支払調書ニハ左ノ各号ノ規定ニ依リ支払ヲ受クル者ノ住所又ハ居所、氏名及各人別支払金額ヲ記載スヘシ

一 賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ、其ノ支払金額及支払金額ノ確定シタル月日

二 法人ノ利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ付テハ其ノ支払金額、支払金額ノ確定シタル月日及其ノ支払ヲ受クル者ノ払込金額別株式数、出資金額、基金其ノ他支払金額計算ノ基礎、但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ニ支払ヒタル法人ノ利益又ハ利息ノ配当ニ付テハ、前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日ニ至ル期間ノ支払金額、支払月日及其ノ支払ヲ受ケタル者ノ払込金額別株式数、其ノ他支払金額計算ノ基礎

三 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ、前年一月一日ヨリ引続キ支給ヲ受クル者ノ分ニ付テハ前年中ノ支払金額及其ノ金額計算ノ基礎、其ノ他ノ者ノ分ニ付テハ其ノ年分ノ支払予算年額及其ノ金額計算ノ基礎

第二十二条 第二十条第三号ノ規定ニ依リ其ノ年一月末日迄ニ提出シタル支払調書ニ記載セラレタル者ニシテ、其ノ支給ヲ受ケサルニ至リタルモノ又ハ住所氏名ニ異動ヲ生シタルモノニ付テハ、三月十五日迄ニ異動調書ヲ提出スヘシ

第二十二條ノ二中「四月末日」ヲ「三月十五日」ニ改ム

第二十二條ノ三中「三月末日ニ於ケル」ヲ「二月末日ニ於ケル」ニ、「前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル」ヲ

〔前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日ニ至ル〕ニ改ム

第二十五条中「五人」ヲ「七人」ニ改ム

第三十四条中「所得税ヲ納メタル者ノ數」ヲ「所得税ヲ納メタル者及所得税ヲ納メスシテ個人ノ營業ニ付營業収益税ヲ納メタル者ノ合計數」ニ改ム

第三十七条 税務署長所得税法第二十六条、第五十一条、第五十二条若ハ第七十四条第二項ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキ、又ハ所得税法第二十一条ノ規定ニ依リ税額ヲ加算シタルトキハ之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

第三十九条ノニヲ削ル

第四十九条中「又ハ税務監督局ノ管轄区域ニ異動アリタルトキ」ヲ削ル

第五十九条中「所得金額」ヲ「所得金額又ハ加算税額」ニ改ム

第五十九条ノニヲ削ル

第六十一条中「収入予算年額四分ノ一」ヲ「所得額二分ノ一」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ大正十五年分所得税ヨリ本令ヲ適用ス、但シ第十五条、第二十条、第二十一条及第二十二条ノ改正規定ハ大正十六年分所得税ヨリ之ヲ適用ス

大正十五年ニ限り第十条及第十一条ノ三ノ改正規定中三月十六日トアルハ五月一日、第二十一条ノ改正規定中前年三月一日トアルハ前年四月一日トス

大正十六年ニ限り第三十四条ノ改正規定中營業収益税トアルハ營業税トス